

文化財保護シンボルマーク

大分県文化財調査報告 第六十二輯

六郷満山関係文化財総合調査概要 (三)

—杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大田村の部—

六鄉滿山關係文化財總合調查概要

(三)

はじめに

国東半島の文化財は、質・量ともにすぐれ、その文化財に対する関心が年々高まりを見せていることは周知のことであり、県内外からの研究者・観光客の夥しい訪問は目を見はるものがあります。

大分県教育委員会では、諸地域に所在するすぐれた文化財については、指定をし、種々保存策を講じているところですが、とりわけ、国東半に開花した六郷満山文化については、文化の成立と発展を本格的に解明するとともに、諸文化財の保存に積極的に取り組まなければならないことを痛感しているものであります。

この報告書は、六郷満山関係文化財総合調査事業として、昭和五十年度の要後高田市・真玉町・香々地町、昭和五十一年度の国見・国東・武蔵・安岐各町に続き、昭和五十二年度に実施した杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大山村に関する調査の継続報告であり、この報告書をもって、六郷満山関係の文化財総合調査は、一応終了することになりますが、この三か年の成果が、今後の六郷満山文化の解明の基礎資料として広く活用されることを願って止みません。

おわりに、この調査に精力的に取り組んでいただいた調査員各位、また熱心にご協力いただいた地元関係各位に深甚の謝意を表し、はじめのことばとします。

昭和五十七年三月二十日

大分県教育委員会教育長
友田幸史

目 次

一 記録・古文書調査報告	1
二 六郷山寺院とその建築	67
三 国東半島の石造美術	121
四 民俗文化財関係調査報告	149

凡 例

本書は、大分県教育委員会が昭和五十二年度に実施した杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大田村の「文化財総合調査」の報告書である。

本調査は、六郷満山文化の解明のための概要調査に留め、一か年事業の最終年度の調査である。

本調査は、有形文化財のうちの石造建造物・木造建造物・記録・古文書、および民俗文化財のみを対象とした。その他の物件については、別途実施の予定である。

本調査の調査員と担当項目は、つきのとおりである。なお()内の所風は調査当時のものである。

古文書等 新川登鬼男 日本文子大学助教授(大分大学助手)
古 建 築 青山賛信 大阪工業大学教授・工学博士
石造 美術 入江英親 県文化財保護審議会委員

民俗文化財 小玉洋美 県立大分鶴嶺高校教諭(県文化財保護審議会委員)

本書は、諸事情により刊行が大幅に遅れた。そのため、調査にご協力いただいた方々に多大のご迷惑をかけることとなつた。付記してお詫びします。

記録・古文書調査報告

新川登龜男

記録・古文書調査報告

はじめに

今回調査で注目されるのは、蓮花寺（院）所蔵の修験關係史料と、杵築市立居文庫の「才社法拾錄」である。前者については、どうぞ一部の文書調査に終わったが、なお県内の江戸期における修験の一端をうかがうことができる。

修験は、周知の通り天台系の本山派と真言系の「山派」に大別される。そして本調査の限りでは、すべて当山派の史料で、そのことを顕著に物語るのは、同寺所蔵の(1)(2)文書である。「つまり、「真言修験宗」と称されて「聖源大師」（聖宝）を宗祖と仰ぐ醍醐寺三室院系の修験である。この修験の組織は、本山派の「靈」とちがって、諸國先達職によつて統制されているが、本史料中に類見される「世儀（義）寺同行」とは、伊勢国渡会郡の教王山世儀寺の同行をいい、同寺は重代職を帯する寺院にほかならない。そして、蓮花院が「袈裟頭」をつとめており、他に「帳本」「木役」「半役」さらには「無役」が認められる。

当山派であることが知られる地域は、菅原の限り、宇佐郡・困東郡・速見郡・海部郡のいわば海岸を擁する、内陸地ではないところである。しかし、国東郡六郷満山は天台系と普通伝えられ、かつ夢山は本山派に一応属していく、両派の関係には不明な点が多い。だが少なくとも、県内の修験をもつて安易に天台系（本山派）とみることはできなくて、本山派座主を持つ夢山の影響も、県内では決して大きくなない。当山派の世儀寺によって組織されている面が著しく、大部分はその好例である。(9)で詳述した通りである。なお、負担面では、「冥加綱上納」負担や、「頭襟役銀上納」や「御役銀上納」の賦課がうかがえる。一方、修験の側面に、「牛馬娘護」（5）ないし「牛馬守護」（9）第四）があつて、農業社会とのかかわりも決して無視できない。

後者の「寺社法拾錄」は、いわゆる作業簿の寺社史料集とも称すべきものであるが、その編集年時は不明である。⑫の贈書收載では文政四年十二月付が下限であり、⑯の法号でも、文政四年十一月没の「戒雲院殿定月慈光大師」（親明公御室）が最後となつて、文政四年末を過らない編集とみてよい。

②の祈願所のうち五ヶ寺は、真言宗護保守を除いて他はすべて天台宗であり、六ヶ寺もその大勢にかわりないが、天台宗明鳳院が消えて曹洞宗の宗玄・泉福両寺が加入する。さらに九ヶ寺となるとその宗別構成は大きく変化して、禪宗（安住寺・宝陀寺）や淨土宗（淨國寺・蓮花寺・正覺寺）の加入が著しい。一方廟内十ヶ寺では、一向宗（妙徳寺・玄昌寺・光明寺・光名院）の編入が著しい。この祈願所と修驗にはかかわりの一端がうかがえて、⑩に記す「修驗面付」の寿生院（⑦では記入なし）と光明院はいずれも廟内十ヶ寺に入っている。しかしこれは幕制上の方便とむしろみるべきで、やはり祈願所ないし本末關係寺院編制と修驗構成は、基本的に異なるものとみられる。修驗が院単位であることもその証左で、作業簿内においても世儀寺の統制下にあり、他に蓮花院や寿生院の同行がみえる。

一方、本末寺院編制については、⑦に詳しいが、菩提所である禪宗妙心寺末義徳寺と、淨土宗知恩院末長昌寺の影響が強く認められ、とりわけ城下を有する八坂手水や小原手水に著しい。だが八坂・小原手水と他の手水、もしくは八坂手水と他の手水では、宗別構成がかなり異なるのも注目すべきである。個別的には本文を参照されたい。

つぎに⑨の社家では、吉田家の統制がとりわけ八坂・小原手水に著しい。他には鳥丸・白川两家が知られる。このうち⑨の④でも明らかのように「吉田家之指揮」が強調されるが、①では宇佐宮支配の侵入を糾弾していて、吉田家支配の動搖がよくうかがえよう。このほかさらに、「山師」・「陰陽師」さらには「百鬼」の史料もみえ、⑫の触書類も興味深い。

なお、土居文庫には寺社關係史料がまだ多数存するようであるが、木調査は「寺社法拾錄」に限った。

(3)

明治新政府ならびに延暦寺表達写他

(明治五年)

一冊

豊後國日出
願成就寺兼
勝功德院
御房

(2) 寄附状 文政六年 一通
「御紋附紫幕 卷帳
右、願成就寺本尊前江御寄附候也、於世用者、全被相用間敷候、仍狀如件、
文政六末年
十月九日
豊後國日出

芝築地法印（花押）
橋本惣在願（花押）

(1) 聽許状 文政五年 一通
「豊後國日出木下領願成就寺領山江
光孝天皇尊儀勸請之事、任願被聽許畢、社頭筋繩莊蔵不可有子細之旨、被仰下候、仍狀如件、
文政五年
四月三日
樋本民部卿（花押）
樋本民部卿（花押）
樋本惣在願（花押）
樋本惣在願（花押）

(4) (表紙)

〔明治第五中星調之

□ 鹿井大本山表達

遠見郡

赤松山執事」

(1) 大分県通達写

教部省の通達を受けた大分県が、壬申（明治五年）七月、諸宗現在寺院（第一会所）に對して、「開創之年歴及僧尼之履歴日数等」を取調べ差し出すよう命じたものである。

(2) 比叡山延暦寺御勅書写

明治元年の「三御門宗割合旨之寫」である。妙法院・青蓮院・醍醐の三門跡から、「大政衛一新」にともなう動搖を懸念して出されたもので、とりわけ幕府滅亡にあわせて東叡山（輪門）の支配をとどめ、一宗惣本山比叡山延暦寺への一元支配を指示している。

(3) 僧銀票

大般若波羅密多經（高麗藏本対校）六百卷（秋人）の代銀五貫百匁と、同經六百卷（無軒）の代銀四貫九百五十匁と、仮箱代七八匁、荷造代七十二匁を記したもので、日付は慶應三年。なお版元は、「京都柳馬通三条下ル町、般若堂、近江屋新助」とある。

〔口に開する代金の請取状で、差出者は「近江屋新助」、請取者は「日出御藏屋鋪」の「玉井宗右衛門」と立石の「油屋万成」の両名であった。

口 蓮華寺。速見郡日出町大字日出

(1) 醍醐寺三宝院御触書
寛政三年 一通

「一、当山真言修驗宗之儀者、宗祖理源大師以御法跡相承之御事ニ而、則三宝院御門主者、真言宗の大本寺ニ御座候故、当山派を真言修驗宗与相称し候、近年諸宗共宗門別體面之儀、從公儀被仰出候ニ付、猶以修驗宗茂當御門主方追々宗門御取締方等被仰付候得共、速見郡片瀬御末派迄不行届、心得遠未た是迄之通ニ而相過候場所茂有之趣間々相聞江候、

此度人別御改ニ付、尚更取調子被仰付候、右修驗宗門之儀、亨保七年被經公儀之御沙汰、諸國江御触被仰出、其勘過半修驗一宗門ニ相片付候處、其後享保十七年ニ再被仰出候御触之趣、修驗之聲者格別妻子眷屬之分未修驗一派引導ニ不相片付分者無用、乍然著提所他寺相對を以双方納得之上者、妻子共一派引導爾相片付候儀者勝于次第ニ承認候旨被仰出候儀尔候、仍而右享保以來茂、相報來候甚所守江對談之上、妻子眷屬之近茂一宗引導ニ相片付候儀者、諸國ニ近例致多有之候、近者井伊孫頭殿御領内修驗宗契坐頭、明見院始輔下修驗妻子眷屬迄悉一宗引導ニ相片付候、右之通之儀故、修驗之分者是迄相報來候至所守江一應遂願^{〔付〕}ニ而、諸國共修驗院主弟子衆徒之向者勿論之事ニ候、且又修驗宗之聲宗旨請合證文頗出候得者、從當御頭御門主被成下候而、夫々御園法江も相者共らと書達候、關東表ニ而者、每度御領主方より寺社御奉行所江御問合等茂有之、則御奉行所当御門主江戸御役所当山修驗宗總領鳳閣寺江御尋有之節、公儀江書上^{〔付〕}尔茂、往昔より当山派修驗宗門相立來、当山修驗道共当山修驗宗共一派建立之宗祖理源大師御以来宗法相立候儀勿論ニ御座候、三宝院御門主真言宗之御本寺故、当山派を則真言修驗宗与称し申候、一派引導之儀茂有所守江相對を以、妻子眷屬

一派引導ニ相片付候事者勿論之儀、宗旨證文之儀者、院内俗男女共一派引導ニ不片付ものたり共、願候得者差遣候儀通例ニ御座候、都而修驗宗門ニ致交名候、修驗之分者一派ニ面引導仕候得者、院主老人ニ限候筋ニ者無御座候、右之通公橋江毎々書上相済有之候、右之趣無心得遂相守、修驗宗僧侶者勿論是迄ノ頃寺江遂断一宗引導ニ片付并妻子眷属之儀及相対を以一宗ニ片付候儀者勝手次第之事、

三宝院御門主御内

飯田 備後介

大溪 伊予介

安田 準人

寛政三年亥三月

(2) 凤閣寺カツラジマ指出書付

（寛政二年） 一冊

表紙には、「当山派修驗宗文字從公儀御尋ニ付、鳳閣寺カツラジマ指出書付写」とある。内題は、「寛政二年戊六月、寺社御奉行牧野備前守殿カツラジマ指出候書付写」となっている。

「宗之文字」の使用について、差出されたものである。はじめに、「三宝院御門主御末派当山修驗宗門之儀、御元祖真言小野六流之祖聖寶尊師建立ニ而、三宝院殿御代々真言修驗道之宗旨被相行候、」と述べている。ついで、安永年中における越後國寺社村のうちの四ヶ院が、「宗を構えた例をあげ、「宗」の正当性を主張する。そして、「仮令ハ仏道・僧道・神道等申候同様ニ心得罷在候、」とし、「拙寺（鳳閣寺）印札ニも修驗僧侶一宗之古歴を可守と申文旨相載、凡寛文以来今以年々印札相授申候儀尔て、宗之文字古來より相用ひ候儀ニ御座候、」と結んでいる。

ただ、他派との關係については、末尾において、「他派修驗之儀者、宗祖茂格別ニ御座候得者、当山之宗法と大同小異ニ面御座

候」と述べ、宗としての独立性が保たれていない実体を、逆に叶認しているのは、興味深い。

(3) 寄進状　慶長二十年　一通

「九州豊後早速福愛岩山大機現、為寺領田地高七石奉寄進者也、

慶長式治年

六月廿四日

木下右衛門大夫

延隆(花押)

」

(4) 醍醐寺三宝院御帳書写　(天明四年)　折紙一通

「豐後国府内城下

福寿院順全

因國日出城下

蓮花院密道江

一 松平長門守嚴領分豐後国府内勢家町三水山龍祥院、同国府内駿原村本原山良福寺、同村池水山蓮央院、

右三箇所往古修驗寺ニ而有之候處、中古修驗血脉断四五代寃淺清懶相續無本寺之様ニ相成、當時ニ而ハ福寿院万事致取計、國御表も濟來候得共、元來右之通院跡之派ニ付、此度當御門裏御末寺ニ被仰付被下候様願之趣則及御沙汰候處、兩院其彼是爲実願之儀ニ付、格別之以御脚路願之通今般當御所御末寺被召加候榮難有可奉存其御旨候、然ル上者右三ヶ寺共相應之人体取立次第、早速經目御礼參殿住持職之御消息可奉願上候事、

右之趣、因御沙汰申達候間、兩院申合右三ヶ寺共万端宣取計可有之候御事、

三宝院御門主

醍醐御殿

御役所 御判

天明四年

辰四月三日

右、控書

本紙福寿院へ遣至

(5) 坊堂社其外諸堂間敷御改帳
寛政三年

一冊

(表紙)

「 寛政三辛
亥年

坊堂社其外諸堂間敷御改帳

豐後国大分郡鶴崎

正月 修驗中

豐後国大分郡神崎村の大学院が、醍醐寺三宝院の役所へ差出したものである。本文は、以下のようになっている。

細川越中守領分

豐後国海部郡閑手永神崎村

一 勢州世義寺同行
大 学院

坊堂 兼宅二而御座候、

梁行式間半折行四間半

但萱葺 空地

社 但三尺四方

萱葺二而御座候、

魔介山海岸寺

御本寺様より御書出頂戴不仕候袖号之儀、魔介山大権現建久七丙辰年建立仕候而、佐賀閑手永中牛馬鎮護之神ニ而御座候、先祖大學院より當大学院海美迄拾一代相続仕来り候、

拝殿 瓦葺式間二三間

但シ手前善諸ニ而御座候、以上、

右之通相遠無御座候、以上、

寛政三年正月

醍醐御殿

御役所

豐後国海部郡

神崎村

大學院

(6) 当山派修驗冥加銀御上納帳 天保十二年

一冊

(表紙)

「 御領御代官所

寺西藏太支配所

天保十二丑六月

当山派修驗冥加銀御上納帳

御料御代官所

豊前宇佐郡

上乙女村帳本 淳光院 玄榮

上乙女村帳本

淳光院

玄

榮

本帳は、豈後日出城下の蓮花院同行である「豊前宇佐郡上乙女村帳本淳光院玄榮、同國同郡上乙女村常樂院迹秀道房、同國同郡同村光明院迹謙従房、右同國同郡葛原村明寿院青善」の四院を記し、「御改札」を「履歴御役御役所」に申請したものである。

奥書は、以下のように記されている。

「右之通相違無御座候、此者共例年御触之通、堅申付置候要筋相札、尚修驗宗粉無御座候、御改札申請居申候、右之外壱人ニ而茂相浅候もの有之候ハヽ、帳本役者越度可被仰付候、以上、

天保十二丑年

六月

御料御代官所

豊前宇佐郡上乙女村

帳本清光院

玄榮

醍醐御殿

御役所

(7) 修驗人別書上帳 寛政三年 一冊

「 豊前宇佐郡
修驗人別書上帳

猿渡村帳本

光明院

」

本帳は、蓮花院同行の板本光明院寛秀が坊・庚申堂・山号ならびに弟子智明房を記して、醍醐御殿御役所へ差出したもので、日付は寛政三年二月。

(8) 豊後国日出当山修驗一派人別并冥加銀差上帳

寛政三年 一冊

本帳は、豊後國日出製塗頭の蓮華院が、同院同行の「無役・帳本、龍光院永尊（三十七歳）」と「無役・帳本、円香院覺清（五十
三歳）」を記したもので、日付は寛政三年六月。おそらく、慶應寺三宝院に差出されたものの控である。

奥書は、以下のように記されている。

「右之通相達無御座候、此者共例年御触通鑑申付製塗筋相札、当山派修驗無御座候、御改札申受候、右之外老人茂相洩候者有之候
者、帳本越度可被仰付候、以上、

豊後國日出製塗頭

寛政三年六月

蓮華院

(9) 豊後國大分郡當山派修驗新旧改帳 寛政三年

一冊

本帳は、寛政三年三月、大分郡當山派帳本の宝蔵院が、醍醐殿役所に差出したものである。

第一は、勢州世義寺同行の宝蔵院永要（府内中綱町）とその坊堂などを記す。坊については、「兩度焼失ニ而其因窮ニ付、當時機
ニ成ル仮屋住居ニ面御座候、」と言い、堂については、「九尺又間之看經所、但手前普清」という。寺号は安國寺、山号は昇平山。
そして、以下のよう付言する。

「古來者、唯真言清僧地ニ而御座候、仍面御本寺様々御書出等無御座候、

右者、從元祖宝藏院相傳迄七代修驗相続仕、凡年數百六拾年程ニ相成申候、尤每度燒失ニ付、古記録等無御座、殊ニ三代以來獨
身ニ而、遠方より弟子取相続仕候得者、百六拾年以前之儀相分不申候、以上、

第二は、世義寺同行の大光院看坊秀謹（千手堂元町）との坊堂などを記す。坊は、「至而困窮ニ付、近年少々仮屋住居」と言い、

堂は今日現存しないと言う。ほかに「老間社二面、拝殿武間半三間」の社を記載する。寺号は護國寺、山号は高良山。ついで、以下のように付言する。

「右者、延暦二拾四乙酉筑後國高良山神靈影向之土地ニ而、唯真言清淨地高良山謹^{（ひだり）}ニ号縁起ニ見ヘ申候、文保年中之比迄考、清淨相続仕候由、其後久敷中絶仕居候處、寛永八辛未年領主日根野織部正御取立ニ而、修驗地ニ罷成、拝僧迄七代修驗相続仕、年數百六拾壹年ニ相成申候處相違無御座候、以上、」

第三は、世義寺同行の喜宝院相親（小野津留村）と坊堂などを記す。坊は「四間八間」、堂は「武間武間半、手前普請」で、山号は久保山。そして以下の付言がみえる。

「古來^{（アラカミ）}申伝候得共、御本寺様より御書出頂戴不仕候、」

右者、従元祖本覚院当住喜宝院迄七代相続仕、凡年數元龟四癸酉^{（カウイニシキ）}武百武拾年ニ相成申候處相違無御座候、以上、「」

第四は、世義寺同行の威徳院相親（竹上村）とその坊堂などを記す。坊は「三間六間」、堂は「當時無御座候」で、社は「老間社ニ而拝殿武間四間、但手前普請、尤往古築原と申処より勘詰ニ而御座候、」という。さらに、「寛永十七庚辰年、諸方牛馬多ト死シ候ニ付、牛馬守護神と諸方尊敬有之、長徳山大將軍と号、」とみえる。寺号は光榮山、山号は長徳山。

なお、以下のように付言する。

「古來^{（アラカミ）}申伝候得共、御本寺様より御書出頂戴不仕候、」

右者、従元祖長養坊、威徳院・正徳院・通照院・願成院・通照院・威徳院迄七代相続仕、凡年數百五拾三年程ニ相成申候處、相違無御座候、以上、「」

第五は、世義寺同行の金剛院周龍（貢来村）とその坊堂などを記す。坊は「五間半四間半」、堂は「武間武間、手前普請」。

山号、芳松山。

なお、次下のように付言する。

「御本寺様より御書出無御座候得共、先年より申候、」

右者、從元祖金剛院秀山当住周龍迄六代相続、凡年數寛永元より百六拾八年相成申候處、相述無御座候、以上、」

第六は、世義寺同行の明寿院秀清（駿原村）とその坊堂などを記す。坊は「三間六間」、堂はない。そして、「右者、從元祖明寿院拙僧迄四代相続仕、凡年數八拾年程ニ相成申候處、相述無御座候、以上、」と付言する。

第七は、世義寺同行の真藏院貞得（竹上村）とその坊を記す。坊は「武間半五間半」。

そして、「右者、從元祖宝山坊代式拾壹年、円覺院代式拾八年、宗教院代五拾壹年、真藏院代三拾五年、四代相続仕、凡年數百三拾五年ニ相成申候處、相述無御座候、以上、」と付言する。

第八は、世義寺同行の明覚院泰玄（蛇口村）とその坊堂などを記す。坊は「三間ニ五間半」、堂は「武間武間半地藏堂、但手前普請」。寺号は龍現寺、山号は金龍山。以下、次のように付言する。

「右御本寺様より御書出無御座候得共、元来禪宗古寺跡ニ而御座候ニ付、古來より申伝候、」

右者、元祖本妙院文祿元壬辰年禪宗之古寺跡断絶之處、修驗地ニ建立仕、当住明覺院迄六代修驗相続仕、凡年數武百年程ニ相成申候處、相述無御座候、以上、」

第九は、世義寺同行の宝寿院智海（今三ツ川村）とその坊堂などを記す。坊は「三間五間」、堂は「武間三間、但手前普請」。寺号は鳳龍寺、山号は常清山。ついで以下のように付言する。

「右古來より申伝候得共、御本寺様より御書出無御座候、」

右者、從元祖伝昌院当住宝寿院迄九代相続仕、凡年數五百五十拾年程ニ相成申候處、相述無御座候、以上、」

第十は、世義寺同行の泰樹院寿海（高松）とその坊堂などを記す。坊について、「四間半三間半、但年貢地、尤毎度焼失ニ付、

「板屋住居ニ而御座候、」といひ、堂は「武間四方、手前善清」とみえる。寺山号はない。ついで「右者、從元祖神力院當住泰樹院迄四代相続仕、凡年數百三拾式年程ニ相成申候事、相達無御座候、以上、」と記す。

備　本寺には、ほか多数修驗史料が保存されていて、今回の調査ではすべて見ることができず、そのわずか一部にとどまらざるを得なかつた。この他、④文政四年「豊後國七郡・豊前宇佐郡、当山系修驗蝶補任控」（豊後國智頭蓮花院空静代）。⑤寛政三年「書上帳」（鶴見嶽根本大勝院養寛）。⑥安永九年「条々」（蓮花院住代密道）。⑦寛政十一年「世義寺證文写」。⑧寛政三年「当山修驗人別改帳」（豊後國佐伯嶽根本大勝院意）。⑨寛政三年「境内堂社等書上帳」（蓮華院）。⑩寛政三年「当山修驗人別改帳」（臼杵高源郡城下金剛院成山）。⑪文政十二年「御役銀上納人別帳」（宇佐郡上乙女村清光院）。⑫文化三年「頭機役銀上納覚帳」（智頭蓮華院）など多數を見。なお、本調査に随行された佐藤暁氏の「豊後豊前当山系修驗分布、日出町蓮華院文書による」（『大分県地方史』九二）も、あわせて参照されたい。

三 東 光 寺・杵築市大字横城

(1) 大般若經六百卷　天保十五年　版本

第二十一巻の末尾には、「弘所京都木屋町一茶下ル所一切經印房」とみえる。以下箱蓋裏書を記す。

「
百巻 施主 同常助
同 岩 藏
為 助
」

「
百拾八卷施主 大添村 中
」

「天保十五年三月

横城村

施主

横城山東光寺

現住 医王院法印了円代

下山口

百巻施主

村中

(2) 板由緒書

明治三十六年

一枚

(表)

開創仏法弘通仁聞大士

大阿闍梨堅者了俊和尚

大阿闍梨堅者了秀和尚

大阿闍梨堅者蒙信和尚

三国伝来諸大列僧等

大阿闍梨堅者了弁和尚

惟大僧都堅者了円和尚

大阿闍梨堅者了真和尚

大阿闍梨堅者順慶和尚

種子

(裏)

「了俊和尚

享保十四己酉天正月十二日寂
了秀和尚

宝曆丁丑年十二月四日寂

衆信和尚

天明七丁未年十二月廿一日寂

了弁和尚

天保七年正月廿三日於宝命寺寂

明治卅六年九月

(刻銘)

豐後國椎城山現住

大阿闍梨覺者 滋那院嚴庵史

了円和尚

嘉永三年五月廿一日於宝命寺寂

了真和尚

明治十四年二月十四日寂

順慶和尚

明治卅二年正月十六日於円香寺寂

四奈多八幡宮。杵築市大字奈多

(1) 行幸会帳之控 享保八年 一冊

表紙には、「享保八年、行幸会帳之控、卯之三月廿九日」とある。内題は、「享保八年、行幸会入用積々帳之控、卯ノ正月日」となっている。

(2) 行幸会次第

年不詳

一冊

表紙には、「宇佐宮と奈多宮江御行幸会次第」とある。内容は、元和二年行幸会の記録抜吉である。

(3) 八幡奈多宮縁起私記 正徳元年 一冊

大宮司井門秀基の撰寫である。末尾奥書は異筆にて、「日本最古と八幡初中後廟、正徳元年 還暦縁起私記、井門 宇佐秀基、泥谷源吉春、編集謹賛、」とある。

(4) 宇佐宮行幸会元和年之記録 年不詳 一冊

事書のみを記すと、以下のようになる。

- 一、曲社建立之事。一、差図上賣之事。一、御捕取之事。一、御鳥居立之事。一、御唐突会御修行之事。一、御船着官之事。一、御池掃除之事。一、わく立井御池島居之事。一、御神事奉行着官之事。一、諸役人乘馬參官之事。一、神官社酒出仕次第之事。一、御廟会之始始之事。一、三所奉勅御齋之事。一、御歎字佐江着官之事。一、御神事成就注連之事。一、御國中科人御赦免之事。一、行幸会可有御執行之由被御出之事。一、三社御輿出来之事。一、八ヶ之社假殿造宮之事。一、大宮司公仲初拝之事。一、小山田貞氏食斷之事。一、御山開御神事之事。一、御神事奉行着官之事。一、御名代着官之事。一、御事奉行之事。一、神官僧侶乘馬着官之事。一、行幸烈次第之事。一、八ヶ社御神事次第之事。一、御寄到來之事。一、御神事中寄特之事。一、上宮下宮遷宮之事。一、奈多之社江行幸之事。一、宇佐之神官奈多江御供之事。

以上三十四ヶ条から成り、事実書は最後の箇条の途中で切れている。内容は入江家所蔵の「行幸会御神事記録」（入江英親「宇佐八幡の祭と民俗」所収）とほぼ相違ない。ただ、入江家本には、「通申上口上院」（元禄三年、文政六年亨）と「宇佐宮案内記」（□政三丙寅、該当年がなく誤筆か）が加えられている。

国 杵築市土居文庫。杵築市教育委員会

(1) 寺社法拾錄 年不詳 一冊

本書の目録を記せば、以下のようなる。

- ① 御領分中等社方支配取扱ケ条、
- ② 御祈願所五ヶ寺并六ヶ寺九ヶ寺廟内拾ケ寺、
- ③ 願書裏書井往来及乗登川口手形、
- ④ 公儀御統之様御法号井上之様御法号御參日融方、
- ⑤ 御領分中國東郡遠見郡ヶ小村苗、
- ⑥ 上之様并御姿方様御連枝様御法号、
- ⑦ 寺院面付井本木付山号寺領、
- ⑧ 社家寺院井修驗社人御日見願御問詰、
- ⑨ 社家面付井木所位階付無百付、
- ⑩ 修驗拾五ヶ院井面付袈裟下同行付、
- ⑪ 宮宿面付井小頭付、
- ⑫ 御領分中支配寺社修驗旨宿江之願書、

①は、文化二年八月、寺社奉行である平井一郎左衛門・大原文藏の連署による寺社取扱覚である。③は新願所を選擇したもので、

五ヶ寺は、西子寺・護保寺・文殊仙寺・興導寺・明星院をいい、六ヶ寺は、宗玄寺・西子寺・泉福寺・護保寺・文殊仙寺・興導寺をいい、九ヶ寺は、安住寺・護保寺・文殊仙寺・興導寺・淨國寺・蓮花寺・正覺寺・宝陀寺・大慶寺をいう。ついで廟内拾ヶ寺は、安住寺・正覺寺・妙經寺・清水寺・妙德寺・玄昌寺・常光寺・寿生院・天祐坊・光名院を列挙している。(8)は、その「認様」を記したものである。

(4)は、参詣日と触方を記したもので、「公儀御統之様」の忌日は長昌寺、「御統之様」の忌日は、泰徳寺・長昌寺である。なお參點の通路に位置する安住寺・正覺寺・妙徳寺には相應れる旨記されている。(5)は、寛政二年三月改による領内部分小村を記していく、国東郡が八十二ヶ村、遠見郡が四十一ヶ村となっている。(6)は、「上之様御法号」と「御裏様并御連枝様方御法号」を列挙し、かつ毎年月日と俗姓名と菩提寺を並記する。

(7)は、「寺院面付宗旨本末山号寺領御証文付」である。その冒頭は、菩提所である泰徳寺と長昌寺を記す。

「
京妙心寺木
禪 宗
大 心 山
寺領百五拾石 片野松山有紫衣地
御礼御居間
京知恩院木
淨 土
松 岳 山
寺領百石 常念仏料三捨人扶持
御礼御居間
」

以下、八坂手水四十一寺院、小原手水一十九寺院、来浦手水十九寺院、竹田津手水十六寺院、西子手水十三寺院を記載する。

④ 宗別表

	法	真	一	天	淨	曹	禪	宗	手
	花	言	向	台	土	洞	宗	宗	永
41	1	3	6	5	7	9	10	八	坂
29	0	0	5	6	2	7	9	小	原
19	0	0	7	3	1	4	4	來	浦
16	0	1	6	4	2	1	2	竹	田
13	0	0	2	2	1	1	7	向	予
118	1	4	26	20	13	22	32	宗總數	

◎ 禅宗主要本末關係表

宝	万	養	妙	本	手
陀	寿	德	心	寺	永
寺	寺	寺	寺	寺	寺
0	0	1	5	八	坂
0	4	1	3	小	原
0	2	0	0	米	油
0	0	1	0	竹	田
5	1	0	0	津	丙
					子

禅宗は、妙心寺を直接本寺とするもの、もしくは間接的に本寺とするもの（養徳寺系・万寿寺系）が圧倒的に多い。ほかに、南禪

寺末が八坂手永に一寺院（城下安住寺）と、東福寺末が両子手永に一寺院（答掛村宝光寺）存在して、両子手永に開いては、そのほとんどが東福寺系となっている。なお、禪宗の集中する八坂手永と小原手永に、妙心寺系が多いのも、看過できない。

ついで曹洞宗については、比較的単一な傾向がみられる。能登懶待寺を本寺とする泉福寺の本寺が圧倒的で、八坂手永一寺院、小原手永六寺院（泉福寺所在地）、米浦手永三寺院、竹田津・両子両手水各一寺院などである。ただ八坂手永に関してのみは、遠州

養光院末の宗玄寺（荒平村）を本寺とするものが六例みえる。

浄土宗においては、すべて知恩院系と言つてよい。知恩院を直接本寺とするものが、八坂手永二寺院、小原手永・米浦手永・竹田津手永で各一寺院ずつある。ほかに、知恩院末の長昌寺と正覺寺を本寺とするものが、八坂手永に各一寺院ずつみえ、蓮花寺を本寺とするものが小原手永に一寺院存在する。

◎ 天台宗主要本末關係表

惣山		手永		八坂		小原		米浦		竹田津		両子	
		本寺院											
比叡山	同上												
東叡山	同上												
東叡山	同上												
千両子 燈寺 寺木	0	2	0	1		6		2		0			
	0	0	0			0		0					
	0	0	0			0		0					
	2	2	2			0		0					
	0	1	1			0							

天台宗は比叡山と東叡山の系列に大別される。比叡山は八坂手永・小原手永・米浦手永に顯著で、東叡山はそれ以外の竹田津・両子手永に集中している。唯一の混合は、八坂手永に限られる。

一向宗は、東西本願寺系に大別されるが、史料上判別するものを上げれば、以下のようになる。八坂手永は東西各一寺院。小原手

永は東が二寺院、西が三寺院。来浦手永は西が五寺院、東が一寺院。竹田津手永は西のみで六寺院。兩子手永は東西各一寺院。なお、西では豐後高田の光円寺を本寺とするものが多い。しかし他宗と異なり、本末關係が多岐に涉るのが特色である。

真言宗は、八坂手永が御室仁和寺系で、竹田津手永が高野山系である。最後の法花宗は、わずか八坂手永に一寺院あるのみで、それは京都本國寺末の下司村妙經寺である。

⑧は、「御日見順序」を記し、「御居間」と「御鋪居外帖」と「御應子下帖」にわける。

⑨は、各手永ごとに社家を記す。八坂手永のみ全文を紹介しておく。

八坂手永社家

吉田家	帶刀	生地村	生地因幡
同	帶刀	木田村	一丸近江
同	帶刀	片野村	宇都宮播磨
同社頭	帶刀	宮原村	宮田所上総
同	中野長門	宗近村	木田中野上若狭
土御門 陰陽師	帶刀	木田村	井上
右御目見			
大兵	門	菊木村	右
中野村			
太夫			

同村

左門

同村

加野村

同村

同村

同門

留木村

留木村

留木村

馬城治門

馬

馬

馬

以下、安岐手永では、「御目見」として、島丸家帶刀の奈多村井門虎勢と泥谷氏部を上げ、白川家社頭帶刀に野辺村の中野安喜を記す。小原手永では、吉田家帶刀の三井寺村安見越前・糸原村清末火和・岩屋村松木源太夫・伊藤美濃を記す。来浦手永では、白川家帶刀の下成仮村桜木淡路を上げる。竹田洋・西子両手永に「御目見」はない。

⑩は、「修驗拾五ヶ院」と「修驗面付」および、各手永修驗を記す。十五ヶ院とは、芳生院（城下）・大聖院（守末村）・常覺院（赤松村）・真乘（同村）・仙寿院（鴨川村）・知福院（西子村）の六ヶ院が世儀寺同行。般若院（宮原村）・祖伝（下川村）・蓮乗院（宮司村）の三ヶ院が蓮花院同行。光明院（城下）が内山同行。伝生（片野村）・教覺院（山口村）・西宝院（赤松村）・龍悦（糸原村）・東學（井分村）の五ヶ院がさらに蓮花院同行である。

つぎに「修驗面付」は、以下のように記されている。

御祈願所
御目見
世儀寺同行

城下帳本
寿院
同院二代
同院弟子
祐院

御祈願所
御目見
内山同行

城下
光院
同院二代
慶應
下院
光明院
応

最後に各手永修驗を列挙する。八坂手永で蓮花院同行は、般若院・吉祥院・祖伝・蓮華院・西寿・妙法院・伝生・山光院・清寿院・大円坊・行円。世儀寺同行は、大聖院・寿教。寿生院同行は、紅寿院・光山。安岐手永で蓮花院同行は、教覺院・西宝院・円寿・鏡院・本寿。世儀寺同行は、常覺院・真乘・養頬。寿生院同行は、知德院・天龍院・慶順・福居・周海・林光。小原手永で寿生院同行は、大覺院・貞教・圓乘・善松・顯昌院・見明。蓮花院同行は、龍悦・快実・教學・本寿。竹田津手永では、寿生院同行の鏡慶のみ。兩子手永では、蓮花院同行の東學・真覺・知福院・養學が記載されている。

⑪は、「百僧面付」などを記す。はじめに小頭として今在家の清心院を上げ、以下、各手永百僧を列挙する。八坂手永は、延教（出庄村）・玄郎（溝井村）・教伝（尾迫村）。安岐手永は、知教（大内山村）・教順（西本村）・春教（古城村）・同弟子啓伝。小原手永は、小頭の清心院に、同院の正山・光学（原村）・林泉（興導寺村）・心教（上小原）・清順（池ノ内村）・本明（内田村）。来浦手永は、法山（富来村）のみ。竹田津手永は、永順（千燈村）・清伝（岡村）。兩子手永は、門教（小野村）・西伝（白木原村）・円澄（保見村）。

⑫は、「寺社方帖」を記載する。⑬年不詳十月付の社家に対する勅書である。その本文は次のようになっている。

「一 社家の面々心得方之儀者、寛文之度天明之度、從公儀被仰出茂有之、其度々触渡置候通、吉田家之指揮ニ陸ひ社務無油断可相
務候、無官之面々度其度触迷候通り弥相心得可申候、近來いつとなく相弛、社家の身分ニ而同職江對し隔意を差挾、異論相全、社
家の素意ニ無之心得達之事ニ候。社職の身分ニ而ハ清廉第一ニ可相心得之處、工事ケ間敷儀ニ指行候族風聞有之候而茂、及吟味吃
実乳之上御裁許可申付候間、重覺心得達無之様可相心得候、社内井社山竹木伐取候儀ハ、届之上ニ而無之候而ハ進退不相成候處、
いつとなく相弛、無届取計候族也有之趣、心得達之事ニ候。已來松木者勿論淺木類ニ而茂、材木伐取之儀ハ相断、差圖ニ隨以取計
可申候、尤木之儀茂東已上數多伐取候ハ、是又斷之上取計ひ可申候、

右之過被仰出候間、重覺心得達無之様可被相得候、^{〔四ア〕}已上、

十月

寺社方

御領分中

社家中

」

◎文化二年八月八日付の懇寺院に対する触書である。二ヶ条からなり、いずれも寺内外の風俗を肅正しようとしたもので、とりわけ一ヶ条目が興味深い。その条文は、次のように記されている。

「一 近来郷中之者共、分限ニ不相応之致取計、界式場ニ四方幕相用候儀有之趣ニ相間候、右体之儀ハ、其日那寺より差留可申候處、
幕等搭置様銀を以貸還候儀も有之哉ニ相間候、縦令施主万々相用度相屈候共、身分不似合之儀ハ都而差押可致示教之處、無其儀、
却而相動候儀不培之事ニ候、自今急度差留候間、此旨可相心得候、

一 (以下略ス)

◎文化二年十二月二十三日付の懇寺院に対する触書である。以下のような本文である。

」

「一 都而寺院且那諸拂之儀ハ、是迄之旦那寺別手形を以可致受拂之御定法ニ有之、他領緣付等之節其逐取計候由、以來御領分中緣付等ニ西人別受拂之儀も寺院別手形を以受拂可致候、他宗江別送候儀者勿論、同宗たり共急度別手形を以可致受拂候、万一千等閑ニ心得、別手形を以受拂不致に在るてハ、其寺院之越度に相成候、若又村役人右斯等無之候得ハ、役人越度可為旨御郡所々茂右之儀體流ニ相成候間、此段重疊可被相心得候、

十二月

寺社方

一

②文化三年正月二十三日付の社家に対する申渡しの書付を代官に相渡したもの。二ヶ条からなり、「御目見以下社人共親引替之箇、相続願及不差出、社職相勧候者」を指摘して、その相続規定を確認したものである。

④文化三年三月二十五日付で、兩寺（慈徳寺・長昌寺）と郡内十ヶ寺（②參照）に対して出された書付。なお、郷中寺社には御郡所より一同に相贈られたもの。「御城塗園等」の取扱を禁じている。

⑤文化四年正月付の代官への相贈。四ヶ条からなり、一ヶ条目は、「御目見以上社家山師陰陽師一向宗家内衣類植物絹裏茶絹織類」の着用を、從来通り容認する。二ヶ条目は、その縁談規定。三ヶ条目は、「社家山師之著」の「社用法用之節日人車」使用を認める。四ヶ条目は、郡所よりの制禁遵守を確認する。

⑥文化四年十一月付の懲寺院への触書。七ヶ条からなる。一ヶ条目は、「諸寺院之出家僧俗風俗、不宜不如法ニ似者候始末」を指摘して、肅正を試みたもの。二ヶ条目は、「都而寺内江比丘尼并履女等族分、差置申間敷事」とある。三ヶ条目は、「法服衣類取扱之儀ハ女之手業ニ無之而ハ不相成事ニ候得共、比丘尼女等追々相應候儀有之候共、寺内止宿之儀者無用可致事」という。四ヶ条目は、比丘尼の修行にすぐれたものは、役所より特別の差図を受けることが記されている。五ヶ条目は、「多分内他」の勤めを第一とし、寺務等閑や酒を戒めている。六ヶ条目は、寺普請や転職などの際の檀家との交渉を記す。七ヶ条目は、山林や境内の竹木を伐取ることに、差図を求めることが通達されている。

④年不詳九月二十四日付の寺院に対する勅書。寺院再建における「千人講」の横行を氣している。

⑤天明二年十月付の惣社家中への勅書。なお、前段に寛政二年五月付の無書を付置するが、不可分の写し方をとっている。全文を紹介しておく。

「一 □社家之面々不心得之儀共有之、先年被仰出候次第も有之候ニ付而ハ、急度可相守之処、近來者豐前宇佐宮司より装束或ハ神押免許を受候社人有之趣ニ相聞候、畢竟自今勝手と存、右宇佐ニ面致官職不拘之至ニ候、此度吉田家より申来候次第も有之候間、早々罷出相当之免許相伝可受之候、當又先年從公儀被仰出候御書付別面相渡候、

寛政二戌年五月

公儀御条目御書付

別紙有之候ニ付爰ニ略ス

右之通、寛文五年被仰出候處、近年於諸國古例之社例を亂し、御条目御趣意不相弁整有之、吉田家江許容を不受、社例様と称し呼名装束等着し、其上神職無之村持之社式、村長宮座諸座様と称し、神事祭礼宮候族も有之由ニ候、向後御条目之趣急度相守、忘却不致様可相心得候、

□ 天明二年寅十月

◎寛延四年九月付の一向宗に対する勅書。その全文は、次のようである。

「一向宗江申渡覺

一 先達而取法有之候、鄉中一統真宗寺之後住井弟子繪踏血判御免之儀、被願出候ニ付、相伺候處、左之通被仰出候、
一 後住井弟子之分ハ、願之通自今繪踏血判御免被仰出候事、

一 男子之内俗を相立候者之儀儀、絵踏之節ハ勿論十五歳以上毎年可為血判事、

一 女之儀ハ都而唯今迄之通たるへき事、

一 指門休之者ハ可為繪證事、

右之通、今般改被御出候間、錦中一統一派之寺々江可有通達者也、

寛政四年末九月
延

官部 為左衛門印
丸 十郎右衛門印

妙徳寺

②文政三年七月付で、「御目見以下社人共」に出された勅書。③をうけて通達されたものである。その全文は、次のようになつてゐる。

「一 □^{風説}□^{御目見以下社人共、親引替之節、相続頗茂不差出社職相動候者共も有之無相聞不埒之事ニ候、以後相続之儀、頗善差出申付候上、社職相動可申事ニ候、右之通文化三年辰正月廿三日相触候處、心得達之者茂有之哉ニ相聞候、若頗善不差出親跡社職相動居候者相聞候節ハ、取調之上ニ而急度善可申付事、}

一 相続願書相済候上并年頭ニ其寺社奉行宅江可罷出筋ニ有之無候、不罷出者間々有之、不得心之至ニ候、以後者急度罷出可申候、若病氣等ニ而難出候ハ、向寄社人を以其旨可申出事、

一 名譽之儀、役場江相断差免候上、名乗可申事、

文政三年辰七月

御目見以下

寺社方

社人共

③文政四年十一月付で、両寺ならびに境内十ヶ寺さらに郷中惣寺院に對して出された勅書。その全文は、次のようになっている。

「奥様御法号泰^{トモ}院殿定月^{ミツ}光大姉候段、被仰出候間、此段可被相心得候、

一 近年宗門差出認方古例相流不揃相成候ニ付、改方別紙之通被仰出候間、右ケ条之通夫々相述無之様可被相心得候、

一 無住寺者法中組合代判者勿論ニ有之候處、近來無住寺何々寺引受候段無之、以來無住相成候節可被届候、速々被仰出等も夫々無住寺之處不都合之儀無之様、念入候様可被致候、

一 年頭御礼御年限中者被及御候之段、去冬候候得共、奉行所江者正月四日迄六日迄之内可被稱出候、尤不參之向ハ向寄寺院を以可被相達候、以上

己十二月

寺社方

なお本書末尾には、祈願所五ヶ寺・六ヶ寺・九ヶ寺の順序が記されているが、②の反復に過ぎないので省略する。

補論『豊後国六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録』について

長安寺藏の「豊後国六郷山諸勤行并諸堂役祭等目録」（以後「勤行目録」と略称する）は、必ずしも本調査であらたに発見されたものではない。すでに、鈴木昭英「六郷満山信仰資料」（『大谷史学』九別冊）において、太宰管内志所収本との比較がなされており、中野義能「八幡信仰史の研究」では、論考に用いられたことがある。

しかし、この「勤行目録」には、まだ検討の余地が充分残されている。若干の問題点を指摘したい。現在知られる「勤行目録」は、長安寺本のはかに、太宰管内志所収本と華頂要略所収本（巻八十六・付御詔寺社四・豊後国六郷山）の二種が存在する。これらは伝本関係については、今明らかにし得ないが、華頂要略では多分に簡略抄出化されている。そして、太宰管内志所収本と長安寺本との比較は、すでに鈴木氏の労作がある。

ところで、「勤行目録」には、(1)安貞二年五月目録、(2)弘安七年三月二十五日大友頼泰施行状、(3)弘安七年九月目録、(4)正応四年三月八日大友頼泰施行状が、それぞれ収録されている。このうち(2)(3)(4)については、すでに相田二郎「蒙古襲来の研究」一〇五・一〇八頁が適切な論説を示していて、いずれも蒙古襲来に因るものであり、とりわけ(3)は(2)に応じて注進されたものである。そして、将軍（関東御教書）→豊後國守護大友頼泰（守護所施行状）→六郷山へと、勤行命令が下されている。目録注進も、この筋路を逆に辿ったものと思われる。ただ(4)について言えば、長安寺本は年月日を欠く。

何問題にしたいのは、むしろ(1)についてである。ふつう「安貞二年の勤行目録」と呼ばれるもので、便宜のため、目録箇所を除いて全文を上げ、あわせて太宰管内志所収本との比較をおこなっておく。なお、太宰管内志は、昭和九年の太宰管内志刊行会活本に從う。

注進

(1) 観音院六門山谷別院天台佛事神事等

將軍家御祈福卷數目銀事

(2) (中略)

右、於當山靈場、所致御祈福目錄如斯、仍顯宗學侶者、踐規普賢王宝前、開講一乘妙典、增佛賞、⁽¹⁾蜜教佛子者、⁽²⁾掘八幡尊神、六所權現社壇、唱神咒疏法味、初學行者、學人聞菩薩密行、巡礼一百余所嚴場、⁽³⁾便是兼三道鎮大將軍家御願圓滿、異國降伏、聖朝安穩、大施主殿下・相模守平朝臣御忌災延命、壽命長遠、御心中御願圓滿成就之由、祈福之狀如件。

安貞二年五月日

日小寺主法師某

都雜那大法師某

樞都雜那人法師某

寺主大法師某

樞上座大法師某

上座大法師某

樞別當大法師某

樞別當大法師某

執行兼樞別當大法師某

六鄉山衆徒御中

(1) □⁽²⁾ 一文字ほど欠けているが、残画からして、「釋」と訓める。

- (2) 災 管内志本は、「災」とする。
- (3) 嶺 管内志本は、「嶺」とし、さらにその字の上に、「嶺」の一文字を加える。
- (4) 事 管内志本は、この字を久く。
- (5) 事 管内志本は、この字を久く。
- (6) 銀 管内志本は、「銀」とする。管内志本を、とるべきである。
- (7) 斯 管内志本は、「此」とする。
- (8) 宗 管内志本は、「密」とする。前後の文意からして、長安寺本をとるべきである。
- (9) 妙 管内志本は、この字を久く。長安寺本によつて、補われるべきであろう。
- (10) 密 管内志本は、「密」とする。
- (11) 檻 管内志本は、「壇」とする。
- (12) 学 管内志本は、「覺」とする。
- (13) 嚴 管内志本は、「岩」とする。
- (14) 堀 管内志本は、「窟」とする。
- (15) 災 管内志本は、大きく「災」と記す。なお、長安寺本弘安七年九月六郷山勤行目録(3)においても、「災」と右よりに小さく書く。
- (16) 管内志本は、「件」の字につづいて、以下のようにつけたままで記す。「八十五代、安貞二年五月日、小寺主法師、権都維那大法師、都維那大法師、権寺主大法師、寺主大法師、権上座大法師、上座大法師、権別當大法師、権別當大法師、執行兼權別當大法師、六郷山衆徒御中」。なお、管内志本は、弘安七年三月二十五日人友頼泰施行状(2)に相当)においても、

年月日の上、もしくは書止の下に、「九代」と右よりに小さく記す。これら「八十五代」「九代」は、天皇代の追記と思われる。

(補注)、字体の著しく異なる異体字は、比較を加えたが、しばしば用いられる異体字・略字については、そのままにした。

例えば、等一等、罪一罪、罪一字、賣一字、座一處、など。

この史料は、(1)事書、(2)目録(中略)、(3)目録の奥書きを構成する注進文、(4)年月日・差出者の連署・宛所、の四部から成り立っている。まず(1)は、勅行目録注進の事書であることに相違なく、草稿要略所収本が、「安貞二年五月、從當山注進状曰」と意を汲んで、冒頭に記したとおりである。従って(2)は、その目録となる。ついで(3)は、「右、於當山靈場」以下にはじまり、「祈禱之狀如件」と書止があるところから、(1)(2)をうけて書かれたもので、(4)(5)は、それぞれの順に連なる一つの文書とみてさしつかえあるまい。ところが、(2)は疑われるふしがある。

まず連署の形式が、おかしい。当時の慣例からして、「小寺主法師某」は、以下の署でなければならない。「日・小寺主法師某」とあるのは、本来、この署名が日付の下にあったものを、誤って行上に書いたかのように作為して筆写した痕跡とみるべきである。また、本来、二段の連署であったのかどうかも、甚だ疑わしい。いずれにせよ、この連署形式は、原本を忠実に伝えたものではあり得ない。つぎに、僧位が「大法師」九名、「法師」一名となっているのも、考慮してよい。かくも、僧位が画一的であるのは、あるいは褐色が施されたものかもしれない。

さらに注目すべきは、十名連署の差出寺院から、六郷山に宛てられたようになっている点である。これは、(1)(2)の注進と基本的に矛盾するであろう。つまり、(1)(2)に関して言えば、一応、六郷山が某所に、勅行目録を注進した内容になっているが、(3)では、某寺院が、六郷山に宛てたことになる。今少なくとも、(1)(2)をそのまま認めた場合、このような「矛盾の文書は存在し得ない

のである。華頂要略所収本が、(4)に相当する箇所を省略したのも、あるいはこの矛盾に気付いたためだろうか。もじそでないとすれば、省略が惜しまれる。

ではこの自家接着を、いかに解すべきであろうか。この史料自体を虚構とみない以上、その原因は、書写段階における何らかの誤りを想定しないわけにはいかない。問題は、どこに誤写があるかである。第一の可能性は、「六郷山衆徒御中」が、本来原文書にはなくて、筆写の時、他の文書の文言が混ってしまったのではないかということである。もしそうなら、十名連署の某寺院から某所へ、勤行目録が注進されたことになる。その際某寺院は、六郷山そのものか、その上級寺院ということになる。第二の可能性は、連署の前に、六郷山宛ての文書、つまり勤行施行を命令した文書があつて、それが書写段階で欠落してしまい、年月日付・連署・宛所のみが残って、(4)内に無思慮のまま結び付けられる結果になったのではないかということである。もしそうであれば十名連署の某寺院は、六郷山の上級寺院であるか、衆徒を統率する六郷山内支配機構かということになる。

可能性としては、およそ右の二種類が予想される。もし前者であれば、この史料を「安貞二年五月の勤行目録注進状」と呼んではしつかえない。しかし後者であるなら、この史料は本来、二つの文書から成り立っていて、勤行目録注進の年月日は、安貞二年五月以降ではあっても、その正確な年月日は不明となる。そして逆に、その勤行の指令こそが、安貞二年五月に下されたことになる。なお、本来二つの文書であったとみる場合、(4)と(4)が全く無関係のものである可能性も考え得るが、それは疑い過ぎであろう。まれ、この史料の安易な活用は、慎むべきであろう。

以上の点を配慮しつつ、内容について少しく問題点を指摘したい。まずいに限つて言うと、同様の形式であるはずの(3)と内容的に必ずしも等しくない側面がうかがえる。(3)はすでに述べたように、「右、任閑東御教善井守護所御施行之狀」せて勤行をおこなう、その目録を注進したもので、事書はさらに、「將軍家御祈願所是後國六郷山」以下の文言を記す。つまり、幕府そして將軍が主體となつて、勤行を命令したのであり、目録注進の宛所も、当然最終的には、幕府であり將軍でなければならない。ところがけさら

には(4)では、たしかに将軍のことは記されていても、幕府の主体性をうかがう文言は、見当たらないのである。このことは、(2)(3)(4)にかかる動行と、(1)にかかる動行との基本的な相違を示唆するもので、文書発給経路の相違にも及ばないわけにはいかない。

(1)にかかる動行指示の、最終的主体者は、「大施主殿下」である。この「大施主殿下」について、「大日本史料」第五編之四、「鎌倉遺文」第六卷三七四八号文書ではともに、「九条道家」の編者比定がある。両編者がいかなる根拠によって比定されたのか、筆者にはわからないけれど、殿下は摂政関白が、安貞二年五月段階に道家であったと、もし判断された上のことであるなら、それは誤りになろう。安貞二年五月の殿下は、近衛家実であり、道家は十二月に到って、關白・氏長者となるからである。

ところが問題なのは、やはり(1)の史料そのものであって、「六郷山衆徒御中」が本来無くて、(1)(2)(3)が一つの文書とした場合、その文書はたしかに安貞二年五月付の注進状であるから、「大施主殿下」は家実としてよい。しかし、(1)(2)(3)が別の文書であつたとするなら、いの書かれた年月日は、安貞二年五月以降と考えられて、もし十二月以降とすれば、道家の可能性も出てくるわけである。この問題は、單なる人名比定のことに終わるものではなく、六郷山の支配に大きくかかわってくる。

建暦三年一月の慈円所領譲状案によると、六郷山は青蓮院門跡の「別相伝」と記されているに過ぎなかつた。ところが、天福二年八月の慈圓所領注文では、明確に無動寺領としてはじめて登場する。この間に、六郷山支配をめぐって何らかの展開があつたことを予想させるが、あたかも安貞二年頃は、その中間に当たる注目すべき時期であった。

天福二年の慈圓所領は、良快から天福元年八月に譲られた所領である。従つて、六郷山が無動寺領として明確に規定されたのは、少なくともこの良快の時期まで遡ることができよう。良快は、慈円の甥で、九条兼実の子息である。そして安貞二年十二月、道家が關白・氏長者を家実から奪還したのに呼応して、翌年の四月（寛喜元年四月）、彼は天台座主の地位を得た。あたかも、九条家の再興であった。ところで、良快の領有した青蓮院門跡所領は、慈円から譲られている。承久三年八月のこととで、あたかも承久の変による九条家失意の最中に当たっていた。道家は摂政を追われ、朝仁親王（道覚）は西山に退くという事態のなかで、朝仁親王にいったん

譲っていた（建暦三年二月）青蓮院門跡所領は、親王の後見たるべき良快へと譲られたのである。良快はさながら、摂家將軍頼経の後見たるべき道家の位置に対応する。

六郷山が無動寺領に定立するのは、おそらくこの良快が青蓮院門跡所領を実質的に譲られ、託されていた時期であろう。つまり、承久三年八月以降、天福元年八月までである。このうち可能性のあるのは、彼が無動寺領に補任されていた時期、もしくは天台座主の在任中であろう。ところが前者については、諸史料一致しない。僧官補任は、承久三年から十四年間といい、青蓮院本天台座主記裏書は、貞応二年十月の補任を伝え、重華本等天台座主記は、寛喜元年十一月に補任されたと記す。もちろん、検校補任が重同あつてもかまわないわけであるが、前二者の記事は、青蓮院門跡伝領と時期をほぼ等しくし、後一者の記事は、天台座主就任とはほぼ時期的に重なる。そうすると、承久三年間もなくとも、天台座主就任間もなくとも、エポックがあつたとみることもできよう。いずれにしても、九条家の動向と切り離して考えることはできない。

今、(1)の史料が安貞二年五月付の一連の注進状とするなら、「大施主願下」近衛家実の発願ということであるから、安貞二年五月段階ではまだ、六郷山の無動寺領としての位置は確立していないかった可能性が強く、逆に、八幡宇佐宮木家としての近衛家の発願を想定することができるのはなかろうか。言い換えれば、八幡宇佐宮に付属する性格の濃い六郷山をうかがうことができるよう思う。とにかくこの場合は、安貞二年五月よりも降って、天福元年八月以前に、無動寺領六郷山が確立したことになる。そうすると、良快が天台座主に就任して、九条家そのものが復興し得た段階においてであったことになる。

一方、(1)の史料が本来二つの文書であったとすれば、そしてさらに(4)(5)の注進状が安貞二年十一月よりものち、つまり道家が明白になってからものであったとすれば、また異なる理解が可能である。安貞二年五月付をもって、将軍頼経をも含めた九条家の再起を祈禱すべく、六郷山に指示が出され、たしかにその効果があらわれて、その勤行目録を九条家に注進したとみることもできる。そうすると、安貞二年五月段階ではすでに、無動寺領としての六郷山が確定していたとみてよいことになろう。

いざれにせよ、六郷山支配にとって、田の史料は留意すべき位置にあり、その扱いは充分慎重でなければなるまい。連署の寺院機構が、いかなる寺院のものであるかという点についても同様である。この点については、今考察する余裕がないが、ただ、この寺院機構の主体が明らかになったとしても、(1)の史料そのものの自己矛盾が解決するわけでは必ずしもない。もしそれが六郷山であつたとしても、(1)(2)が連なる文書（「六郷山衆徒御中」を誤写とみる）であったとは限らない。なぜなら、六郷山支配機構から「六郷山衆徒御中」に対して、勤行の施行がなされた文書の一部が、(2)に当たるかもしれないからである。逆に、それが六郷山以外の某寺院機構であったなら、(1)(2)と(2)が本末別の文書で、某寺院機構が六郷山に勤行を命じた(2)の文書を想定することができるかもしれない。しかし、この連署を六郷山以外のものとする可能性は薄いようだ。

まつとも、すでに述べたように、この連署の写しには疑われるふしがある。しかし今、僧官に限って正しいものとすれば、「執行」は六郷山のそれとみるのが妥当ではなかろうか。この「勤行目録」所収の(3)(4)には、それぞれ「六郷山執行」「六郷山別当執行」とみえるし、文永八年三月二十八日付僧淨源下作職充券案（永弘文書六二号）にも、「六郷執行御房」とある。もちろん、三編制も六郷山には存在した。元久三年四月二十六日付の安堵状（余額文書七号）では、「勘公文所上座大法師」がみえ、別當・都別當についても、六郷山内英長小野文書案（正和四・嘉禄二、余額文書二一号）に、その事例が存るのである。

以上、ふつう「安貞二年の勤行目録」と呼ばれる(1)の史料について、若干の検討を試み、かつ基礎的な問題点を抽出してみた。たしかにこの史料は注目すべきものであるが、その活用には注意を要するという、ささやかな結論しか導き出し得ていない。しかし、余りに容易にこの史料が使用されているように思つて、あえて補論とともに、あわせてこの史料の重要性を指摘することとした。なおこの史料の問題点について、昭和五十三年当時の大分大学教育学部日本史専攻四年生の大波多哲朗君から有益なる指摘を受けた。大いに感謝するところである。

付 図 表

六郷山のうちに存在した、宇佐宮領田染荘に関する現地調査の一部成果を、付録として収めることにした。表①は、田染地区字名で、同地居住（豊後高田市猪崎）の河野了氏作成のものである。図②は、永弘文書・到井文書等にみえる田染荘内の名・地名を現行字名と照合して、地図に表記したものである。口道については、天保七年写の田染絵図（本調査第一回報告書・大分県文化財調査報告第三十七輯に掲載）に記入されている道をもって復原した。また表③は、復原し得たと思われる名・地名の初見文書を示したものである。

名・地名に関しては、もちろん、照合不能なのが圧倒的に多い。いわんや、限られた復原にも、推定の誤りがあるかもしれない。今後、この復原図に改正および追加がなされば、幸いと思い、あえて現行の結果を掲載することとした。なおこの調査は、昭和五十三年八月十日から三日間、さらに十月に一日間という短期のもので、決して充分なものとは言えない。それでも、以後の研究の参考資料となれば、存外のようこびである。

またこの復原調査は、当時の大分大学教育学部日本史専攻四年生の廣瀬謙治君の努力の賜物といつて過言でない。さらに同三年生の山末博俊、同一年生の佐藤敬子・二宮利江の各君の協力も得た。廣瀬君をはじめとする大分大学の諸君に謝意を表するものである。

なお、本報告書の脱稿から刊行までが長期間であったため、その間に、廣瀬謙治「田染宇佐氏の動向—十三世紀中葉から十四世紀中葉までを中心にして」（『大分県地方史』九四）と海老澤英「豊後国田染荘の復原調査」（『日本歴史』三九三）が発表された。今となっては、重複する結果となるが、なお補足の意味もあって、あえて①②③の図表を掲載することとした。廣瀬・海老澤両氏の論説・図表も、是非あわせて参照されたい。

(1) 田染地区字名一覧

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
	日の出	ひので			六郎	園原田	
	堀田	からすめ(ん)	鳥目		上ノ反	田田下内山	
	鳥免			六行	竹の池	イケノウチ	
	鈴森			下行	下原	はる	
	園田			竹池	ヒツヤ	けじなだ	
	江元			下原	ヒケシ	ごうだ	
	川原			原合	田平		
	田中	こばる		上大	大平良切		
	小原			大多弓	々々弓		
	松尾			弓上合	弓烟	ごうばた	
	恵良			大犬	迫追	イヌガサコ	
	西田			多犬	タノキ		
	上屋敷	いおき		弓上合	堂藤		
	平原敷			大犬	大小米	こめやま	
	下屋敷			多犬	大米		
	岩脇野	かおとう		小犬	大上		
	古チ			米大	山上		
	中フチ			大上	山山		
	中屋敷			上空	大空		
	カオトフ			空	木木		
	坂本						
	畠藏						
	地高						
	サセ						
	堂峰	させふ					

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
嶺崎	舛 潤	たがい			上 平	しげやま	
	タ カ イ			シケ ヤマ			
	堂 山			田 代			
	大 平			池 上			
	門 天			獄 下			
高中	惣 追			官 追	広		
	赤 追			道 尾	尾		
	官 田			土 平	平		
	長 野			西 追	追		
	戸 原			高 岩	岩		
	大 門			竹 下	下		
	大 平			田 口	口		
	旭 山			野 田	田		
	焼 一			平 道	道		
	間 つ			烟 烟	烟		
平野	草 岡			尺 尺	尺		
	北 戸			本 本	本		
	隨 場			軒 軒	軒		
	前 煙			平 岩	岩		
	城 顛			石 石	石		
	東 菊			上 ケ	ケ		
	菊 山			子 子	子		
	田 の 口 尾			獄 向	向		
	土 ノ 尾			生 生	生		
	五 反 土			地 地	地		
平野	西 菊			宇 須	須		
	田 前	わさだ		大 大	大	うすき	
				星 星	星		
				前 前	前		

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
平野	長 正	長政 長正		上野	平 原	平原 ひらばる	
	下 小 曲				ヤ シ	キ 山	
	上ノ久保	うえのくぼ			大 東	平 イ	ヒガシビラ
	長 谷	ながたに			ツ ル	イ 神	
	平 畑				山 の	辻 神	
	薔 千		せんどう		尾 平	神 岩	
	小 道				雀 ナ	石 取	なげし
	間 土				高 宮	原 山	みやのはる
	中 岩				ノ 鶴		
上野	周 尾	しゅうがお		相原	牛 王	手 屋	うしおうて
	コブシ	こぶし			下 酒	屋 田	
	スガフタ	すがふた			流 小	原 丸	
	用心田	ようじんでん			石 口	田 田	
	三玉田	さんおうでん			の 峯	原 九	
	市 場				の 石	田 平	
	クツレセ	くつれ			堂 石	脇 追	
	アラセ				西 堂	田 烟	
	小 石	原 児			ヒ 神	敷 追	
上野	西 ノ	国 田			神 上	上 烟	
	大石川原				上 上	上 敷	
	ホキノ下				六 梅	反 追	
	シマオサ	しまおさ			梅 小	ケ 追	かんだばた
	一 ノ	坪 田	かんだ		深 梅	郎 反	
	神 田				立 小	ケ 五	
	牛 の				立 深	立 反	
	平 烟				立 梅	郎 反	
	立 石				立 梅	郎 反	

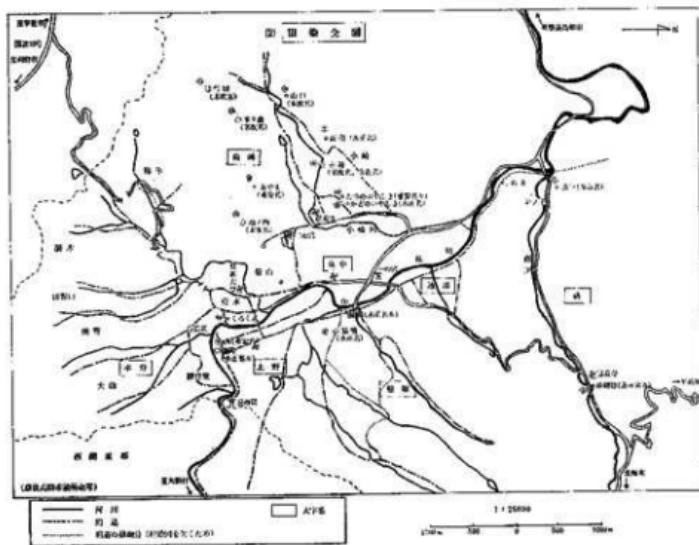
大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
	天久保	あまくぼ			四郎二郎		
	両田河内	ふたたごうち			池ノ中		
	柵木山	くぬぎやま			西原河内		
	夫舞				隠原	畠成	
	水谷				次原	生涯	
	葉山ノ上	はやまのうえ			新向	田山田	
	障子ヶ迫				四反冲	田平	
	影平				五反出	岩ノ下	
	出水	でみず			坊	園畠	
	宮の上				桜	江追	
	大久保原				八ツ小屋	下屋	
	宮丸	かなまるでん			敷ノ下		
	金丸田				中東	園出	
	ヒカケ野	むくの			早稲戸	成上	
	向流田				庵の	杉の	あんのうえ
	園田				茶	ノ木田	
	早稻田	わさだ			政	園所	
	神田	しんでん			屋	敷	
	サルバミ		猿喰み?		石割り	迫山	
	天満		天蓋?		丸	田	
	大石川原		田染P261 村誌		烟	ミソカルイ	
	向田		むかいだ		嶋	巡	
	下高平						
	広畑						
	高平						
	中屋敷						
	円太郎						
相原				相原			

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
相原	中 河 内	なかごうち	池部	日 の 鶴		こかくら	
	東 河 内			中 林			
	三 ツ 石			大 平 前			だいらまえ
	柳 ケ 谷	やながたに		吳 竹 林			
	吉 ケ 追			カジヤ 林			
	限 ケ 追			大 石 下			
	タブノ木追			池 ノ 下			
	鶴 ケ 追			一 ツ 石			
	竹 ノ 追			小 カクラ			そ う づ
	朴 ノ 木 追			ソ ウ ツ			
	柳 渡			内 追			
	桜 山			上 ノ 平			うえのひら
	地蔵ケ尾			峯 ノ 平			みねひら
	大内ケ追			茶 エン			
	宮 ノ 谷			五 反 田			
	瓦 田			四 十 田			
	鳴 ノ 尻			年 ノ 神			
	麦 田 上			一 ツ 石			
下	下 竹 ノ 追	かこいさこ	落	繩 手(内)		こうがへら	
	四 追 追	に た		熊 烟			
	ニ タ 追			水 ケ 追			
	森 ケ 追			熊 追			
	桃 尾			大 平 追			
	井 ノ 尾			尾 原			
	森 山			茂 平			
	下 追	は や ま		甲 神			
深	深 山	みつえだ		山 追			
	葉 山			深 番			
光	光 枝			緋 屋			

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
路	立 烟			路	原 政	ひらばる	
	生 地 屋				田	ちけし	
	百合ヶ山				石 烟	こじょうや	
	西 ケ 追				屋 田	そのだ	
	永 墳	つかわら			只 前	ろくただ	
	道 の 下				山 上		
	系 日 ノ	ひのづる			追 口		
	竹 安 敷				所 谷		
	古 城	じょうずけ			政 宮	まんどころ	
	茶 ノ 木				ノ 塙	ぼ う	
	ニ タ ノ				正 田	ぶっしようだ	
	栗 川 原	くりばい			田 田	やまかど	
	大 迫	かわらだ			門 迫	こざこ	
	水 ケ 久 保				口 山		
	小 河 内	おごうち			山 小 山		
	白 ハ ゲ	しらはげ			大 崩		
	夫 婦 石	ふうふいし			矢 尽		
	小 夏 田 平	あずきだいら			東 中		
	西 田 平				北 北		
	西 田	しがらみ			山 煙		
	攝				添 越		
	下 ノ 原	しものはる					
	塔 ノ 尾						
	音 無 久 保	おとなしのくば					

大字	字	よび方	備考	大字	字	よび方	備考
	柄木山	たのきやま			桜山		
	タタケカキ	たたらがき			上水ヶ迫		
	音世山	おんぜやま			九口田		ここぬかでん
	水ヶ谷				フクイ追		ふけんさこ
	喜十坊	きじゅうぼう			上影平		
	官野				源太郎追		
	岡尾				小尾ノ		こざこ
	岡ノ下				川大鬼		おのさこ
	真駄				下ヒ高		
	大烟				平ハタケシロ		
	中畑				畑平尾		
	穴井				中岡宮陽		
轟	向田	むことだ			中谷脇平		
	久坊	くきょうぼう			東敷明田貝野		
	下タ山				二屋本前真申		
	尾田						
	長葉寺						
	カセノハマ	かやのはな					
	岡田						
	ヲン煙						
	朝追	あさのさこ					
	崩追						
	申山						
	宮前						
	入口	まて					
	的場	はさこ					
	葉追						
	神田	しんでん					
	グミガ迫						

大字	字	よび方	備考
大	森		
ビ	ワ 烟		
堂	尾		
阿	木		
西	谷		
ノ			
船	都 迫	そうずさこ	
(二)	イ チ		
西	平		
ノ	ノ 迫		
中	船 ケ		
船	野		
野	添		
錨	山		



(3) 名・地名初見文書一覧

番号	地名	初見	文書	備考	系名
①	山下	康永三年田染庄系永名惣帳案(永弘一八〇)	現地聴取、現踏査		永系
②	妙藏坊	応永二十二年二位阿闍梨定祐下作職宛文(富貴寺)	現地聴取、現踏査		正系
③	雨引	永仁四年神吉宇佐定基申状(永弘一〇九)	現地聴取、現踏査		永系
④	猿喰	正和二年鍋西下知状案(永弘一四八)	現地聴取、現踏査		正系
⑤	赤迫	永仁四年神吉宇佐定基申狀(永弘一〇九)	現地聴取、現踏査		永系
⑥	南畠田	正和四年沙弥妙覺田畠等處分狀(永弘一八二)	現地聴取、現踏査		永系
⑦	園田	正和二年鍋西下知状案(永弘一五二)	現地聴取、現踏査		永系
⑧	かどのいやしき	正和四年沙弥妙覺田畠等處分狀(永弘一八二)	現地聴取、現踏査		永系
⑨	ためのぶやしき	正和二年鍋西下知状(永弘一五四)	現地聴取、現踏査		永系
⑩	山口	正和四年沙弥妙覺田畠等處分狀(永弘一八二)	現地聴取、現踏査		永系
⑪	弓切	田染字地図、現標識	現地聴取、現踏査		永系
⑫	多々良	右同	現地聴取、現踏査		永系
⑬	池ノ内	右同	現地聴取、現踏査		永系
⑭	おやま	右同	現地聴取、現踏査		永系
⑮	くろくさ	右同	現地聴取、現踏査		永系
系永	長寛三年閏白近衛基美家政所下文(到津一五)	田染字地図、現踏査	現地聴取、現踏査		永系
長正	「永正」貞応三年宇佐末利栗林元翁(永弘一五)	田染字地図、現踏査	現地聴取、現踏査		永系
(永正)	系永	重安	重安	(重安)	

おわりに——問題点と今後の課題——

三年に渡って、三度に及んだ記録・古文書の調査は、国東半島六郷満山地域に伝存する史料の確認と、それを通じて六郷満山としての歴史的性格を、少しでも明らかにしようとしたものであった。しかし、調査方法の不備や、発見された史料の考察が充分深められていない点など、多くの反省を含んでおり、かつ今後の課題も少なくない。

まず調査方法に関する問題点であるが、いわゆる六郷満山寺院を中心に調査したため、社家および民家に架橋されているはずの史料を、多く見失っているのではないかという点が、第一に上げられる。特に地域の性格からして、宇佐宮もしくは石清水八幡宮につらなる八幡神系の諸社は無視できなくて、その欠落は多くの反省を含む。奈多八幡に関してのみは、追加調査し得たが、たとえば椿八幡等の関係諸社・家には、まだ未見の史料の伝存する可能性がある。一方、民家私藏文書としては、占庄屋はもちろん、中世武士団の系譜を引く諸家にも、その伝来が予想されるが、多くはその調査対象に含まれていない。

第一の点は、調査に当たる前提としての、予備調査もしくは情報収集が不足していたことである。たとえば今日、この地域に関しても、数種の市町村史が刊行されている。それぞれ個別の評価は別にして、その執筆前に収集された史料で、紙面に紹介され掲載されないままのもの、多々存在する。いわゆる市町村史編纂に当たっての、史料ノートの類であり、稿本である。これらの努力を參照し得なかつたのは、情報収集不足というほかない。最近、「田代村史」の稿本をたまたま閲覧する機会があつて、その感を強くした。史料の所在やその性格が、施事的に把握できるからである。

つぎは、発見史料の性格と考察および今後の課題についてである。すでに回顧したように、多くの不備を有する調査ではあったが、その調査の範囲内で史料の性格を概観しても、実に多岐に渡る。地域的にも、時代的にも、内容的にもそう言える。まず時代別にみると、古代史料はあらたに発見するところがなかった。すでに公にされている当地所在の文書や金石文については、本調査の対

東外として扱っていない。試みにその大要を記しておくと、文書としては「余多八幡宮縁起私記」所取の文書写があり、金石文は以下のものとなる。長安寺塔龍天童子像銘（大治五）・長安寺銅板経筒寫銘（保延七）・奈多八幡社陳道面銘（応保二）。文書・金石文いすれとも、「平安造文」にとられていて、広く利用されるところである。

中世史料については、すでに「大分県史料」の第二部にそのほとんどが収録されており、金石文に関しても、「大分県金石年表」「大分県の文化財」等によって、一部が公刊されている。本調査では、一部重複してとりあげたものも若干あるが、延寿寺石碑銘（豊後高田市横崎）などは、すでに指摘したように、あらたに注目されるべき金石文といえよう。また文書としては、河野正二家文書（豊後高田市真中）・渡辺敏代家文書（豊後高田市横崎）が確認された。前者の文書二通（慶安二年十一月十一日大友氏時書下状、年不詳七月七日大友氏時書下状）は、「永弘文書」にみえる篆文もしくは写に対する正文である。一方、渡辺家文書は、正文・写とともに存在し、今川了俊書状（正文）は、今後活用されるべきものと思う。なお最近、「安東文書」写も同家に存在することが確認された。また、六郷満山支配機構や信仰をうかがうことのできる、長安寺藏の諸記録類や、天念寺大般若經・千燈寺藏源祐願文写などがある。中世史料は、西国東都地域に多く伝存するのが特徴と言えよう。

近世以降の史料は、もちろん伝存率が高い。性格からいうと、第一に、寺院再興造営の記録類で、とりわけ棟札が多い。たとえば、安永十年を中心とする真木大堂の再興にかかるもの、宝永五年の丸小野寺講堂再興を記録した棟札などは、その「請業」の実体がよくうかがわれ、大小工も知ることができる。建築史の視角からも、参照すべき点が多いと考えられるが、近世寺院と村落結合については、今後検討されなければならない。

第二は、近世さらには明治期に及ぶ、六郷山の修業・修法関係の史料がある。清淨光寺には、明治期の伝法許可状が多く保管されている、いずれも天台宗のものである。また宝命寺には、少なくとも延宝六年以前から伝授されていた「大智歡喜天密法」をはじめ、大正期にまで及ぶ作法の類が数多く伝来している。大型歡喜天供は、十一世紀の往来物「新纂業記」によると、「聖天供」と呼

ばれて、京内でもすでに広く民衆のおこなうところであった。夫婦和合の祈禱もあり、宗派を度外した根強い民間信仰・密教信仰である。これらの史料は、東國東部地域に比較的多く伝わるのが特徴で、しかも今日無住の寺にいすれも保管されているのは、果たして偶然だろうか。もちろんさらに、多くの修法関係史料が未見のまま伝存していると考えられて、六郷満山そのものを問う場合、やはりこれらの史料はそれ独自に調査されることが肝要である。そのためには、無住寺院が一つのマルク・マールになろう。

第三は、幕藩制下における寺院統制を知り得る史料がある。杵築藩の場合はその好例で、「寺社法沿録」については、さきにその大要を記した。ただその際注目すべきことの一つは、中世以来の寺院形態をいかに改編していくかという点である。「城内」およびその手水と周辺が幕藩制下における寺院統制をよく完遂しているのに対し、遠距離もしくは外縁に到るほど、中世的形態をより多く保っているように思われる。今後、考察されなければならない。

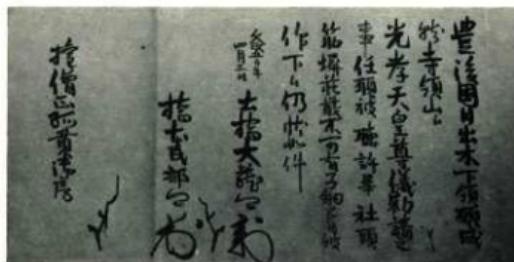
第四は、縁起類である。これはいわゆる「人間(仁聞)伝承」にもかかることで、その民衆意識の変遷を辿る、一種の歴史的史料と言わなければならぬ。それは同時に、生活と歴史思想でもあって、修法関係史料の場合と同様に、専一な、そして体系的な史料収集と検討が必要であろう。おそらく善本・悪本とりませて、大部の収集が予想されようが、そこから伝存関係を証して類型化を試み、思想史的な考察が期待される。

第五は、修驗關係史料である。その一部は報告したが、六郷満山のいわゆる天台密教とはまた性格を異にするもので、やはり個別の調査がなされるべきであり、その上で六郷満山での歴史的位置付けがなされなければならない。

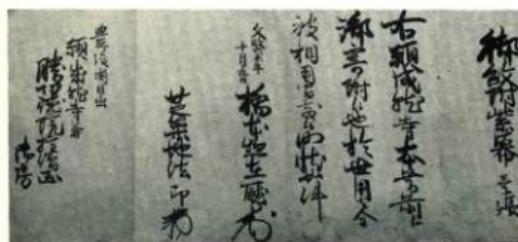
第六は、檢地帳などの農村支配・土地制度關係の史料である。本調査では、豊後高田市中央公民館蔵の目録だけを記したが、同市田染支所にも、檢地帳が架蔵されており、今後の調査が待たれる。

以上、「これまでの調査の大要を整理し、かつ今後の課題をあわせて提示した」とにくく六郷満山の調査と言った場合、たとえ限られた地域だとしても、史料は多岐に渡り、やはり個別のテーマを設定して、それに従って史料を順次収集整理していくなければ、実

りある成果は割合できないだろう。古代・中世史料に関しては、これまで公にされた史料を充分検討しつつ、新史料の理解にとりくまなければならないし、近世以降の史料については、個別テーマごとに史料収集がなされるべきで、その成果はまた、六郷霧山の古代・中世史に生かされねばならないと確信する。



願成就寺聽許狀（願成就寺）



御紋附柴幕寄附狀（願成就寺）



醍醐寺三宝院御勅書（蓮花寺）



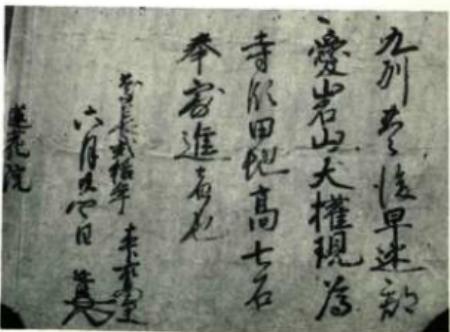
醍醐寺三宝院御勅書（蓮花寺）



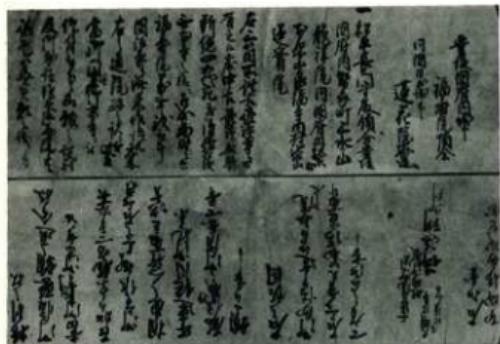
龍藏寺三宝院御触書（蓮花寺）



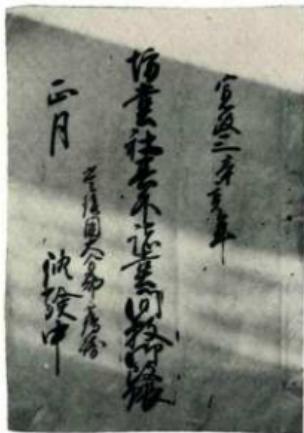
鳳閣寺より指出書付写（蓮花寺）



蓮花院寺領寄進狀（蓮花寺）



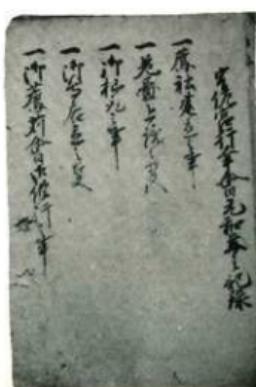
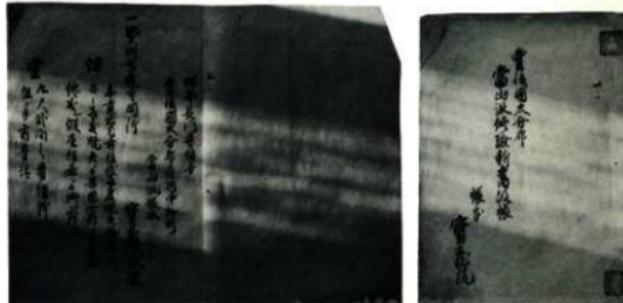
醍醐寺三宝院御触書写 (蓮花寺)



坊堂社其外諸堂間數改帳 (蓮花寺)



坊堂社其外諸堂間數改帳 (蓮花寺)





宇佐宮行幸金元和年之記録（奈多八幡宮）



宇佐宮行幸会元和年之記録（奈多八幡宮）



宇佐宮行幸会元和年之記録（奈多八幡宮）

法七

寺社法拾錄

寺社法拾錄（杵築土居文庫）



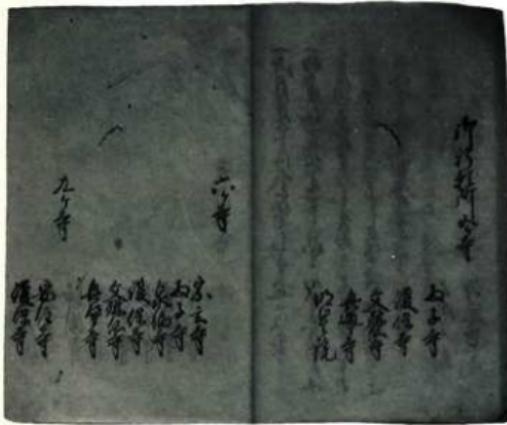
寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾録（杵築土居文庫）



寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄（杵築土居文庫）

光石院

御葉家法不本來寺主我心承取
法故子

奉書不見報通者

月日

辛未年四月廿二日

右御葉家法不本來寺主我心承取
高士復傳仰多在感

右御葉家法不本來寺主我心承取

月日

壬午年四月廿二日

右御葉家法不本來寺主我心承取

月日

癸未年四月廿二日

右御葉家法不本來寺主我心承取

月日

甲申年四月廿二日

寺社法拾錄（杵築土居文庫）

英等

海僧等

八旗各公之記

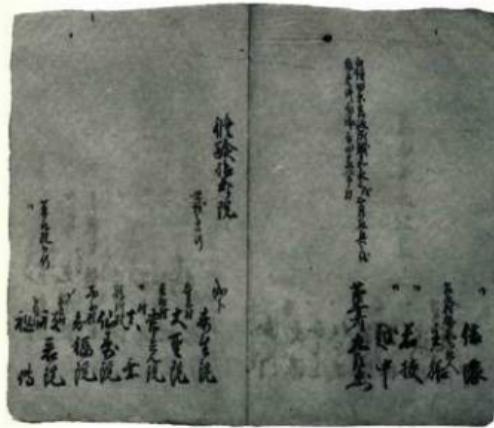
英等

海僧等

寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄（杵築土居文庫）

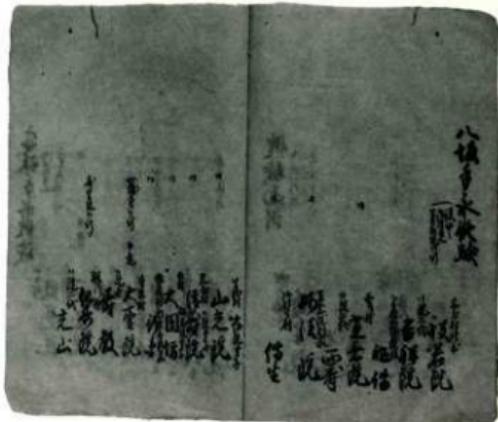


寺社法拾錄（杵築土居文庫）

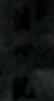
八幡寺水供



寺社法拾錄（杵築土居文庫）



八幡寺水供



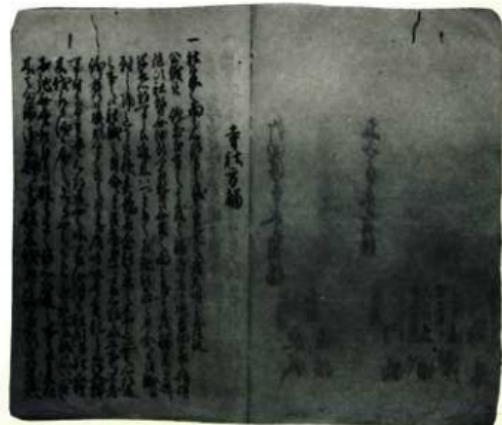
寺社法拾錄（杵築土居文庫）



寺社法拾錄
卷之二

三

寺社法拾錄（杵築土居文庫）

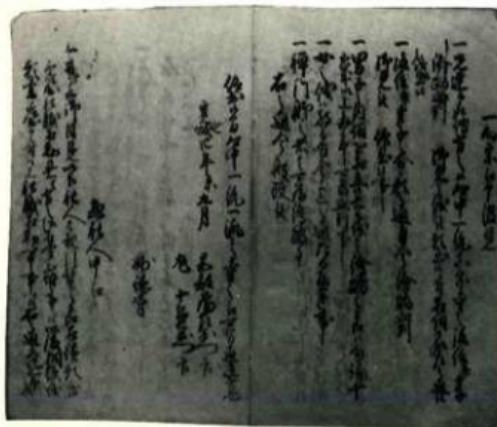




寺社法拾錄 (杵築土居文庫)



寺社法拾錄 (杵築土居文庫)



寺社法拾錄 (杵築土居文庫)

六郷山寺院とその建築

青山賢信

六郷山寺院とその建築

一はじめに

今回の調査は杵築市・日出町・山香町・大田村を対象地としたが、江戸時代の建物としては、山香町の西明寺観音堂・毘沙門堂（仏壇部分のみ）・山王権現社・小武寺観音堂の他は日出町の蓮華寺庫裏がわずかにあげられるにすぎない。杵築市の東光寺・日出町の願成就寺は明治以後の建物しかなく、大田村の下山観音堂は厨子だけ、山香町の水月寺は建物も記録も残さないなど、見るべき建物が残されていなかった。

今回の調査で六郷山寺院に関する調査は一応終了することとなるので、本報告書ではまず今回の調査寺院について解説し（建物を残さず記録も殆んど無い水月寺・吉水寺は除いた）、次に前二回の調査を含め、六郷山寺院の建築について検討した。但し第一回目の調査寺院についてはこれに参加していないため、報告書を基に、今回の調査後それらについて補足調査を行なった。

二 調査寺院の解説

東光寺

杵築市横城

当寺は杵築市の東北端、海岸より約一・五キロ入った横城山の東山腹にあり、横城山東光寺と称する。

仁安三年（一一六八）の「六郷山二十八本寺目録」（『太宰管内志』）に中山分本寺十ヶ寺の一つにあげられており、本寺として

は最南端に位置していた。なお、「託宣集」によると、当寺は回峯行における終着地であった。

貞応二年（一二三三）には豊後守源藤大友能直は当寺の院主職を七男能郷に譲っており（中野勝能「八幡信仰史の研究」）、その五年後の安貞二年（一一一八）の「豊後國六鶴山諸動行並諸堂役諸祭日録」（『太宰管内志』）にはその名を見せない。しかし、弘安七年（一二八四）の「異國諸伏御祈禱御卷數目録」（『太宰管内志』・『長安寺文書』）、嘉元二年（一二〇四）の「六鶴尾山例講谷役配注文」（『太宰管内志』）には再びその名を見せ、別当役を勤めており健在であったことが知られる。

建武四年（一三三七）の「六鶴山本中木寺次第並四至等注文案」（『大分県史料』第三卷、『長安寺文書』）に

一 橫城山 限東タチノ限 限西日ノ奉札
限南カカリ宿場 限北松弘撰

とある。これは寛文年中（一六六一—七一）に良印法師による「横城山四方指山境内観」（寺藏文書）に

東塙崖立熊限 西山口極村限

南狩宿村外ヨリ限 北西木村松広川限

末寺 内迫山覺安寺当山末坊也、

とあって、寺を中心約三秆四方を占めていたことが知られる。

また寛元年（一三三八）の「數山無動寺別當光造下文案」（『太宰管内志』）に「豊後國六鶴山執行並屋山、長安寺^除、西子山除財番、横城半分、千灯^口田島事」とあり、室町時代の「定額院主日録」（『太宰管内志』）には「横城山東光寺院主真乘院ノ徒十ニ房」とあって、この頃にはかなりの寺勢を有していたものと思われる。

ところで末寺覺安寺は、開山の位牌銘によつて（『開店口号』）、天文二十年（一五五一）をあまり遡らない頃の創建とみられるので、この頃にはなお余勢を保つていたと見られる。

良俊法師の記した縁起によれば、その後寺は大友宗麟の仏閣破却により鳥有に帰し、良俊法師がこゝに草堂を造つた寛文頃にはす

でに寺勢はなく、再興も祭礼もまゝならぬ状態となっていた。この時どの程度まで再興されたかは明らかでないが、直享二年（一六八五）には、奈多八幡若宮社改築の祭典に際し、当寺僧が小城宝命寺、興源寺の寺僧と共に御迎講として参加するまでに回復しているようである（「奈多八幡文書」）。寛永二年（一七〇五）に当寺を訪れた『蘭居口号』の著者諱訪寛村は当寺を東光坊と記していることからすると、本堂と庫裏を一つにした堂庫裏形式の建物があつた程度であつたろうか。この時には、參入りに際し当寺と共に遙礼を受けていた覚安寺は「絶え／＼なる草堂」と化していた。

安永五年（一七七六）の「天台宗豊後國六鄉山寺院名簿」（両子寺文書）には

安政郷横城村横城山東光寺 松平氣後守領

右 山門末

越都三十軒

一 六所權現宮

一 本堂 葉師日光 十二神符

一 堂 三

寄付田畠五段（二十九歩高）二石九斗四升毫合

山林三町四方

末寺 経田阿弥陀

在山口村

覺安寺

在西本村

とあり、この当時の六郷山寺院としては一応の寺勢を有していたようである。由緒書によると元文四年（一七三九）中興開山了秀大和尚再建となる。そのよりどころは詳らかでないが、この了秀代に安永に見られるような寺額を整えたものであろう。なお寛政二年

（一七九〇）には寺領毫石五斗三升武合五匁となっている（「寺社法拾錄」）。

明治初年頃には、「天台宗本末寺其外明細記」（爾子寺藏）に

減罪種家

三拾軒

境内除地 東西武拾武間
南北拾三間

但境外合畠反別六畝四步旧米右面断

境内惣地坪 武百八拾六坪

六拾四坪 本堂庫裡 拾四坪 納屋

合 七拾八坪 建物
武百八坪 空地

とあるが、明治二十三年の「寺院明細様」（大分県立図書館蔵）によれば、本堂庫裡（堅五間四尺・横拾五間三尺）の他に薬師堂（堅二間一尺・横二間一尺）の存在が知られる。

この頃に六所権現の建物があったか否かは明らかでない。

現存建物としては本堂庫裡と薬師堂があるが、本堂庫裡は戦後の再建になるものであり、薬師堂は明治期の建物である。なお山頂にあった六所権現の建物はない。

口願成就寺

日出町藤原赤松

当寺は赤松山願成就寺と号し、日出町の北端、国道一〇号線から杵築への道が分かれる分岐点に位置する。杵築市の守江湾にそゝぐ八坂川はこのあたりではゞ南北に迂回して流れ、ようやく山合いが開けてくるところで、寺はその西側の台地上にはゞ南面して建つ。

寺伝によれば、仁聞菩薩の開基とし、最後に当寺を建立したことにより願成就寺と号したとする。仁安三年（一一六八）の目録に

は末山分末寺としてあげられている。

建武四年（一三三七）の「四至等注文案」には、

夷山之末寺

一 頤成就寺

限東美尾

限北久保大道

限南永小野

限西笈立松

とあり、夷山雲仙寺の末寺であったことが知られ、また僧栄賢の建立になる応永元年（一三九四）の銘を有する大きな石造宝塔があるので、この頃にはかなりの寺勢を有していたらしいことが推察される。

その後江戸中期に至るまでの状態は詳らかでない。安永五年（一七七六）の寺院名簿にもその名を見せず、「太宰賀内志」でも当寺の事はふれられていない。

ところで、明治二十年代の作成とみられる「鹿児島県寺院明細録」（大分県立図書館蔵）には「当山ハ兼老二年ニ仁聞菩薩ノ開基ニシテ爾來道徳僧無之平時弘化三丙午年大阿闍利順照ナル僧再興」とある。その出典は詳らかでないが、文政六年（一八二三）本尊前の紫幕寄進の事等がみられるので（「寺藏文書」）この頃にはかなりの寺勢を有していたようであるものの、幕末から明治にかけては檀家も田畠もない状態に落ちていたようである。それでも明治四年の寺藏の記録には、

滅罪釋家

境内東西南北山々入

但シ境外田畠無之

無種

年貢地

内

三十七坪 本堂

九坪 薬師堂

三拾九坪 庫裏

三坪 大日堂

八坪 伽藍

九坪 茶堂

二坪 僧正塔

四坪 篷堂

六坪 本門

二坪 香堂

一坪 黒門 拾三坪 西長屋

一坪 北長屋門

九坪 東長屋

二坪 篓掛

拾七坪 木納屋

三坪 柴小屋

一坪 手水鉢

二坪 馬屋 不淨場

三坪 風呂場

九拾坪 菜園

百拾七坪 建物

内九拾坪 菜園

四拾五坪 空地

とあるように、かなりの建物を保有していたことが知られる。しかし、これらの建物は相当腐朽していたらしく、建て替えられるか
破却されてしまった。

その後明治七年に本堂がそれまでの倍の広さを持つ七間堂として再建され（棟札）、明治十年山門（三間一戸重層門）、大正初年
頃に庫裏が再建された。なお輪藏は明治十五年に新たに建立されたもので、県下では最も新しい輪藏と思われる。こうして寺舎は一

新され現在に至っている。

三　蓮　華　寺

日出町日出

寛政三年（一七九一）の「境内堂社等書上帳」（当寺蔵）に

三宝院御門跡御直末寺

木下主計頭領分

豊後国速見郡日出城下

真言宗修驗兼帶

蓮華院

一 蓮摩堂一字（二間半三間瓦葺
但シ御領主ヨリ御建立

本尊不動明王 但シ御領主ヨリ御寄附

弘法大師木像 但シ御領主ヨリ御寄附

両界曼荼羅並十二天圖像 右同前

役行者木像 但シ手前ヨリ安置

右護摩堂之分

一 愛宕堂一字（二間半小板葺
但シ御領主ヨリ御建立也

本地仏勝軍地藏

両脇土不動暨沙門 但シ御領主ヨリ御寄附

石鳥居并樓門等

右同前

一 太郎坊小社

右同前

石鳥居

一 地藏堂一字 二間半三間瓦葺 但シ御領主ヨリ御建立

本尊延命地藏尊 同御寄附

一 稲荷小社 但シ小板葺手前普請

境外之外

一 金毘羅遙拜所 但シ瓦葺手前普請

以上堂社之分

一 庫裡玄関迄三間半抬頭余茅葺

一 客殿 二間半六間余茅葺
但シ此分手前普請

一 長屋 二間半五間余茅葺
但シ此分手前普請

一 土蔵 二間ニ二間半右同断

一 門 瓦葺手前普請

一 境内 東西武拾七間余除地

一 愛宕山 酒海寺

とある。

開基を寛政三年から二百年前とする天正十九年（一五九一）頃となるが、明治二十年代の「速見郡寺院明細帳」（大分県立図書館）には「中興以前不詳、慶長年度御領主木下延俊再建」とあり、慶長六年（一六〇一）に入部した日出藩初代藩主の中興といふ。

当寺には次の如く寛文元年（一六六一）、宝曆四年（一七五四）、寛政十一年（一七九九）の地蔵堂棟札、正徳二年（一七一二）

の總言堂棟札、文政十二年（一八二〇）の諱摩草堂棟札を残すが、いずれも領主木下氏による建立であり、歴代藩主の崇敬を受けていたことが知られる。

寛文元年
辛丑年

人弘導師

奉建立地藏堂一字
豊臣氏木下主計俊長武運長盛祈所

九月吉祥日

蓮華院法印根岸示之

一切日皆善 一切宿宿諸仏皆威徳
豎牟地神諸願眷属

（大日如來報身真言）

導師蓮花院法印慈等
時

羅漢普陀以斯誠實言願我成吉祥文八大士侍者諸尊願

裏

表

宝曆四甲
戌年

奉再立地藏堂一字
日出城主從五位下木下大和守豊臣俊泰
十一月吉祥日

裏

導師 蓮華院法印空詩
 泰行 二宮祖右衛門道兼
 諒 手馬六兵衛政勝
 大工 高橋弥右衛門景義
 小工 高橋武七景綱

表

寛政十一歲集己未

奉再建地藏堂一字

日出城主從五位下木下主頭豊臣俊懋

十一月摩訶吉祥莫

裏なし

表

正徳二壬辰年

奉造立地藏堂

日出城主從五位下守右金吾次將豊臣朝臣木下俊量

(割れ)

惣奉行 長次助勤正風
 泰行 吉田友右衛門則方
 小工 高橋彦助景命

裏なし

表

文政十二庚寅年

奉再建護摩堂一字

日出城主從五位下木下大和守憲臣俊教

六月吉祥日

圓海寺十三世法印空靜

奉行手寫直助

大工高橋勝五郎

小工高橋勇吉

裏

ところで、明治の明細様によれば、本堂横三間・庫裡要四間・門檻一間・間幅三尺・地藏堂明治八年春月空運建立機一間三尺とあり、この時に親音堂はなかったことが知られる。なお本堂は護摩堂のことである。

現在は本堂（護摩堂）と客殿廊裡を残す。

本堂は柱間三間四方、前側西に縦勾欄を廻らし、正面に一間の向拝を設けた、風根方形造り棟瓦葺の堂で、棟札により文政十三年（一八三〇）に建てられたことが知られる。

客殿廊裡は桁行十一間半、梁行五間、屋根入母屋造棟瓦葺の連物であり（写真1、図1）、寛政三年の記録と規模形式を異にするので、その後の再建となる（「明細様」の間数は身舎部分）。おそらく本堂の再建とは同じ頃のものであろう。現在改造や増築が行なわれているが、復原すると中央に式台玄関を設け、客殿部は折れに配した大床を持つ十二疊と、床櫈を備えた八疊の座敷とからなる。玄関裏の住職の居間は、玄関境、座敷場を擇て開き、床を設け、床裏に物入れを配するなど古風な方式が見られる。園東

半島では今までこうした形式の遺物は見出していない。なお、土間沿いの表側の室も旧状は明らかにしがたいが、石欄等の痕跡を残し、これも他に例を見ないものである。

西 明 寺

山香町内河野

当寺は山香町のほぼ中央に聳える標高四一八米余の大村山東側山中に位置する。麓から約二十分钟登るとわずかに石垣を残す坊跡があり、それより更に十分程で寺に至る。

寺は辻小野山西明寺と号し、仁安三年（一一六八）の日録には木山分末寺十五ヶ寺の一つにあげられている。安貞一年（一二二八）の日録、文永元年（一二六四）の年代記（『太宰府内志』）、弘安七年（一二八四）の日録にもその名を見せ、嘉元二年（一二一〇四）には屋山長安寺の例講にも名を連ねている。この頃までは六郷山寺院中でも相当な寺勢を有していたようであるが、建武四年（一二三七）の四至等注文案には「山香御司家忠以来押領」とあり、定額院主日録にはその名をみせない。

その後については詳らかでないが、慶長三年（一五九八）の総育堂、元禄十年（一六九七）の圓沙門堂、同十二年（一六九九）の山王權現宮の開口が残されていて、法燈は維持され崇敬を受けていたことが知られる。この開口はいずれも安倍氏の寄進になるもので、山王權現宮の開口銘によれば安倍氏は根来住とある。

安永五年（一七七六）の寺院名簿には

遠見郡山香郷辻小野山西明寺 日出舎

右山門末

本尊不動

一本堂 千手觀音 法燈二十八昧 風天雷電

合三十一昧

一 麟沙門堂

一 山王権現宮

神楽堂

社高壹石五升

六所権現 地藏 観音 石林無量社

仁王門

とある。

山王社については安貞の日録にみえ、六所権現とともに法会修法が行なわれている。元禄の鷹口を残し、安永には神楽堂を有するなど、山王社に対する崇敬の深かったことが知られる。六所権現社は以後も再建されなかつたらしい。

こうして一応の寺勢を保持していた当寺も、江戸末期には廢寺に近い状態になつたらしく、伊藤常足は『太宰管内志』に国人云として、「今はいたく衰えたり本堂ノ広さ四五間許にして本尊は千手觀音なり、寺は東に向へり山下より一丁古は大寺なりしを今は荒廢甚し」と記している。

ところで、明治の『豊後西境外外寺堂明細帳』（人分県立図書館蔵）には

遠見郡内河野村字辻小野山

天台宗比叡山派 観音堂

一本尊 千手觀音

由緒
義老元年創立抑モ當宇ハ住吉ハ属下六坊ヲ有シ建長年中北条時頼西國巡視ノ際「地ニ米リ一寺ヲ創立シ西明寺ト稱ス合シテ七坊トナル其後大友氏ノ殘暴ニ係り皆廢滅スト雖モ只西明寺ノミ存ス是レ即今ノ堂ナリ、天和二年及ビ宝永七年ノ丙度

日出城主木下家ヨリ寄付建築セラル棟札今僅ニ存ス

一 堂宇 橫四間三尺

一 境内地 五百拾弐坪 民有地第一種

一 境内仏堂一字

毘沙門堂

本尊 毘沙門天

山籍 不詳

堂宇 橫三間三尺

一 信徒 四千人

とある。

山中とはいえ寺地は広く、往古の寺勢がしのばれる。現在は無住。

現存建物としては、石段を登った正面奥に建つ觀音堂、その右手の毘沙門堂、境内中程から左手に入って石段を登った正面に建つ山王権現宮の建物が残るにすぎない。なお、入口石段左手には貞和四年（一三四八）銘の三重石塔、毘沙門堂の右手前に元禄三年（一六九〇）、寛政六年（一七九四）の燈籠、山王権現社の前に萬永元年（一八四八）の燈籠を残す。

〔觀音堂〕（写真2-4、図2）

慶長三年（一五九八）の開口を残すが、建物は時代が新しく、仏壇の頭貫木鼻、斗拱、向拝繋虹梁の絵様等からみて、十八世紀初頭頃の建立になるものと思われる。明細軒にみえる天和三年（一六八二）、宝永七年（一七一〇）の棟札は現存せず、いずれの建物の棟札か詳らかでないが、宝永七年の棟札がこの建物のものではなかろうか。虹梁の絵様は宝永五年（一七〇八）建立の丸小野寺講

堂のものに類似する（「六郷満山関係文化財調査概要」）参照）。ただし向洋頭貫虹梁はこれより時代が少し下がる。

建物は寄棟造草葺で（現在トタン葺）、前面に焼瓦葺の庇を付ける。三間四方の身舎の前面に一間の吹放しの縁を設け、両側面には半間の縁が付き、左手奥に物置が建て縁がされている。

復原すると図2のよう、三間四方の身舎の正面と側面に縁を設け、正面中央に一間の向拝を付けた形式となる。身舎は表側一間を外陣とい、表側三柱間共部戸を吊り、両側面は中央に戸口を開く他は板壁であった。内陣は外陣より床高を低め、外陣境に地長押、内法長押を付けるが、柱間は開放とする。内陣奥の中央仏壇は脇仏壇よりも前に張り出し、丸柱を用い、（他は面取り角柱）、腰貫を入れ、木鼻付頭貫を廻わし台輪を置き、柱上に実肘木付三斗を組み、天井を受ける。正面を花頭形の開口とし、他は板壁とする。両脇仏壇も腰貫と絵様付きの腰貫を入れる。現在は格子戸を入れるが、元は開放されていたと見られる。天井は博縁天井。

なお、右手側柱の奥から一本目の柱に嘉永六年（一八五三）入峯の墨書きを残す。

〔鬼沙門堂〕

一方一間、切妻造後瓦葺の小社宇である。建物は明治以後の再建と思われるが、仏壇部分は江戸末期のものである。仏壇は經音堂同様に前面に張り出し、丸柱を用い、腰貫を入れ木鼻付頭貫を廻すが、台輪は用いず、また柱頂斗拱は实肘木付連三斗の形式がとられている。なお、木像の鬼沙門天立像は永久五年（一一一七）の胎内銘を有し、県の文化財に指定されている。

〔山王権現社〕

覆屋に入った一間社流造草葺の小社である。身舎柱は丸柱で、腰長押、内法長押を廻し、木鼻付頭貫を通して、台輪を置き、柱上に大斗肘木を組み桁を受ける。妻は虹梁大坂束式とする。正面は蔀戸を吊り込み、他の三方は板壁。前側面に縁を廻し、正面に木階を据える。庇柱は角柱で木鼻付虹梁形頭貫を通して、海老虹梁で身舎を繋ぐ。柱上斗拱は身舎同様に大斗肘木とする。建築年代を明らかにする史料に欠けるが、木鼻等の絵様からみて幕末のものと思われる。幕末になるにしたがって過飾の傾向をた

どる当地方の社殿としては簡素といえるが、木鼻には当地方の特色をみせている。

四 小 武 寺 山香町小武

当寺は山香町の中央東端、龜山から南へ延びた尾根の末端部に位置し、天仲山小武寺と称する。現在は無住の寺である。明治十二年の「速見郡寺院明細譜」（大分県立図書館蔵）によると、天徳年中（九五七—九六一）空也上人の開基創建といふ。大友義継により堂並びに奥の坊・中の坊・通円坊・慈恩坊・向の坊・来乘坊の六坊を失ひし、慶長五年（一六〇〇）に隆昌法印が中興したとする。県指定有形文化財の木造薬師如来立像は平安後期の作とされ、木造供利迦羅不動立像は鎌倉時代の作であり、往時の寺勢をしのばせる。

ところで、明知縣では真言宗御室派に属し、金剛塔寺の末寺で、本尊は弥勒となつてゐる。一方宝曆九年（一七五九）の「豐前縣後六鄉山百八十三ヶ所靈場記」（『六郷満山関係文化財総合調査報告書』）には「本尊薬師有住 禅宗 空也上人の開基ト言」とある。この靈場記は大正元年に写されたもの更に昭和二十三年に書き写されたものであり、本中文には大正期の状況が区別されずに書かれているところもあるが、どの部分が宝曆時ものか辨らかでないが、禅宗になった時期があったものであろうか。あるいは靈場記の書き誤りであろうか。

明治期には本堂庫裏（豎四間三尺、横十間三尺）、薬師堂（豎三間、横二間）、護摩堂（豎一間、横三間）、大日堂（豎二間、横二間）、十王堂（豎二間三尺、横一間三尺）の存在が知られるが、現在では本堂庫裏、薬師堂の他には門を残すにすぎない。

〔本堂庫裏〕

明治初め頃に建立されたものとみられ、八室構成の方より形式とするが、現在は荒廃して倒壊寸前の状態となつてゐる。

〔薬師堂〕（写真5～7、図3）

梁行三間、桁行三間、屋根宝形造棟瓦葺で、正面に三面に縁を廻し、正面に一間の向拝を付ける。正面中央間棟唐戸、両脇間は扉戸を吊る。両側面は現在高窓が設けられているが、元は土壁であったと思われる。

内部は表側二間を外陣、後側一間を内陣とする。内外陣境は中央間のみ両脇間より鶴居を一段高め、全面開放とされているが、元来は部戸で閉されていたものである。内陣は奥行が一間と狭いが、奥に横一列に仏壇が設けられる。

柱は中央仏壇の前面柱を除き角柱とし、柱頂に綜を付け、繪様付木を置き桁を受ける。これに対して中央仏壇部分は前面柱に丸柱を用い、木鼻、繪様付頭貫を通して、合輪を入れ、柱上に前面を木鼻とした実肘木付三斗を組んで飾る。正面には板頭が吊り込まれていた。

向拝部分は角柱を木鼻繪様付虹梁頭貫で囲み、柱上組物は舟討木と簡素化され、上屋とは海老虹梁で繋ぐ。

なお各柱共、礎石と柱間に合形の礎盤を入れている。この手法は大分県下の北半部では民家にも見出される手法である。

建築年代についてはこれを明らかにする史料を欠くが、木鼻、繪様等からみて、江戸中期頃（十八世紀初頭）のものと推考される。先にあげた西明寺薬師堂とほぼ同じ頃のものである。

〔門〕（写真8・9）

守護神日吉神社の門として建てられたという。門は四脚門で、屋根は切妻造本瓦葺である。丸柱の親柱を唐戸敷上に建て、前後に面取り角柱の挿柱を配する。挿柱は腰貫、頭貫で固め、頭貫鼻に縁形を付ける。親柱通りは蹴放、柵、冠木長押を通して。各柱天に持肘木を組み、桁、妻虹梁を受け、中備えには実肘木付蓋板を入れる。妻虹梁上に大斗実肘木付板蓋板、中央は束上に実肘木付大斗を張いて棟木を支える。軒は一軒。

建築年代は明らかでないが、木鼻、轍股、繪様等からみて、觀音堂と同じ頃のものと思われる。これまで調査した六郷山寺院の門としては最も古い部類に属し、形式も最も整っている。

(六) 下山観音堂

西国東郡大山村小ヶ倉

麓から一三〇段あまりの石段を登った山頂近くの山腹に位置する。境内地は崖を背にして幅一三間、奥行四～五間程度にすぎない（写真10）。観音堂は、崖の岩陰に間口一〇・三六尺、奥行七・五尺、屋根を崖に差し掛けた廢屋に近い板葺の仮堂で、内部に間口二・五二尺、奥行一・七四尺、間口三・〇七尺、奥行一・一七尺の大小二つの厨子が置かれている。

仮堂は昭和の建築であるが、厨子はいずれも江戸時代のものである。

ところで、小さい方の厨子からは、文政二年（一八一九）の墨書きを有する台座が見い出された他、左記の棟札が残されていた。

(表)



(裏)



(裏)

(東光寺金龍代)

同
喜左衛門

慈恩現住雪堂代

村長
細頭
伝左衛門
市良右衛門

(表)

奉造營屋根板替
癸卯正月四日

小ヶ倉氏子中
同
久米四良

天保十四年

願主 半左衛門
大工
木挽
利助

(裏)

東光寺借住
祈傳書

(表)

奉再興祝世音菩薩 壱尊
國土安全
三月十有九日

堂守 平左衛門
世話人 李右衛門

天下泰平維時 文政十三庚寅歲

(表)

奉
明治廿三年七月觀音菩薩御堂建換
納

(裏)

大分県西國東郡田原村大字沓掛
全県全部田原染村大字上野金福寺
大工 河野小文治
発人 住職
木挽 河野辰年
堂主 小間元造

なお左記のような石壇寄進の木札が残る。

(表)

文化四年
奉寄進石壇一件
丁卯
二月吉祥日
願主 市左衛門
同半左衛門
氏子 中
石工 太
上野村
吉 吉
同所 郡
同上野村
油 蔽
同中村
同相原村
常四郎
吉左衛門
同中村
同上野村
同左衛門
藏

(裏)

同所
吉左衛門
同中村
油
同中村
同上野村
同左衛門
藏

石段最上部の親柱にも同様年号があり、現存の石段がこの時に築かれたことが知られる。この工事は規模からいっても相当の人手を要したろう。

これらから江戸後期頃には住職がいなかつたらしいが、かなりの信仰を集めていた寺であったことが推察される。文政十三年（一八三〇）の修礼を書いた僧は東光寺に居住していた。この東光寺の所在地は詳らかでないが、宝陀寺の末寺であった下音掛の田原山東光寺のことであろうか。また天保十四年（一八四三）の棲札には「慈恩現住雷堂」とあり、後で書き加えられた「東光寺金龍」の名も見える。「慈恩」は慈恩寺の事と思われるが、東光寺が田原山東光寺であったとすれば、同様に宝陀寺の末寺であった下音掛の慈恩寺のことであつたか（いずれも現在は廢寺）。或いは馬城山伝乘寺の末寺であった稻積山慈恩寺の事であろうか。明治四十四年頃の寺院明細帳によると（大分県立図書館蔵）、稻積山慈恩寺は臨済宗東福寺派となり、山號は不明とある。

いずれにしてもこの観音菩薩に対する信仰は盛んであったようで、明治二十一年の觀音六百年忌開帳の相撲興行の世話人には二十六名が名を連ね、五千余の参詣者があつたと記されているし、明治二十三年には御堂の建設が行なわれている。明治には上野村（田染）の金福寺の頂り堂であつたらしい。

三 六郷山寺院の盛衰と建築

平安時代後期に最盛を迎えた六郷山寺院は鎌倉時代初期に始まる武士の押領により衰退へ向うことになる。六郷山組織の総括的職をしない学僧寺であった本山分がまずその対象となり、鎌倉時代末期にはそのほとんどが押領されて、廟寺或いは鎌倉新仏教への転向を生み、ます本山分の滅亡となつた。これに対し、中山分・末山分はほとんど押領を受けなかつたことに加え、中山分は山嶽修行の機関で修驗道と結びついていたことにより、また初覚行者の修練道場として庶民との結び付きの強かつた末山分はその大半がとも

かくも現在に至るまでそれなりの寺勢を維持しえたのである。これには在地の武士或いは有力者等の援助があつてのことではあるが、江戸時代では特に藩主の燈籠、奉入、農耕儀礼と密着した鬼会の挙行、檀家制度、あるいは庶民の信仰を集めた仏の有無等に寺または堂宇の保持がかゝっていたといえる。

付表は寺院の盛衰と堂宇の存在について一覽したものである。

六郷山寺院には西教山高野寺の四十五坊を最高に多くの坊を有する大寺があつて、本山分末寺であった富貴寺に平安時代末期とみられる中央にまけないすぐれた建築である阿弥陀堂（大堂）が残されているように、それらの寺々は相当立派な堂宇を擁していたものと推考される。しかし、この表でも知られるように、江戸時代以前の堂宇について知る文献史料は皆無に等しく、現存するのは富貴寺大堂を除きすべて江戸時代及びそれ以降であり、また現在では旧堂宇の遺址すら解からない寺がほとんどである。

従って、六郷山寺院の建築については江戸時代のものを対象とするしか方法がない。
ところで、これらの史料及び遺構をみると、各寺でほど共通的にみられる堂宇として、本堂の他に六所権現と講堂があげられる。
以下これらの堂宇について検討を加えることとする。

〔六所権現〕

六郷山寺院のはとんどには鎮守として六所権現が存在していた。安貞二年（一二二八）の目録にはすでにその名が見え、將軍家御祈拂は寺院の本尊とともにこの六所権現に対しても行なわれていた。すでにその時には寺院が亡んでいたのか、本山分本寺であつた鞍掛山神宮寺では、六所権現でのみ法会が行なわれている。

ところで、日録で鎮守を六所権現としないのは本山分末寺の小浜山大谷寺で、山王としている。また同じ末寺の辻小野山西明寺では、六所権現の他にこの山王に対しても法会が行なわれた。西明寺では山王に対する信仰が強かつたらしく、現在も山王社を残す。

なお、同じく末寺であった今熊山胎蔵寺は今熊社の勅請により建立されたものとみられ、現在の熊野神社が鎮守であった。但し、安永五年（一七七六）の寺院名簿では六所権現となっている。

六所権現は明治の神仏分離以後に身瀧神社等と名を変えており、また社殿を残さぬものが多く、現存するものでも「一」と「二」を除けば保存状態は極めて悪い。

現存する社殿はすべて江戸時代以降に建てられたものである。調査した十一棟のうち、棟札によつて建築年代を知り得たのは、壓山長安寺の六所権現社（明和四年一七六七）と長岩屋山天念寺の身瀧神社（旧六所権現社。文政十一年一八二八）にすぎない。最も古いと見られる大嶽山神宮寺の六所権現社が江戸中期末頃にすぎず、他は江戸後期、末期及び明治のもので、大半は江戸末期に属するものであった。

現在拜殿を有するものが六社あるが（内二社は幣殿を設ける）、江戸末期を過る拜殿は見出されなかつた。拜殿のうち最大のものは石立山岩戸寺のもので、桁行七間、梁行三間の規模を有する。こうした横長の拜殿は因東半島の神社には共通して見られるものである。

本殿の建てられる位置は、岩窟を背後にし、或いは一部岩窟内に建て込まれる場合と（天念寺、雲仙寺、岩脇寺、無動寺、靈龜寺等）、周囲に空地を残した形で独立して建てられる場合とに分類される。前者は主として西国東に、後者はそのほとんどが東国東にその例が見られることからすると、本山、中山、末山組織との関係があるものであろうか。

本殿の形式としては、五間社入母屋造り一棟（天念寺）、三間社流造り三棟（神宮寺、長安寺、雲仙寺）の他は一間社流れ造りであつた。一間社流れ造りのうち岩戸寺、清淨光寺のものは向唐破風付としている（いずれも江戸末期）。

社殿のうち、規模も大きく、最も整った形式のものは長安寺の六所権現である（写真II）。建物は桁行柱間三間（中央柱間五・六尺、両脇柱間四・七尺）、梁行柱間二間（各四・六尺）、前面の庇の出五・四尺で、周囲に縁勾欄を廻らし、前面三間に木階を據え

る。庇柱は面取角柱を基礎上に立て、木鼻・繪様付の虹梁形頭貫で固め、中備えは中央柱間裏段、両脇間裏東とし、柱上に持肘木を組み手挾を入れ、海老虹梁で身合を繋ぐ。身合柱は円柱で、正面三間は竪戸、左側面前一間に板扉を吊る他は板壁とする。地長押、内法長押、木鼻付頭貫、合輪を廻わし、柱上に出組斗拱を組み、出桁・妻虹梁を受け、支輪を付ける。妻は木鼻付三斗を用いた二重虹梁とし、円束を立て、笈形を入れて飾る。

このように当社は同じ三間社流造りである大獄山神宮寺の如く比較的簡素なものと異なり（調査概要〔1〕）、装飾性を増している。この社殿は棟札により明和四年（一七六七）の建立になることが知られるので、この頃までは線形等に地方色は見られるものの、まだ様式的にはそれほどくすぐれないなかったと考えられる。これ以後は極めて小規模な建物を除き、このように出組或いは二手先を用い、時代が下るにつれて空所を形刻で埋めつくすなど過飾の傾向が増進し、線形・繪様・彫刻等には地方色がさらに濃厚に表わされる（調査概要〔1〕）。このことは六郷山以外の神社建築についても同様である。

〔2〕講堂

六郷山寺院の中では建築形態を共通するものとして講堂がある。現在これを残すのは、智恩寺（中山分本寺）、天念寺（同）、丸小野寺（中山分末寺）、岩戸寺（末山分本寺）、清淨光寺（同）、瑞瑞光寺（末山分末寺）の六ヶ寺にすぎないが、天保頃（一八三〇～四三）には一四ヶ寺に存在していた。おそらく六郷山寺院には必ず設けられていたものであろう。

棟札によつて建築年代を明らかにしうるのは寛永五年（一七〇八）の丸小野寺講堂と明治十六年の瑞瑞光寺講堂である。智恩寺講堂は入塗の墨書きによつて安永八年（一七七九）以前、天念寺、清淨光寺、岩戸寺の講堂は間様入塗の墨書きによつて嘉永六年（一八五三）以前であることが知られる。このうち天念寺の講堂は、仏壇前に入側柱に用いられた木鼻や斗拱の繪様が講堂右手に建つ文政十三年（一八三〇～棟札）の身瀧神社（旧六所神現）のものに類似するので、それとほゞ同じ頃に建てられたものと推察される。また

清淨光寺講堂は、天保八年（一八三七）の入業の墨書きがないことよりみて、天保八年から嘉永六年の間に建てられたと考えられる。

仏壇部分の頭貫木鼻の線形絵様もその頃を示している。岩戸寺講堂はこうした絵様を使用しない建物であるため、絵様による年代推定はできないが、墨書きがあざやかに残されていることより、これをあまり遡らないものと考えられる。これに対し、同じように細部様式を持たない智恩寺については推定が困難であるが（写真12）、丸小野寺講堂と比較するとき、十八世紀中頃のものとしてよからう。

ところで、講堂の名称は室町時代の定額院主目録の千燈寺に「大講堂」とみえるのが初見である。千燈寺では江戸時代も大講堂と称していた。他では安永の寺院明細帳で西子寺に大講堂とみえるだけである。但し西子寺でもその前後の記録では単に講堂と記している。

この大講堂は規模の大きい建物であったことを指すのであろうか。ちなみに英彦山では「大講堂一字 二階七間 一丈・尺間 刷菴」（『彦山流記』）とあり、大規模な建物であったし、元和二年（一六一六）再建の現建物（英彦山神社奉幣殿）も七間堂の大規模なものである。また求善提山護國寺の講堂も「求善提山雜記」によると「七間四面」の建物であった。

現在、千燈寺も西子寺も講堂の建物を残さないが、江戸時代には、千燈寺のものを「入二間横四間戸口一間泥壁」、西子寺のものは「五間四間」或いは「五間四面ばかり」と記しており（『太宰管内志』）、現存する他の寺の講堂と人差なかつたことが知られる。千燈寺講堂は我存する礎石配置からみても、桁行柱間三間（約六尺等間）梁行二間（約七尺等間）の身の周囲に一間（約五尺）の底を廻わしたもので他と同様な形式となる。しかし、礎石は径二・七尺前後の立派なものであり、柱径は少なくとも九寸はあったと思われるし、礎石も一部抜き取られていることからすると、当初は西へ延びて桁行の長い規模の大きな建物であった可能性も考えられる。江戸時代でも御許山雲山寺の講堂は「平六間入り四間前り」（『太宰管内志』）の建物であった。

現存する講堂は宝形造に近い短かい棟をもつ寄棟造り平入の堂である。屋根は清淨光寺講堂のように瓦葺もあるが（丸小野寺講堂

の屋根は近年の改造)、元来草葺であった。したがつて一見すると農村舞台の感をいただかせる。建物は柱間三間四方の身舎の廻わりに一間の庇を廻わし、身舎背面中央に仏壇を設け(天念寺講堂のみは背面庇背後の岩窟に仏壇を造る(写真14))、入側柱通りは開放する(写真12、13)。側柱通りは改造のため明らかでないが、正面に戸口を開き、側面後端に戸口を設ける他は壁で糊されていたらしい。なお、庇の東北隅には火床を設ける。

柱間寸法の取り方を見ると(図3)、側柱を等間とするもの(天念寺、瑞應光寺)、中央間を狭めるもの(丸小野寺、岩戸寺)、中央間を広く取るもの(答恩寺)、桁行と梁行で柱間を異にするもの(清淨光寺)に分かれ、特に清淨光寺では身合内にも柱を立て仏前を囲い、庇も狭く、身合柱はすべて円柱を用いる点(他の講堂では仏壇柱を除き角柱とするのを原則とする)他と異なり、また天井を張るのも清淨光寺と丸小野寺のみであるなど、それぞれ少しづつ形式を異にする。

また建物は孤立して建ち、側背面に空地を持ち、特に前面に広い空地を取るのを原則とするが、天念寺は岩窟内に一部建て込まれ、仏壇の取り方も前述のように他と異なる。これは本堂をも兼ねる為であつたろうか（醜師如米の他に当寺の本尊である観世音菩薩が安置されている）。ただ雲仙寺の講堂が同様に岩窟に作りかけた形式であったことからすると（「太宰府内志」）、こうした形式の講堂もあったのかも知れない。

安永の寺院明細帳や天保頃の見聞によると（「太宰府内志」）、講堂を有した寺一六ヶ寺を数え、その本尊は次表のようであつた。

無動寺（中山分本寺）

靈仙寺（末山分本寺）

成仏寺（末山分本寺）

行入寺（末山分本寺）

丸小野寺（中山分本寺）

清淨光寺（末山分本寺）

両子寺の場合、元文二年（一七三七）、安永五年（一七七六）の記録では阿弥陀三尊となっているが、明治八年には薬師となつてゐる。両子寺の講堂は或いは阿弥陀堂であったのかも知れない。富貴寺の阿弥陀堂（大堂）は江戸時代には講堂と呼ばれていたのである。

ところで、この講堂では現在も修正鬼会が行なわれている。修正会が六鶴山でいつ頃に始まつたかは詳らかでないが、宇佐宮では太平勝宝元年（七四九）のことと云う。現在に続く鬼会が修正会といつ頃結び付いたかも詳らかでない。富貴寺所蔵の追懺面に「久安三年（一一四七）」「御修正会」の銘があることから、この頃にはすでに修正鬼会が行なわっていたことは確かであろう（『国東半島の修正鬼会』大分県文化財調査報告書第三十九輯）。

修正会は、「大仏殿修正会」「講堂修正会」「東大寺要録」、「金堂修正」「御塔修正」「王堂修正」「講堂修正」「成記云、寛喜二年庚寅、長者敬故復正、自今一年一興三行東寺講堂修正、御而年久、云々」（『東主記』）等とあるように諸堂宇で行なわれていた。六鶴山でも同様であったと思われるが、六鶴山ではこれに結びついた鬼会が講堂で行なわれ、これが慶賀儀礼と結びついたことが、鬼会が近世を通じて受け継がれて、近世の一般寺院ではみられない形式の講堂と称される禮物を残して来たのである。鬼会では仮壇廻わりを行道し、「鬼走り」するので、方形の身舎の周囲に庇を廻わす常行堂形式が採用されたのではあるまい。

また、丸小野寺及び清淨光寺講堂では天井が張られていて、他の天井を張り、小壁を付けた仏堂とし（天念寺講堂の板壁は後補）。丸小野寺講堂にその名残りが見られるように、おそらく古くには天井を張り、小壁を付けた仏堂とし

ての形態を整えていたものであろう。鬼会には火を用い、そのため度々火災に会ったことが、智恩寺講堂等にみられるような天井も張らない簡素な形式となつたものであろう。現在講堂は鬼会に用いられるだけである。なお、清淨光寺講堂が他といさか異なるのは、明治二十三年の寺院明細帳（大分県立図書館蔵）の講堂の条に「由緒不詳木村宇室山安貞ノ廻明治九年此境内へ移ス」とあり、元米講堂としての建物でなかつたことによろう。

この講堂は他地方に見られない六郷山寺院固有の建築として強く保存が望まれるものである。特に丸小野寺講堂は形態も整い、棟札により建築年代も明らかなる。六郷山寺院の中では最も古い遺構である。

三 本堂及び岩屋堂

本堂には、文殊仙寺のように本堂を後に文殊堂と呼んだり、幽子寺のように櫛現堂、圓音寺は、岩屋本堂と称し、或いは奥院本堂と称するものがあるようその呼称には混亂が見られるが、ともかくこのように独立した仏堂の場合と、堂庫裏形式と呼ばれ、方丈の中心に仏像を安置し、これに庫裏が棟続きでおさまるものとがある。後者はいわば院や坊が独立したものからきしたもので、近世における小規模な在郷寺院の一般的形式であり、六郷山寺院でも現存するものはこの形式が普通である。

おそらく古くに本堂といわれるものは岩窟に設けられたいわゆる岩屋堂であったものではなかろうか。六郷山における「本堂」の文字の初見は、今のところ永正十年（一五一二）の清淨光寺棟札である（『太宰管内志』）。

岩屋本堂として現存するのは文殊仙寺と両子寺のみであるが、いずれも岩窟に礼堂部分が建て誰がれた懸造り形式である。両子寺は間口四〇尺（二メートル）、奥行一七・六尺（五・三メートル）、文殊仙寺は間口三七・六尺（一一・四メートル）、奥行二二尺（六・九メートル）とほんと同様を有し、いずれも入母屋造りの屋根をかける。但し、両子寺では半側を正面に見せておりが、当初は岩壁に残る建物取り付き仕口によって、文殊仙寺同様に妻を正面にした建物であったことが知られる。

六郷山には数多くの窟があり、或いは磨崖仏があつて、そのうちには岩壁に建物仕口を残すものがある（熊野磨崖仏、元宮磨崖仏等）。元宮磨崖仏には岩壁に明らかに委入建物の取り付き仕口を残しているが、その形式については明らかでない。

岩屋堂としては他に千燈寺奥院本堂、靈仙寺夷神社、成仏寺阿弥陀堂、文殊仙寺十王堂等を調査したので、岩屋堂について少し考察してみたい。

花村利彦氏は「英彦山の修驗道遺跡と文化財」（『修驗道の美術・芸能・文学』）山岳宗教史研究叢書一五）の中で、窟の形態を、

第一類　間口寸法が奥行寸法より大きいもの。

第二類　奥行寸法が間口寸法より大きいもの。

第三類　間口は広いが中央奥壁部が窟内レベルでさらに削り込まれたもの。

の三つに類別し、窟と宝殿との関係を、

（一）建物が窟内におさまってしまうもの。

（二）窟前面に建物の一端を取りつけた形となるもの。

（三）窟の入口部分で間仕切るもの。

に区分されている。

この分類は六郷山寺院の場合もあてはまるが、六郷山に現存する遺構或いは岩壁に残された建物痕跡等を含めて勘考すると、窟と

建物の関係は、

（一）窟の一部を建物で区切って、その奥を宝殿とし、前に礼堂（拜殿）を建ててゐるもの。

（二）宝殿と礼堂をそれぞれ独立した建物とするもの。

内 礼堂のみを建て、奥の廟内を宝殿とするもの。

④ 宝殿のみのもの、或いは礼拝空間を含むもの。

外 宝殿と礼堂が内外陣の関係に造られているもの。

に細分される。

①は廟内の一端を組物を持つ軒屋根を付けた隙壁状の柱を立てて区切るものである。この場合には、宝殿部に安置する仏像の大きさ等によろが、窓の奥がそのまま厨子の役割をはたす場合と（天心寺講堂（写真14）、美濃山龜所在窟等）、別に宝殿或いは厨子を入れる場合がある（雲仙寺夷神社、石川県小松市郡谷寺本堂等）。

②は西子寺岩屋本堂、文殊仙寺文殊堂、成仏寺阿弥陀堂等がこれに出る。西子寺、文殊仙寺は宝殿と礼堂が連続されているが、建築的にはそれぞれ独立した建物である。

③としては千燈寺の奥院本堂、院内町の竈岩寺奥院（弘安九年一二八六）等があげられる。千燈寺の場合、礼堂背後には厨子が置かれているが簡単なものであるので、こゝに入れてよからう（調査概要〔〕）。

④としては西子寺十王堂（文政十三年一八二〇、棟札）のような簡素な堂に多いが、鳥取県の三仏寺奥院（平安後期）、不動院岩屋堂（室町）はこれにあたる。

⑤としては宇佐市の鷹栖山觀音堂等がこれに当たる。

礼堂の建物は、平面的には身舎だけのものと身舎の正面三面に庇を付け、或いは庇を廻わしたもののが見られる。これを廟との関係でみると、廟の形状や規模、或いは地形等にもよろが、片流れの屋根を架け半入の形にするものと、入母屋造りにして妻を正面にみせる妻入り形式にするものとに大別される。前者は廟内に建物をおさまる場合か（竈岩寺奥院、三仏寺奥院等）、屋根の大半が廟外に出るような場合には比較的格の低い小規模堂宇に多い（西子寺十王堂等）。後者には千燈寺奥院本堂、雲仙寺夷神社のように、

建物のほとんどが窟内に納まるものがあるが、これらは比較的規模の小さなもので、或る程度の規模を有する場合は文殊仙寺文殊堂のようすに建物の大半が窟外に造られる。西子等奥院本堂の場合も現在は入母屋造平入りの形式となっているが、当初は文殊仙寺同様の妻入り形式であった。

岩屋堂の場合は妻入りとするのが一般であったようである。一応整った建物の場合は造構の上でも入母屋造り妻入り形式とするのが他地方を含めて圧倒的である。元宮廢帝の場合は妻入り形式の建物であった取り付け痕跡を残している。窟内に建物がおさまるときはよしとしても、岩壁に屋根を取り付ける場合、妻入り形式にした方が取り付けも雨水処理もしやすく、また外観が立派に見えることによろう。

現在本堂と呼ばれる建物は前述したように堂庫裏形式がほとんどである。前面に一間の広縁をついた前後二室、左右三室を配した六間取りで、その中央奥を仏間とし、左右に接客の為の座敷と住職の居間を配する方丈タイプとし、それに式台玄関を持つ庫裏が統一形式が基本である。岩戸寺本堂、文殊仙寺本堂（客殿）は現在独立した別棟となっているが、当初は庫裏と一続きであったものである。したがって桁行の長い建物となるが、最大は長安寺本堂で桁行が一五・五間（梁行五間）にも及ぶ。これに匹敵するのは文殊仙寺本堂庫裏（復元）があげられる。

一般には庫裏部分も含めて七・九間取りである。長安寺の場合は、座敷、仏間の桁行が二・五間、三間と他に比べて広い上、十二間取りとなっている。なお、宝命寺本堂は表側の間仕切りを取り除き、住持の間に当たる部分も仏間にして全体を独立した仏堂風にしているが、その基本は方丈タイプにあったことが知られる（調査概要①）。

建築年代についてみると、最も古いのは安永三年（一七七四）（記録）の宝命寺本堂であるが改造が大きく、ついで天明四年（一七八四）（墨書き）の神宮寺本堂となる。文殊仙寺本堂（客殿）（十八・十九世紀）、長安寺本堂（十九世紀初期）、胎藏寺本堂（十九世紀前半）、岩戸寺本堂（天保十二年一八四一）（記録）、丸小野寺本堂（文久二年一八六二）（記録）の順となる。なお清

淨光寺では東裏が嘉永三年（一八五〇）、離れて姓つ本堂（方丈タイプの変形）は文久二年（一八六二）のものである。また本堂ではないが同じような平面形式を取るものに蓮花院客殿裏（一九世紀前半）があげられる。

四 その他の仏堂

西明寺觀音堂（十八世紀初期）、小武寺薬師堂（十八世紀初期）、宝命寺觀音堂（極現堂）（天明八年—一七八八、記録）、胎藏寺極現堂（一九世紀前半）、蓮花院觀音堂（本堂）（文政十三年—一八三〇、棟札）があげられるにすぎない。

ところで、中世密教系寺院の本堂は正面五間側面五間とし、前二間を外陣、中央三間四方を内陣、その両脇を脇陣として平面を分割し、建物周間に縁を廻わすのを正則としていた。宝命寺觀音堂（極現堂）の現状平面はその外陣脇廊境の間仕切を取り除いたような形式を示している。しかし、当初の表側の外陣は胎藏寺極現堂のように一間であった（翻查概要〔〕）。またこの平面は古代の一間四面堂の常行堂、阿弥陀堂形式から生じたとみられる、三間四方の身台の回わりに庇を廻す講堂の形式と通じるものがあつて、いわば両者の形式の融合とみられなくもない（宝曆五年一一七五五の成仏寺講堂（今なし）は觀音堂を移築して造られている）。一方西明寺觀音堂、小武寺薬師堂のような小規模な三間堂はその更に簡略形といえよう。この形式の仏堂は全國的にみても数多い形式であるが、宝命寺觀音堂や胎藏寺極現堂のような形式の近世仏堂については、その例を他に殆んど知らない。

四 門

調査したのは薬医門（一棟）、四脚門（四棟）、八脚門（一棟）、矮門（一棟）、重門（一棟）である。現存する六郷山寺院は本堂を堂庫裏形式とするのがほとんどであるので、山門は四脚門が普通である。

西子寺の総合門（四脚門）が江戸初期頃で最も古く、小武寺の山門（四脚門）がこれに次ぎ、他は江戸後期、末期、明治期のもの

であった。但し、西子寺の総合門は元来山門ではなく、方丈等の門であったとみられる。明治二十九年頃には山門として二重門が建つていた（調査概要）。『大日本帝国大分県社寺名勝圖錄』明治三十年）。八脚門は文殊仙寺の甘露門のみであるが、江戸末期のものといえ、三棟造りの門としては近世にほとんど例を見ないものである（調査概要）。八脚門と同じ正面を持つが、柱上に腰組を組んで二階を受ける棟門は靈仙寺山門だけである。この門は普通と異なって、二階腰組を受ける台輪部分に軒天井様の張出しを持つ。建築年代は江戸末期のもので、明治初期に六所櫛梁の處から移築したものという（調査概要）。これに対し願成就寺の山門は腰組でなく屋根を造る二重門であるが、明治十年に建てられたものである。靈仙寺も願成就寺も明治に大規模な独立した本堂が再建された寺である。

四 む す び

今回までの調査をもとに六郷山寺院の建築について考察したのであるが、現存建物も寺院の数に比べて少なく、しかも富貴寺大堂を除きすべて江戸時代に属する上、その大半が江戸後期かそれ以後に属するものであった。現状では建物遺址の確認もむづかしく、明治期の状況ですら、一部の寺院について明治三十年発行の『大日本帝国大分県社寺名勝圖錄』でうかがえるにすぎない。江戸時代については『太宰管内志』が堂宇の配画、規模等についての唯一の手掛りであり、それ以前についての文献的史料は皆無に近い。

現存遺構については一応調査が終了したので、今後は正確な地形図並びに配画図を作成のうえ、発掘等を行なって、伽藍配置について明らかにして行く必要がある。そうすることによって初めて六郷山寺院の特質を明確にすることが可能となる。

なお、江戸時代のことではあるが、文殊仙寺文殊堂にはその壁面、扉に多数の参詣者の墨書きが残されている。中には消失しかけたものもあり、早急にこれを採集する必要がある。江戸時代とはいへ、六郷山寺院と庶民信仰とのかゝわりについては、鬼会式等があ

るものの、ほとんど明らかにされていないのが現状である。先の墨書きには出身地を書き入れたものも多く、信仰の広がりを知る手掛りを与えてくれる。また文殊院寺十王堂棟札には上州の行者名があり、或いは西明寺の銅口銘に根米の住人が見えるように、棟札等によつても信仰の広がりの一端がうかがわれるのである。

なおまた、六郷山寺院だけでなく他宗の寺々、或いは神社建築に調査を広げ、国東地方における建築の動向を明らかにする調査が望まれる。

附 棟札及び棟札写（未掲載分）

一両子寺

（棟札写）

聖主天中天迦陵頻伽声

延宝二甲寅天院主三第三部大阿闍梨法印蒙清 大工 当山大薦鄉



（表）

上棟再興粟師堂一字 當領主松平市正源朝臣重頼公
衆徒物中敬白
真慈衆生者我等今致礼

二月吉辰日陰居三部大阿闍梨法印願度 小工 庄三郎

（1）

（裏）

時之衆徒吏相坊盛重

北之坊澄春 中之坊旦海
南之坊淳盛 自常坊澄秀

財造坊盛秀 真光坊少納言

大方坊願鑑 泉常院道門

- 103 -

（裏）



（表）

聖主天中天迦陵頻伽声 千時元年十三庚辰天 中之坊大方坊吏相坊財造坊自常坊廣安坊真光坊
院主三部大阿闍梨法印願度者印蒙全大和尚位 奉行白井武工門 大工 小工三人
奉建立觀音堂一字 大日主松平日向守源朝臣重実公御武運長久如意祈所 走水奥院敬白

真慈衆生者我等今致礼 ○月吉日
西子手水大庄屋善右工門 西子村小庄屋又右工門
奉行白井武工門

（2）

走水領主ヨリ御建立也井岩屋権現薬師蓋葺板敷社頭者從領主御建立也

聖天中天迦陵頻伽声 天和二年壬戌

(3) (表)

△星月日

奉造立六鄉西子寺山王社頭大僧那長間佐渡守興永公武連長久御子孫繁昌諸願成就○祈攸
袁敷衆生我等今敬礼 十一月廿八日 金剛仙子修河船梨 金剛仙子 長慶

(岩屋本堂刻名)

(1) 泰建立第六鄉山西子寺古石屋堂一字當國
主小笠原巣岐守源御朝臣大僧那大公主

長間佐渡守源朝臣興永

當願主

寛永十四丁丑卯月八日 □清兵工敬白

慶安四八年

泰建立當岩塊

之 大僧那當國主

(2) 松平市正殿源朝臣直門公 願主惣持院順慶

享保七壬寅月吉日

(3) 奉建立宮山岩屋堂城主松平市正重榮公

奉行浅井源内

(4)

寛延二己巳八月吉日 現住庵志

奉住職業師日光十二神將御願主松平市正親盈公

二文殊仙寺

(碑
札)

文政十三庚寅年 文殊仙現住法印願造大和尚 石工精候守助 諸保武右工門

星 日 奉再興十王堂岩堀老字 御領主御武運長久國家泰平万民快樂如意祈所

月 三月吉祥日 大工 氏安重藏 氏安国吉 世話人 田口長左工門 上州行者
吉本佐右工門 古木嘉藏 山西了仙 相原庄右工門

(種子) 上棲智水湛然由于七仏師命隊宝殿篠飾五字竚妙文恭惟鉢日本國關西路豐後州此方歡喜世界當來浦之内我堀山文殊仙寺寶殿

堂堀宇立柱住持同本願擁大僧都日州住勢範阿闍梨 敬白

臨左書大權那越從四位上行修利大夫義盛公修造司不動院主前實際住山宗珠筆之十方權那福湛東海之壽福增延 岳天文七年 戊十一月

十五日

再興造畢者 小聖俊式少武

監右書領官富米民部少輔鑑秀嫡家鑑忠願力權主波多前守秀尚嫡子紀長頤 大工源三郎左衛門助 錄治源秀吉 同曆丁未十月十八竟矣安

座供養一夜不斷經成就

(種子) 上棟義端山文殊仙寺本堂毫宇再興之事細川越中前司源朝臣忠利尊公御代 檀那惣庄屋吉田源右衛門尉良政
鑑惣次良各々敬白

左書旨寫永元甲子 御願者當山安穩法僧繁昌各願成就伽藍安全山内衆從永順長泉大工吉武勘三郎小工中津忠右衛門尉矢野又兵衛同善
藏間勘内同勘四良

駿書六月吉辰當臺慶宰相衆從住僧大小諸檀那息災增福皆令潤足 道國大顯主上田藤右衛門尉女施主 鐵治吉武氏半右衛門尉空葉三郎
德

(種子) 上棟義端山文殊仙寺毫宇一宇當御大檢郡松平市正源朝臣直次公大顯主 住持豪永衆從中大法師登臨大法師永秀
衛門尉同中村作十良宗次佐大工三良左衛門尉權左衛門尉 鐵治長木久左衛門正次 惣氏子中 敬白

左書于時承應二癸巳 謹御代官玉置与次左衛門尉

駿書六月吉祥日 御惣庄屋櫻木角右衛門尉家次

(種子) 上棟義端山役之行者御空殿一字建立之夏細川越中前司源朝臣忠利尊公御代大檢郡惣庄屋吉田源兵衛尉同吉田源右衛門尉良政

大顯主上田藤右衛門尉女 大施主

右書 寛永元甲子歲 仰願者當山安穩法僧繁昌諸成就伽藍安全 永順大德 長泉 大工吉武勘三郎中津忠右衛門小工矢野又兵衛勘

右衛門

(舊子) 上棟鞍山文殊寺客殿一字再更當御代換那松平日向守源朝臣重光公大御願主
臨書六月吉辰當住大法師叢慶宰相從住僧大小諸體那女代施主等息災增福皆令滿足由而己
道禪 錦治吉武半右衛門尉大錦村中

(舊子) 上棟鞍山文殊寺客殿一字再更當御代換那松平日向守源朝臣重光公大御願主

現住豪尚兼徒中 當山赤根村大工專右衛門

尉小工疊前小倉惣兵衛尉同人 五人 懿達那中 敬白

右書于時元禄九年
癸未歲御代官清末喜右衛門尉 山内中

臨左書九月祥日 懿庄屋來浦八良衛門尉小庄屋源内
山口久七
并指左二郎

三成 仏 寺

(株 札 写)

嘉祥三年歲 妙見山

(舊子) 奉建立阿彌陀堂一字國家安全
(舊子) 奉建立阿彌陀堂一字國家安全

淨土院

當寺現柱妙順法印普請支配人助右衛門

五穀成熟氏子中繁榮妙意滿足祈所

木挽只地平吉橫手十歲大工來浦兵藏

大恩寺吉助富米五良右工門

(2) (種子) 奉建立阿弥陀堂一字 右之志趣者當御領主松平豊前守重氏公御武運長久殊者氏子中繁榮如意滿足祈所當寺現住知明院氏子申欵言

廟主天中天御陵頌伽声正徳四年歲甲午御代官矢野久右衛門當村庄屋彥作吉精支配人勘六木挽見地源七
來浦仁兵衛

哀愍衆生者我等今敬禮當村弁指勘六
大工赤根村專右衛門整來源左衛門岩戸寺作平西方寺六兵工岩屋内閣子井處下普請諸色入目銀高

毫實百目也

(3) 星月奉移講堂一字御領主松平対馬守朝臣親盈公御武運長久領内安全祈所願主當山林泉房施主三ヶ村庄屋敬白

宝曆五乙亥御別當電下山成仏寺中興五世現住沙門敬順代世話人當村應右衛門 大工長野孫三郎見地爾七成仏仁左工門木挽模手万吉中田和平 十二月吉祥日御代官渡辺源右衛門大庄屋米浦友右衛門當村庄屋新右衛門山之口傳右衛門弁指仁右衛門太兵衛下成仏庄屋兵助山之口次右衛門弁指又七宗助見地庄屋武右衛門山之口新助弁指久助伊助夫力當三ヶ村中夫力中田依加勢

(種子) 此堂者三十ヶ年以前現住知明院願主於内畠音堂其地為新建立然所離人隣風雨之節仏果等成難依之願施主和腹以人支此地ニ致再建万民与楽祈者也

(4) (種子) 奉再建阿弥陀堂一字右之志趣者當御領主松平駿河守親賢公御武運長久殊者氏子繁榮如意滿足祈所竜下山成仏寺現住知明院願主印敬白

寛政九年己卯大庄屋來浦三良當村庄屋櫻木半内堂主要助大工棟梁岡部新兵衛和右工門重藏弁助藤藏木挽要作四月吉祥日御代官後藤伴右工門山之口兵助弁指与平達藏願主福田六藏姓氏子中土藏右施主小春勘右工門銀高四百五拾目白米或斗四合榮麦三斗或升五合

四長安寺

(株)札

(表)

(表)

略

明和四年丁亥歲	普請	戸田三左エ門	高田源之助	船頭
	御奉行	橋津喜左エ門	小庄屋	
	橋沢左七	五組大庄屋	河野三兵兵	
聖主天中天	伽陵頻徳声	山藏庄太夫	河野四郎左門	
		山藏久治郎	末田作左子門	監代子中
奉造立極現社一字	當寺現住良榮法印代	大鹽池主安藤半兵兵	土谷吉左エ門	
哀感衆生者我等今敬礼		大工 河野五右エ門	收	
三月大吉祥日				
		小工 河野勤右エ門		
		白		

(裏)

山王櫻現
太郎天童
拜殿金剛之櫻札

時慶應元年丑七月吉祥日

(表)

奉上棟天御中主尊宮營永久吉祥

棟梁後藤左工門勝承敬白
同 伝作勝途

當木村
中野田
三郎助
二郎助
平善之

五 岩 脣 寺

（株）

聖主天中天加陵頻御聲 寶政五癸丑三月日現在信義院極大僧都寂照大和尚

大工棟梁

勸化竹木夫力抬九ヶ村

(表)

(續)
月 日

奉再建六鄉溝山之內 日野山岩脇寺本堂 一字

哀感梁生者我等今敬礼
松平主歲頭源忠憲公御武運長久

金柳代
川村筋右エ門

水成太夫 山藏王太夫

門渡辺仙右門源

久左門山伊助

長測新三郎

1

- 111 -

45

(裏)

從
御上様白銀拾五枚御寄附 金拾五兩寄進

附五編分

金拾五兩寄進

聖主天中天御賜願仰声 天保六丁未二月 現住三大阿闍梨右明院雍大僧都森現

大工棟梁 小田原民部

(乙)

日

(聖子) 奉建立六鄉満山之内 日野山岩脇寺謙摩堂一字

幼化竹木夫力拾ヶ村

各敬白

月

宜應發生者我等今敬礼 松平主殿頭源忠候公御武運長久

渡辺忠郎 橋出甚左二門

口定

當村組頭

彦右二門

久左二門

山留伊助

(表)

ナシ

聖主天中天御賜願仰声 天保十有四癸卯三月現住大阿闍梨右明院雍大僧都森現
奉再建日野山岩脇寺六所大権現拝啟一字

渡辺忠八郎 橋本長右二門

田榮所助

与助

財前

角右二門

安藤

源三郎

越智通遠

波瀬

伊助

(裏)

○○○○○一見



写真1 蓮華寺庫裏



写真2 西明寺觀音堂
右手建物は毘沙門堂

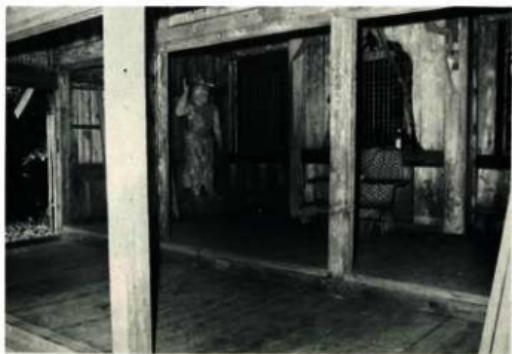


写真3 西明寺觀音堂内部



写真4 西明寺観音堂仏壇



写真5 小武寺薬師堂



写真6 小武寺薬師堂内陣



写真7 小武寺薬師堂仏壇上部木鼻



写真8 小武寺 四脚門

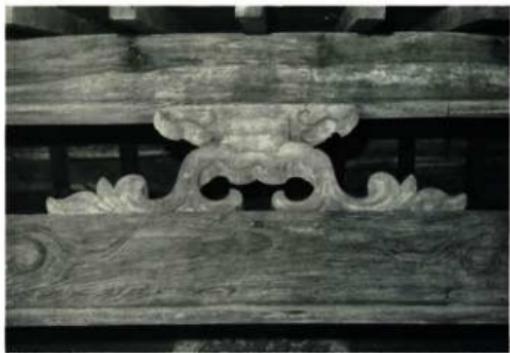


写真9 小武寺四脚門正面中央幕股



写真10 下山觀音堂



写真11 長安寺六所権現



写真12 智恩寺講堂内部



写真13 智恩寺講堂屋根裏



写真14 天念寺講堂仏壇

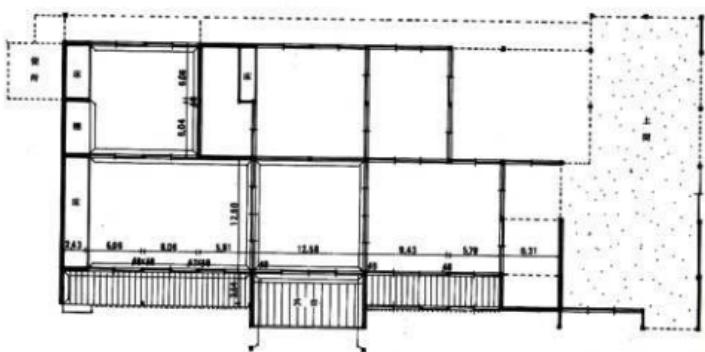


図-1 蓮華寺客殿、庫裡復原平面図

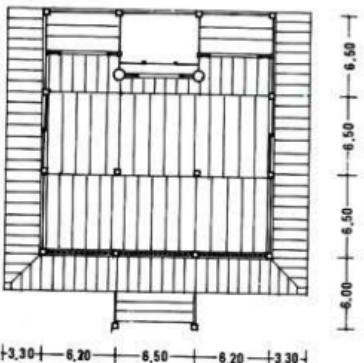


図-2 西明寺觀音堂復原平面図

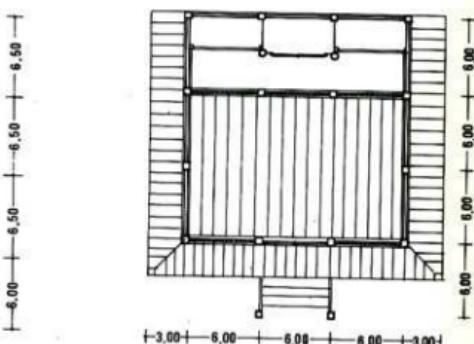
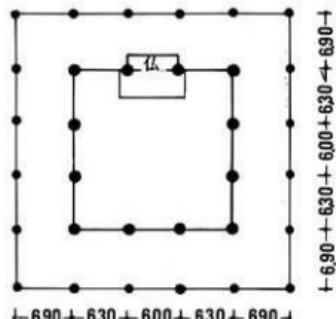
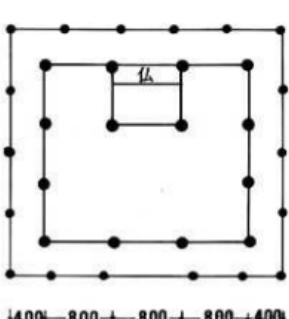


図-3 小武寺藥師堂復原平面図



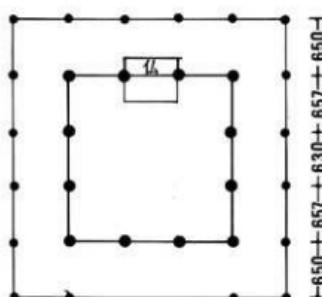
九小野寺
(宝永5年・1708)

+ 6,90 + 6,30 + 6,00 + 6,30 + 6,90 +



清淨光寺
(嘉永6年・1853以前)

+ 6,90 + 6,30 + 6,00 + 6,30 + 6,90 +

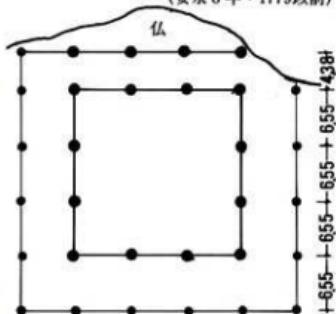


智恩寺
(安永8年・1779以前)

- 7,00 + 6,30 + 6,90 + 6,30 + 7,00 -

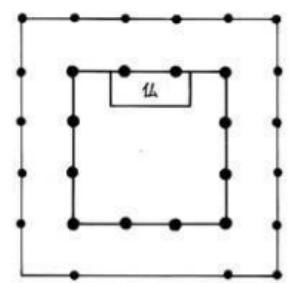
岩戸寺
(嘉永6年・1853以前)

+ 6,50 + 6,58 + 6,30 + 6,58 + 6,50 +



天念寺
(嘉永6年・1853以前)

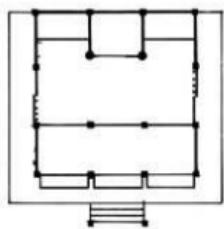
+ 6,55 + 6,55 + 6,55 + 6,55 + 6,55 +



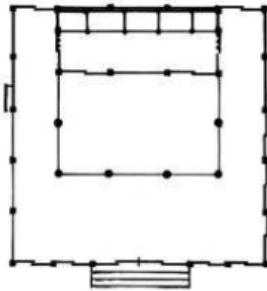
瑠璃光寺
(明治16年)

+ 6,00 + 6,00 + 6,00 + 6,00 + 6,00 +

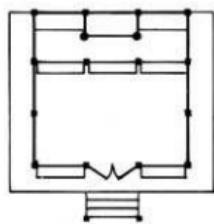
図-4 講堂平面模式図



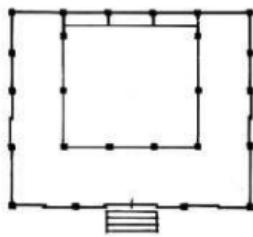
西明寺觀音堂



寶命寺觀音堂



小武寺藥師堂



胎藏寺懼現堂

0 5 10 15 20 尺

圖-5 佛堂平面圖

国東半島の石造美術

〔日出町・杵築市・山香町・宇佐市・大田村の部〕

入江英親

国東半島の石造美術

一日出町・杵築市・山香町・宇佐市・大田村の部

はじめに

六郷満山関係文化財総合調査第三年次は、昭和五十二年八月一日の日出町内の調査から開始された。二日は杵築市、三日四日は山香町、五日は宇佐市、六日は大田村内の調査を行った予定であった。しかし大田村内の調査には相当の時間を要することが考えられたので、急きよ日程を変更して、三日山香町、四日宇佐市、五日大田村、六日山香町とした。幸い天気に恵まれ、五日ほんの短時間小雨を見た程度であって、調査日数は僅かに六日間という短期間を、有意義に使用することができた。もちろんこれが十分な調査日数でないことは、いうまでもない。

私の調査対象の主なものは石造物である。しかし一市町村宛の調査日数は一日平均に過ぎないので、調査件数も極めて少い。仍つて執筆時間に余裕ができた場合には、かつて私的に調査したことのあるものについて、補充することにする。また石造物以外にも記録しておく必要の認められるものがあるので、これらについても記載することにした。

2 石 造 物

本項に於ては、前回の報告と同様に、飛鳥時代以降の歴史考古学の範囲に属する石造の加工品を対象とし、併せて美術品とは称しない石造品を取り上げることにした。そして記載の順序は、市町村別に、かつ調査の日次の順序とした。

番号	1	2	3	4	5
杵 築 市	塔 成 就 寺 東 顯	寺 成 就 寶 藤 大	寺 理 有 敦 賀	者 有 有 有	者 有 有 有
数量	1	1	1	約 10	1
場 所・所 普 有 理 者	寺 地 中 光 橋 東 大	寺 地 中 光 橋 東 大	寺 地 中 光 橋 東 大	寺 地 中 光 橋 東 大	寺 地 中 光 橋 東 大
備	考	考	考	考	考
合座破損。露盤久。相輪の代りに宝珠を置く。総高九六センチ。 桃山時代の造立と推定。 基礎四重。屋根三重。露盤の上に宝珠を置く。室町時代末期の造立 と推定。	倒れた五輪塔が約一〇基分ある。桃山時代から江戸時代にかけて造 立したものと推定。	塔身四面に月輪をうがってある。完形。基礎四面に格狭間各一個を、 塔身四面に月輪をうがってある。室町時代中期の造立と推定。	県指定有形文化財（石造宝塔）。総高一・五〇メートル。基礎四重、 第三重の四面に格狭間三箇ずつ刻まれている。台座は蓮花座のみ。 塔身に三行にわたり（応長元年九月八日大願主）の刻銘がある。石材は角閃安 山岩。笠が小破している。采賀敬立の記銘がある。	備	考

山 番 町 (二)

番号	名 称	数量	場 所・所管 有理 者	備 考
6	国 小 東 武 塔 寺	1	大字 小武	小武寺の山門を入ると、境内の右はしに立てられてる。何時の頃か現位置に移動した由である。基礎は石段等に転用したらしく、現在は一重となっている。その四面を各二区に分つてコウモリがたの格狭間が刻まれている。台座は各一六弁の反花と蓮花座からなつてゐる。塔身は雄大。総高は三・九三メートルに及んでる。造立は南北朝時代末期か、室町時代初期と推定。
7	形 小 国 東 武 塔 異	1	大字 小武	小武寺本堂（庫裡）の前庭に造立されている。露盤の上には諸花と宝珠をのせた異形圓束塔である。総高一・〇三メートル余り。塔身の四方にはアク、ウーン、タラーク、キリークの種子が刻まれ、ウーンとタラーク、キリークの間に銘文が陰刻されているが、風化のため判読し難い。ただ辛巳ははつきりしておらず、或は応永八年と読みそうな感じもする。種子のすがた等からして、室町時代初期の造立と推定される。
8	五 小 輪 武 塔 婆 寺	1	大字 小武	小武寺境内裏山に建てられている。空輪、風輪にあたる部分が欠失している。四面には東面にラ・バ・ア、南面にラー、バー、アー、西面にラン、バン、アン、北面にラク、バク、アクと種子が篆研彫されてる。西面のアンの下には <small>延慶四年立</small> とあり、その他にも銘文が刻まれている様子である。延慶四年といえば鎌倉時代の末期のものであり、その製作も優秀であるから、上部の欠失しているこ

12	11	番号		10	9	
宇佐 市	名 称			仁小 王武 像寺		
字佐ゴルフガード	福昌像寺	西明寺	石造三重塔	大字小武 小武寺総代		
大字 西 戒	大字 昌 兩 戒 寺	場所・所管 有理者	山口地区	大字小武 長野東		
		備				
		考				
		六郷満山の最端で、現在地に移る前は、もつと高い場所にあった。奥の院が両戒山の墓師の密庵である。現在の福昌寺境内入口に、実にユーモラスな仁王像が一对立っている。別段調査して見たわけではないが、製作は江戸時代初期頃ではあるまい。	大字西明寺の吉水山福昌寺は、もと吉水山靈龜寺と称していた。	天住山小武寺の山門前にいかめしく立ちはだかっている。阿形の密造金剛は像高一七五・五センチ。吽形の那羅延金剛は像高一七九・五センチ。村人に「小武の仁王は眼が光る」と歌われているように、眼に真鍮がはめられている。	達金剛は像高一七五・五センチ。吽形の那羅延金剛は像高一七九・五センチ。村人に「小武の仁王は眼が光る」と歌われているように、眼に真鍮がはめられている。	とは実におしいものである。 その他境内には、南朝年号の陰刻された塔身や、五輪塔や庚申塔など、なお多数散在している。
		宇佐ゴルフガード内に、二か所ばかりに寄せ集めてある。後家合				

デン五輪塔群

周防灘観光株式会社

せであるが、中には南北朝時代に製作されたものではないかと思われる佳作もある。その他各時代にわたり、その数は百基をこすであろう。

大田村

番号	名 称	数量	場所・所管者	備 考
----	-----	----	--------	-----

13	地蔵寺石殿	2	大字石丸	大田村教委の実測によると總高一四二センチ、屋根幅一二六センチ
14	地蔵寺宝篋印塔	1	大字石丸	となつてゐる。軸部に十王像が陽刻されている。室町時代の造立と

15	乘越国東塔	1	住職 早崎元晴	推定。村指定の有文。
14	地蔵寺宝篋印塔	1	大字石丸	室町時代の造立かと考えられるが、なお検討の要がある。相輪が折

乗越地区	大字波多方字乗越	住職 早崎元晴	は反花と蓮花座とからなる。塔身に四仏を陽刻のあとがある。笠は
1	大字石丸	大字石丸	基盤二重。第二重は各面を二区に分ち、格狭間を刻んである。合座

の要がある。

山香町口

番号	名 称	数量	場所・所管者	備 考
----	-----	----	--------	-----

16	水月寺異形	1	大字向野字津波戸山	津波戸山上の水月寺奥の院、護摩堂横の岩屋の中に造立されてい
----	-------	---	-----------	-------------------------------

国東塔（一号）

水月寺異形
国東塔（一号）

1

大字向野字津波戸山

る。基礎は二重、格狭間なし。台座は反花のみ。基礎と台座は一石からなる。相輪上部に水煙、竜車がついている。諸花の反花は簡素化されている。総高一四二センチ。国東塔の相輪に水煙竜車のついたのははじめてであった。桃山時代末ないしは江戸時代初期の造立と推定。

一号と同じく、津波戸山上の水月寺奥の院、惠摩堂様の岩屋の中に造立されている。基礎は二重で、第二重は甚だ厚い。各面とも二重に開みを刻み、その中に格狭間を一箇刻んである。基礎第二重と台座の反花は一石。塔身は四角で、各面を大きく面取りをしている。相輪は欠。総高九三センチ。南北朝時代末か室町時代前期の造立と推定。国東塔で塔身の角なのはこれが始めて珍らしい。

付記

去る昭和四十四年七月二十八日から同年八月五日までの九日間、大分県商工労働部総務課が主催して、国東半島の観光診断を行ない、私も参加する機会を得た。その報告の中に、今回の総合調査と関係する大田村の記事があるので、前述したものと重複をさけ、参考までに付記しておく。

番号	名 称	備 考
数量	場 所・所 有 者	
1	宝 瓢 印 塔	大字沓掛子立平 宝院陀寺
1	国 東 塔	完形である。刻銘はないが格状間・笠・蓮弁・宝珠等の特徴から南朝時代の作と推定される優良作である。
1	国 東 塔	室町時代の作と推定される。吉甫座元の刻銘がある。別段秀作とは言えない。
1	宝 瓢 印 塔	開山塔と称している。約六三〇年前逝去された悟庵禪師の墓である。
1	宝 瓢 印 塔	ごく最近のものであって、今回の調査にとつては、対象外である。
1	大字永松字下村 西 専 寺	約五六〇年前天衣智然禪師創建と伝えられる西専寺跡にあり、今小堂に木像坐像の地蔵像（県指定有形文化財）が安置されている。宝瓢印塔は室町時代作と推定される完形の秀作である。他に数基の五輪塔が散在している。
1	大字永松字上園 (永 福 寺 跡)	塔身中央に「大乘妙典」向つて左に小さく「明治四」の刻銘がある。江戸時代の作と推定される。
1	大字小野字本明 (木明寺跡) 本 明 文 役 管 理	相輪が中央から折れているが、大体に於て完形。室町時代の作と推定される良作である。
1	大 内 山 墓 地 大 内 政 武 管 理	少くとも室町時代をくだるものではない。室町初期かそれ以前の作と推定される。完形の秀作である。
1	大 内 山 墓 地 大 内 政 武 管 理	巨大なもので、記銘があれば県指定の有形文化財の価値あるものと思われる秀作である。時代は南北朝頃のものであろうか。

				五輪塔群
9	8	7	6	古碑
宝篋印塔群	田原家五重塔	國東塔	古碑	大字小野字横頭
多數	五輪塔	大字田村	比枝神社境内	大字小野財前家墓地
大字音掛字下村	大字音掛	財前秀隆	大字小野財前家墓地	大字小野字横頭
				天長三年丙午二月二十七日の刻銘がある。西紀八二六年であるから
				刻銘通りとすれば平安前期のものである。
				一基は国の重要文化財として既に指定されている。他にも県の有文として指定すべき価値のある国東塔や板碑がある。史跡としても指定すべきである。
				○注意 昭和四十五年三月三十一日、県の史跡に指定さる。また県指定重要文化財は、有形文化財と改正された。
				○注意 大字音掛字下村
				國指定の重要な文化財。露盤以上を欠失している。
				○注意 昭和四十三年解体積替の際 延元二年の刻銘を発見した。
				俗に丸山の五輪塔群と称せられている。有文として県指定候補にあらるべきものあり。時代的推定を行う暇はなかったが、五輪塔も多数あり、史跡として指定の要が認められる。
				○注意 大友田原家墓地で、南北朝時代のもの約三〇数基がある。
				昭和四十五年三月三十一日付で、田原家墓地の名称で県の史跡に指定された。所在地は大字音掛二〇八九、二〇九〇、二〇九一。所有者は石橋房美、田原功の両氏になっている。

3 巨石信仰

わが国の古代に於ては、石に対する信仰のみなみならぬものがあつたものと思われる。日本書紀神代卷の下に「葦原中國者、磐根木株立、草葉猶能言語」とあるように、岩石や草木などにも靈質を有すると信じていた。そして特に優れた靈能を有するものに対しては、ことさら無い崇敬の対象となっていた。三代史錄貞觀十六年九月の条には「八日癸巳、石見國上言、石神ニ白。出靈國來、是日並授之從五位下」とある。また後風土記西入郡巖石野の条には「同（釋名曰代官御宇）天皇、欲伐上蜘蛛之賦、令於柏嶽大野、其野中有石、長六尺、廣三尺、厚一尺五寸、天皇祈之曰、朕得此賦者、當禱之茲石、譬如柏葉而莘蕪、即禱之、聽如柏葉」、同曰「歎石野」とあるが、この石占の起源も、石に内在する靈質を信じた結果によるものである。一々の列挙は省略するが、このような対象となった石を、古人は石神とか磐座とか磐境等の語をもってあてて呼んでいる。

しかし石神とか磐座の語は古奥の中に多く見受けられるが、磐境の語の極めて少いことには注目のがある。またこの磐境には人工の石をもつて一定の区域を画したものと、自然石をもつて一定の境域を示したものがある。前者の代表的なものとしては、筑後国高良山の神籠石があげられる。その類似追跡と共に一は神域説、二は山城説として論ぜられている。後者の自然石配置のものについては、鳥居龍藏博士は外国の巨石遺跡をわが國にあててこれを磐座・磐境とされている。同博士は日本古来の神聖地または神蹟地を磐境とされているのである。しかしこのいわゆる磐境には、祭祀遺跡の場合と、墳墓の場合とのあることが、現在は通説となっているようである。

文獻資料の外、各地に遺る民俗資料中にも、石信仰資料に關するものは頗る多い。試みに大場磐雄博士の「民俗資料に現れた石信仰」の中からその名称を抜き出して見ると、次のようなものがある。石神（シャクジン）をはじめ壓搾石・麻痺石・影向石・鬼石・鳴石・足洗石・要石・鏡石・舟石・御被石・甲石・御座石・降臨石・龟石・天磐船・寄石・神休石・御安石や、その他多種多様のも

のが見受けられ、鷦鷯石や鶴島石などの如く鳥の名もある。宇佐神宮の奥宮御許山については「石神三体」とあり、その形状の屬には「自然の立石」、備考欄には「宇佐八幡宮の旧地、八幡恩寵等に見ゆ。」と解説がつけられている。

また大場磐雄博士は、「考古資料に見る石信仰」や、「大湯遺跡類似の諸遺跡」に関しては詳述してある。前者は「原史時代資料」「弥生式関係資料」、「縄文式関係資料」に分つて解説されている。この中に大分鳥関係の記事は見当らないが、大分県内にも類似のものが存在することを知った。それは原史時代資料中の上野國赤城山櫛遺跡の記事である。私はかつて日出町教育委員会社会教育課長佐藤勝氏の案内で、同町内の山城鹿鳴越城跡調査をしたが、その時赤城山櫛石と全く類似の巨岩に遭遇した。佐藤氏の説明によると、この巨岩の下から勾玉や土器の破片を発見したので、祭祀遺跡と思われる。赤城山櫛石は江戸時代から古代の祭祀場と伝えられており、大場博士の調査で、櫛石の下から滑石製模造品や小形土器類が発見され、間博士は当時の祭祀遺跡であり、櫛石は恐らく赤城神を奉祀した祭座であると推定されている。

日出町には藤原地区にも祭祀遺跡があり、土製の勾玉や祭祀土器類が出土しており、近くには支石墓も存しております、クリス型鋼戈二ふりも発見されている。その他国東半島には各地に祭祀遺跡が点在している。今回の調査に於ても何ヶ所かそれらしきものを見ることが出来たが、特に将来的調査の必要を感じたのは、大田村波多方地区乗越の福荷山祭祀遺跡であった。

俗称福荷山は、大田村波多方地区乗越に聳えている標高四〇メートル余りのなだらかな山である。頂上には巨岩があり、白川福荷がまづられている。山麓の大字波多方字中尾ヶ崎には祇園社が鎮座しているが、これに合祀されている福荷社の奥の院と伝えられている。山上中心の巨岩は横七メートル、高さ五・一メートル、奥行き六メートル余り。その周囲に二〇数個の巨石が配置されている。巨岩の正面中央下部に「白川福荷社」と彫刻した石造の額がたてかけられている。更に巨岩の向って右前には「羽田方村底子中」「庄屋馬場寿助」と陰刻した石碑が一字建てられている。なお巨岩の下部からは、土器の破片が數斤発見されている。恐らくこの巨岩を中心とする巨石群は、祭祀遺跡であって、いつの頃か白川福荷と結びつき、祐徳（鹿島市）、翼頭（竹田市）兩福荷と共に

九州の三大稻荷として、遠近の人々の信仰をあつめていたものと思われる。ちなみにこの祭祀遺跡の時代については、出土した土器の二、三片によって直ちに決定出来るものではなく、当然のことながら将来の調査の結果にまたなければならない。
なお本項の題名は「巨石信仰」としたが、石に対する信仰は決して巨石のみに限ったものではない。また境内に玉垣を巡らしたりして、信仰対象の石が安置されている神社のよくあることも注目しなければならない。

4 大蛇と岩屋

「大田村に大蛇が出た」水田に幅20センチの帯状の跡 山は深いし、いるかもネ……と大きく報道されたのは、昭和五十二年八月一日夕刊の大分合同新聞である。ことの起りは六月十一日、村内小ヶ倉の農業河野芳夫氏が田植えをしようと近くの水田に行つたところ、水を落とした水田に大蛇のはった跡があったと言つたことに始まる。大分合同新聞の記事はこう続いている。「小ヶ倉は豊後高田市街地から川沿いに県道を十七、八キロ上つたところ。両側に大きく山が迫った山峠。山すそに農家が十戸余り。その周辺に小さな水田が開かれている。大蛇が住んでいるといわれるのは農家の前に立ちふさがるように迫っている小ヶ倉山とその背後の山々。大きな岩があちこちに突き出している険しい山。岩脇には雜木が茂り、谷には杉が植林されている。この山一帯を総称して田原山といい、奥が深い。」とあり、三十年ほど前、大蛇が近くの水路をゆっくり渡るのを見て足がすくんだと言う古老人の話なども記るされていた。

この大蛇騒ぎには後日談がある。田原山に大蛇がしの探検隊をくり出したと言うのである。これに参加した大田村教育委員会の吉弘氏は、その時の状況を次のように話していた。「山は意外に険しかったが、頂に近づくと石段があり、頂上には岩窟があつて、中に朽ちてた小さいお堂があった。岩にすがつてその周囲をまわって見ると、小さい孔がいくつもあった。孔の中をライトで一つ

一つ照して見てまわったが、その中の一つに大蛇らしいものがいた。両眼がキラ～と光っており、一同は足のすぐむ思いをして、大急ぎで下山した。それにしてもどうしてこんな所に、あんな立派な石段を造ったのだろうか。昔はあるお堂も立派なものだったかも知れない。」と。

大田村には六郷満山関係の寺はない、と從来云われていた。しかし吉弘氏のお話しは岩屋ではあるまい。こう思つて今回の田原山調査登山と言つことになったのである。大蛇のはつた跡を見た河野寿幸氏も同行してくれた。重い調査用具をかいだ私には、少々険し過ぎる山路である。途中何度か少憩して山頂に近づいた。雑草におおわれているが、立派な石段である。間もなく山頂に達した。岩屋である。

一寸した広場の奥に岩窟があり、その中に朽ちはてた小さなお堂がある。地元の人々は觀音さまと呼び、戦前まではお供養もしていた山である。下山觀音が正しい名称とか。厨子の中に觀音菩薩が安置されている。江戸時代の作であろうか。堂内に棟板が四枚ある。

奉再興下山觀音堂志子（寛政五癸丑歲）

奉再興觀音菩薩（文政十三庚寅歲）

奉造営屋根板替（天保十四年）

残りの一枚は明治廿一年のもので、落写するといとまがなかつたのではつきりしない。さらに奥の方をさがして見ると、朽ちはてた仏像が一軀あらわれた。首から上と両脚は全くない。一本造りの立像で、材質は堅らしく、重さ一〇キロ余り。焼けたあととは見当らぬが、西収山の燒仏と伝えられている由。藤原時代の作と思われる。總高は七四センチ。背丈一・五センチ。頭脳二・五センチ。これが完全であれば、見事な藤原仏であったと推察される。

この岩窟は確に六郷満山の中の一つであろう。後日この岩窟の中から、田染中学校教諭の河野氏は、藤原時代のものと思われる土

飾器の破片も採集した由である。これで大田村と六郷溝山とは、きりはなせない間柄となつたわけである。村内に数ある宝庫類も、ひとしお意義が高まってきたようと思われる。

5 懸仏と燭口

今回の調査地区内にも、懸仏は多数存している。燭の有形文化財に指定されたものも数面あり、大田村の永松天滿宮懸仏もその一つである。正面中三面が指定されたもので、一面は鎌倉時代のもので、残りの二面及び未指定の二面は鎌町時代のものである。

この外未発表のものに、日出町赤松の願成就寺に大形のものが一面ある。面径五七センチで、中央に像高二〇センチ余りの十一面觀音像、その左右に高さ五・九センチ余りの水瓶を、それぞれ別に鋳造して鉄止めにしてある。円板のひび割れは、鋳造の際に出来たものである。この懸仏は、もと願成就寺の神宮寺といわれていた近くの牧善神社（昔は八所廟現と称していた）の御正体であったものである。明治初年の神仏分離の際、願成就寺に保存することになったと伝えられている。

どこのお寺にお納りしても、向拝にさがっているのが燭口である。しかし時代的に見て余り古いものではなく、殆どが江戸時代の刻銘のものである。材質は青銅で、極めて希れに鉄製のものもある。かつて山呑町の人から鉄製のものの寄附を受けたことがあるが、これは県教育委員会に寄贈した。大田村小野には今も鉄製のものがつるされているお堂がある。

室町時代に製作されたものは、既に多くは県の有形文化財として指定されている。しかし未指定のものも相当数存しているものと思つてゐる。杵築市片野の佐藤文雄氏等七軒の管理する地蔵堂所蔵の燭口も指定可能と思われるものの一つである。これは面径約一七センチと言う小形のものである。正面の銘塔の中央上部から向って右半面に「大日本國豐後州安岐鄉山門村奉事堂」、向って左半面に「奉施人跡」一面之文且那各々敬白」とあり、巾区の中央上部から向って左半面に「千時文明辛卯潤八月十三日」と陰刻されて

いる。文明辛卯とは文明二年のことであり、一四七一年である。現在の安岐町山口の片峯堂に、檀徒が奉納したものである。その後、何かの事情によって、地蔵堂に移されたものである。小型ではあるがよく整い、室町時代中期の特徴をよくあらわした佳作である。ちなみに安岐町山口に、片峯堂が現存するか否かはまだ調べてない。

次に製作時代は新しいが、山香町人宇内河野の西明寺に鶴口三口があり、同町大字内河野九九一番地の安部治氏が保存している。その銘文をメモしてあるので、参考までに付記しておく。

- (1) 面径約三二センチ。中央上部に種子キリーカを陰刻し、その向って右側に「西海道豊後州遠見郡山香郷社野山西明寺護音堂
鶴口之愛藤原朝臣安倍九郎左衛門入道淨明現當為二世以進當號掛之」、向って左側には「右信心之諸般那國家平安子孫昌盛福貴自在
祈者也正時慶長三戊成年正月十八日願主敬白」と陰刻されている。慶長三戊成年正月十八日とあるから、一五九八年の鋳造である。
- (2) 面径約二一・七センチ。中央上部に向って右から「奉寄進鶴口之重」、その向って右側に「山香郷社小野山王権現御
寶前千時元禄十二己卯年」、向って左側には「施主根来住安倍四郎右衛門貞政仲冬吉祥口」と陰刻されている。元禄十二己卯年仲冬
吉祥口とあるから、一六九九年の鋳造である。仲冬とは十一月のことである。
- (3) 面径約二三・三センチ。中央上部から向って右側に「奉掛鶴口豊後遠見郡山香郷社小野山恵沙門之重前」、向って左側には「
平時元禄十丁丑年七月吉祥日施主阿倍九郎左衛門貞重貞」と陰刻されている。元禄十丁丑年七月吉祥日とあるから、一六九七年の鋳
造である。

6 土師器とその窯跡

山香町大字向野に津波戸山が聳えている。その頂近くに水月寺奥の院の護摩堂がある。護摩堂前は狭い平地になつてゐるが、横は

断崖となっている。その地表下一メートル余りの断崖面に、土師器の一部がのぞいていた。これを掘り出して見ると、それは高杯の台の部分であった。このような中世の土師器器が、六郷高山寺院付近では各所に埋蔵されている。或は古い神社の境内でも各所に見受けられる。これは神前や仏前へのお供え物をする器具である。その他壺や鉢や皿や各種のものが各地に埋蔵されている。

これらの土師器類は、どこで製作されていたものであろうか。恐らく方々で焼かれていたものであろう。杵築市内でもその窯跡が発見されている。杵築市大字宮地（もと木田村愛宕山と称す）に鎮座する若宮八幡神社は、京都の石清水八幡宮の御分霊を勧請した神社である。最初柏島（今の西下司）に鎮座したが、その後天喜元年（一〇五三）三月三日、もと生地村岳に、承安三年（一一七三）九月晦日に中村鬼瀬瀬男山に遷座した。ここでは神事の時は市いちもたつていたとか、現在も市という地名が残っている。八坂川をはさんで市の対岸は、大字八坂の友説区である。竣工この地に礫粉工場が建てられたことがある。その工事中、土師器の窯跡が発見された由である。それから數年後に現地の調査に出かけたが、もちろん埋めてられて一部はセメントぱりになっていた。幸い社長の応援を得て、岡氏の記憶をたよりにトレンチを入れてみた。ところが破壊されてはいたが窯跡が現われ、中から灰や炭や土器類が多数出土した。その窯は円形で、堅穴式に掘りさげたものであった。土器は小盤や盃などと、糸切り底であった。平安時代末までのものを土師器とすれば、それ以後の土師器系のものである。この地方で呼ぶは「ろくろ焼」である。若宮八幡社の祭祀用に焼いた窯ではあるまい。

この種の土器を昭和の十年頃まで焼き続けていたのが宇佐市大字上高の地方である。この付近一帯は、焼物に適した粘土の豊富な所で、この粘土で宇佐神宮の神饌獻備用の土器類が製作されていたのである。この焼物を地元では「ろくろ焼」といっていた。はおろく焼とは素燒の土器のことである。

宇佐神宮の祭器としての土器造りは、昭和十年（一九三五）ごろまで続いてきた。宇佐神宮で使用する分のほかに、多少余分に造り足しては、宇佐、國東半島を中心とし、県内各地の神社にも、求めに応じて売りさばいていたようである。しかしあして生活の足しと

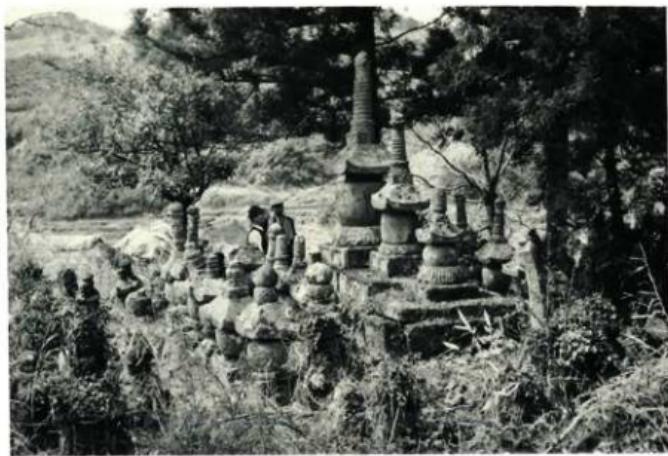
いうほどの足しにもならないこの土器焼きを続けてきたのは、宇佐神宮御用として、祖先から數百年にわたる奉仕を続けてきたといふ、名譽ある家の歴史を誇りとしていたからであろうか。

室元の中心は高牟礼家で、同家には土器職關係の中世の古文書などが、數十通保管されている。昭和五十三年現在の戸主は高牟礼鼎彌氏である。ちなみに宇佐神官では、一度使用した土器類は、その都度捨てる慣例となっていた。

7 む す び

はじめに記したように、今回の第三年次の調査は、一市二町一村内を六日間で行ったものであった。それは六郷満山関係文化財の調査であるだけに、山上に登ることもしばしばであり、事実上の調査時間は実に限られたものであった。にもかかわらず、各市町村関係者のご協力により、予期以上の成果をあげることが出来たのは何よりであった。

三年間にわたって行った従来の調査は全く予備的なものであって、今後はこれによつて得た手がかりにより、本格的な調査を行うべきではあるまい。それには各市町村が主体となって、これに歴史委員会が協力し、各方面にわたっての専門委員会を加えて、じつくりと取組むべきであろう。一古希藍を添えて第三年次の調査報告とする。



財前家墓地国東塔群



石垣にされた諸田越国東塔



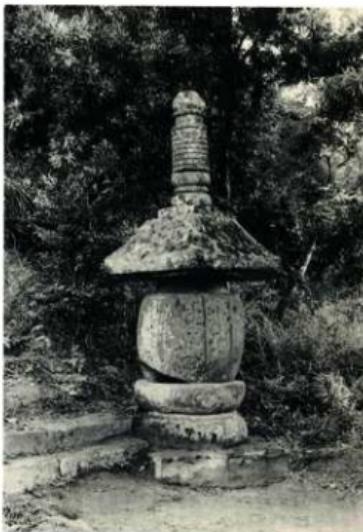
本明寺国東塔



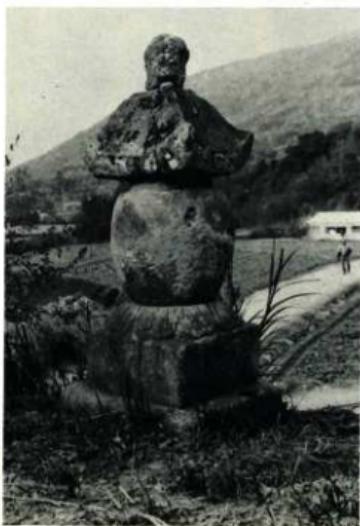
永福寺国東塔



小武寺異形國東塔



小武寺國東塔



向野庵寺國東塔



水月寺國東塔



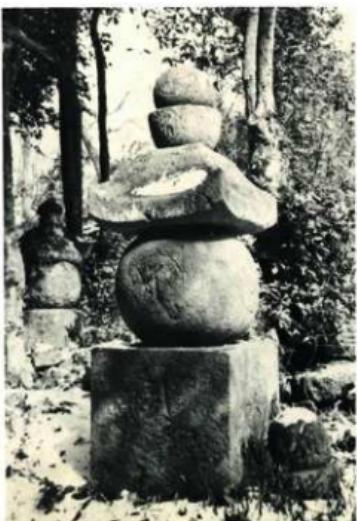
小武寺五輪塔婆



宇佐ゴルフガーデン五輪塔群



宝陀寺無縫塔



田原家丸山墓地五輪塔



西明寺三重塔



田原家五重塔



大内家墓地板碑



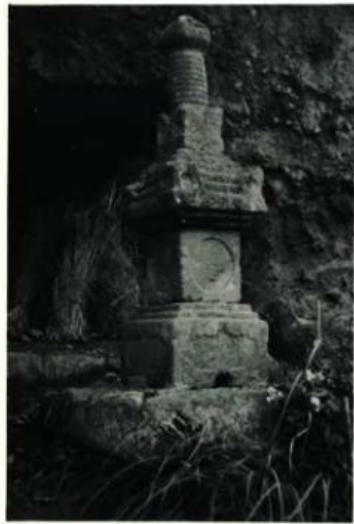
出原三重塔



大内家墓地宝箧印塔



西專寺宝箧印塔



穴居地藏宝箧印塔



地藏寺宝箧印塔



小武寺仁王像



福昌寺仁王像（吽形）



福昌寺仁王像（阿形）



下山觀音堂木造仏



小ヶ倉山下山觀音堂



土師器窯跡



土師器窯跡



地藏寺石殿（正面）



地藏寺石殿（侧面）



杵築地藏堂銚口



願成就寺懸仏



西明寺毘沙門堂銚口



西明寺山王權現銚口



西明寺觀音堂銚口

稻荷山祭祀遺跡



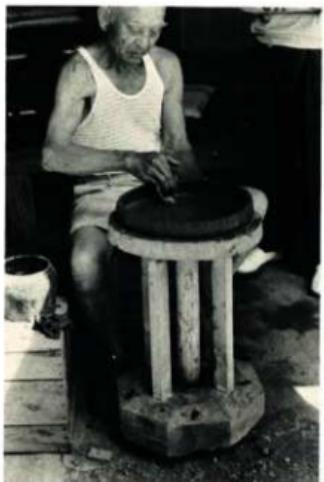
稻荷山遠望



乘越國東塔

(稻荷山登山口にあり
露盤より上を欠く)





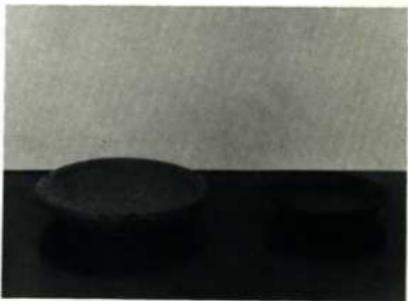
ほうろく焼製作実演



水月寺護摩堂前出土高塚（土師）



ほうろく焼製作器具



直会用具

民俗文化財關係調查報告

小

玉

洋

美

一修正鬼会関係

今回調査した六郷山周辺の諸寺院のうちで、修正鬼会を勤修していたのは、二カ寺だけであった。杵築市大字横城の横城山東光寺と山香町大字内河野の辻小野山西明寺がそれである。

確かに八幡奈多宮の神宮寺であった報恩寺においても、元和二年以前に鬼会が執行されていたことが記録されているが、詳細は不明である。また、古者の記憶によると大田村大字小野の竜源寺跡^{（龍源寺跡）}にある御堂では、明治四十年頃までオニオが行なわれていたという。

しかし、同地のオニオでは鬼は登場せず、両子寺より来た僧が香水練を突くだけであった。タイアゲは盛大で中村・小野・田原河内の各地区より青年が出て、藤かずらで大松明を作り、五挺か六挺を立てていたというが、詳細については再調査が必要である。

註 (1) 奈多宮所蔵の「宇佐宮と奈多宮江御行幸会次第」の中に同八幡宮の年中行事が記されているが、正徳元年に著された筑前村の「閑居口号」

「弥勒寺修正、報恩寺大般若經、宮寺大法会、夜ニ入鬼会アリ」と記されているが、正徳元年に著された筑前村の「閑居口号」にも「報恩寺にて大般若經有官司にて大礼あり夜に入り鬼会あり銀治屋の役是也」（久米忠臣氏筆写本）と記載され

ている。ここで後者に記されている鬼会が銀治屋の役であるという点については解りかねるが、前者は元和二年に再興された宇佐行幸会に関する記録の写である。「閑居口号」に明星院縁起（原本不明）が記載されているが、それによると「安岐郡奈多村寿宝山明星院神宮寺者蓋社司之密跡也（中略）宇佐宮過行幸之時宜也。細川豊前守相越中太守少卿入道三斎公而当院梁棟俄然改造焉」という記述があり、行幸会の明星院神宮寺が再興されたようである。とすれば、前掲の「宮寺大法会」は神宮寺において大法会を催し、夜になって神宮寺で鬼会を執行したと解釈してよいのではないか。

ところがまた『閑居口号』によると、当時の住職の話として「報恩寺又地藏寺は八幡の御寺にて真言天台宗と見へたり（中略）兩寺共に滅罪を不執行して当社敷地の内には人を葬る事を禁忌たりし故奈多村の死骸は安岐郡西本村覚安寺に葬りけ

る」と記されている。ここで問題にしたいのは、正徳の頃原本寺であった報恩寺が以前は八幡の御寺であったと伝承されている点と覚安寺が「天明年中六郷山寺院名簿」（『太宰府内志』豊後之九）では東光寺の末寺となっている点である。東光寺で修正会が勧修されていたのは前述のとおりであるが、元和年間の東光寺は荒廃していたので鬼会の執行は困難な状態にあったようである（『開居口号』所収「六郷山再興之事」）。

以上、史料不備のため正確な考証を欠くが、奈多八幡文書に記された鬼会は東光寺の鬼会ではなく、明星院あるいは報恩寺で執行されたものと考えられるが、どうであろうか。

註(2) 財前仁爾氏（明治二十五年生）より宝陀寺末電源寺と聞いたが「六郷山百八十三ヶ所靈場記」（大分県文化財調査報告書第三十八編「六郷満山關係文化財総合調査概要」）所収に記された第八十番龍華院の跡である。同院は「豐後國六郷山巡礼手引」（松岡史編「大分県修驗史料」所収）では「八十二番田原庄ノ内小野村同御領・禪宗・龍花院・本尊弥勒」と記されていて、禪宗宝陀寺の末寺であったのを裏付けている。しかし、百八十三ヶ所の靈場に入っているところからみると、本来は天台宗六郷満山の寺跡であって修正会が営まれていても不思議ではない。ちなみに、同所は小野日枝社の旧社地でもあった。しかしながら龍華院と両子寺との関係がいつから生じたか、何故両子寺の僧が来ていたのか説明できる資料はない。両子寺所蔵の「天台宗六郷山寺院名簿」には安永五年当時の両子寺支配の堂宇や末寺を記してあるが、小野村龍華院の記載はない。

1 横城山東光寺

東光寺は仁安三年の六郷二十八山本寺目録では、正宗分中山十箇寺の一つとして重要な位置を占めていたが、鎌倉時代に入つて間もなく豊後国守護となつた大友能直に院主職を押頸されている（中野勝彦氏「八幡信仰史の研究」下巻・八三三頁）。したがつて、安貞一年の「六郷山諸勤行目録」には寺名がみえないが、同寺に伝わる「六郷山再興之事」（『開居口号』所収）と題する記録

によれば、「鎌倉將軍頼朝公及御代尚以為鎮護國家之御祈福每年御祈之數指上之依茲下給御教書等數通有之」とあって、他の六郷山諸寺と同様に幕府の為に祈福したことがうかがえる。勸行の作法にしても

奉勸修七ヶ日不動行法、晦奉説大般若經一部、毎年春奉説仁王經一百度、
奉説諸尊經一千卷、奉説尊勝陀羅尼各千遍

右任關東御教書井守應所御施行之狀

と記されていて六郷山の法燈を燃えさせていたことが解る。ここで注意したいのは鬼会の行なわれる正月会についての記載がみられないことである。室町時代の「六郷山定願院主目録」（『太宰管内志』所収）では「東光寺院主真乘院ノ徒十二房」と記されていて、六郷山内の一寺としてあつかわれているし、十二坊を推して繁栄していたようである。この間の事情を寛文年間に同寺を再興した良俊法印の記録「六郷山再興之事」によつてみると「當寺本松坊者滿山之為懶政所故御寄附之寺頃異他寺過分依去堂塔僧房雖為美麗大友宗麟帰依外邪法堂舍閑被沒削消失矣。自爾以來堂山之十二坊始數山八百餘之院毫無令退転也」とある。このことの当否はともかくとして、寛文年間に良俊が比叡山から法印に任せられて横城山に来住した当時は「堂山到荒廢之節而氏子等他宗混雜而為緣之寺依之曆歲重月自衰微而堂社再興之無常神事祭礼如本式可執行無方便矣」という状態であった。したがつて、修正鬼会に関する資料には勸修不可能であったと想像されるのである（二の註引参照）。

さて、「太宰管内志」には「〔天明年中六郷山寺院名簿〕に安岐郷横城東光寺并策領、山門末、一、六所權現一、本堂薬師十二神符（中略）東光寺末寺西本村覺安寺などあり此寺の事いまだ考へず」と記されているが、安永五年の「天台宗六郷山寺院名簿」には
安岐郷横城村横城山東光寺
并策領
氣後守領

右山門末 檜那
三十軒

一 六所權現宮

一本堂 菩提師 日光 月光 十二神等

一堂 三

寄附田畠五段二十九歩 高二石九斗四升七合 山林 三町四方

末寺 経田阿弥陀 在山口村

覺安寺 在西本村

右 東光寺 在印

と記されていて江戸中期における東光寺の寺勢を知ることができる。

ところで、私の調査領域である鬼会についてみると、史料がなく、大正初年頃まで執行されていた鬼会に参与した人物もいなかつた。わずかに、子供の頃鬼会の際に「ノ坊に松明を持っていったのを記憶している人に会えただけで、聞き取り調査さえ覚つかない有様である。現在同寺には鉈鬼（女面）一面しか残存していないが、鬼の採り物である不動刀・斧・槍が残っているところからみて、同寺の鬼会には炎払鬼・荒鬼・鎗鬼の三鬼が登場していたことがわかる。鉈鬼の男面は杵築市内の某氏が所持していると聞いたが、三鬼面の散逸が惜しまれる。

鉈鬼女面の法量は面長二一・四センチ、幅一五・五センチ、深さ七・五センチで、頭髪や眉を墨書き顔面には白粉を塗ったあとがある。素朴な作で銘はない。楊と斧は二個ずつあり、一つは古く柄の先端に紙房を結ぶ穴をあけてある点や製作技法からみて同一時期の作と思われるが明治初期頃のものであろうか。斧刃の中央に逆ハート形のくり抜きが見られる点に特色がある。楊頭は桐材で虫損がみられる。新しい方の斧は杉材で刃先が古い斧より広く頭部を入れさせてある。不動刀も杉材で板状の両刃。楊は桐材。三つとも同時期の作で新しい、粗雑な作りである。

また、同寺には祈禱札の版木が五面あるが、そのうちの一箇は鬼会の祈禱札である。推測を許されるとすれば、同寺所蔵の大般若

經六百卷が天保十五年に施入されていることから、この前後の東光寺は善男善女の信仰を得て六郷山寺院として法燈も盛んで、修正鬼会も勤修されていたことと思われる。しかし、明治以後の六郷山寺院が修正鬼会を執行するに際して三組に組織され、東・西・中の各組寺院が相互扶助しあうようになったのはよく知られているが、東光寺が東組に加入していないのは何故であろうか。再考を要するところである。

2. 辻小野山西明寺

仁安三年の「六郷二十八山末寺目録」では本山分末寺となっているが、中野愬能先生は後山金剛寺の末寺とされている（同氏「六郷満山の歴史」・和歌森太郎氏編「くにさき」所収）。安貞二年の「六郷山諸勸行注進目録」でも本山分となっているが、法会について「正月一日至同三日三夜勤之」という記述がみえる（『太宰管内志』巻後之七・遠見郡）。正月とは正月会のことであるから、他の六郷山寺院と同じように、三日目の夜に鬼会を催していたことが推察される。『太宰管内志』の巻後國八巻・国崎郡上には、辻小野寺が中山分末寺と記されたり、本山分本寺と記されたりした記録を紹介してあるが、弘安七年の「六郷山御祈禱卷數目録」では本寺と同じじような扱いを受けていることからも、鎌倉時代における同寺の隆盛がしのばれるのである。

くたって、室町時代の「六郷山定額院主目録」では、西明寺の院主は後山金剛寺となっている（中野氏前掲論文「くにさき」二八三頁）。江戸時代の「天明年中六郷山寺院名簿」によると日出領、山門末となっていて、同寺の本尊は不動明王だが本堂に千手觀音を安置しており、他に神楽堂・山王權現社・仁王門・毘沙門堂のあることを示している。毘沙門天立像は承久五年の胎内銘を有し、藤原時代の作（眞有文）として知られているが、「太宰管内志」には「国人三」として「辻小野寺は山香郷内川野村大牟礼山ノ下にあり、今はいたく衰へたり（中略）。古は大寺なりしを今は荒廢甚し。桜の馬場ありて今も古様數株あり」と記して、天保期における同寺の有様を述べている。

さて、鬼会に関しては、明治二十三年に作成されたつぎのような史料が、山香町内河野安部清氏宅に保管されている。

表題は「鬼会奉賀寄進帳」とあり、表紙右側に「明治二十三年一月五日」同左側に「遠見郡中山香村字辻小野」とそれぞれ一行書きされている。たて書き・こより縦の冊子である。一頁に趣意書が記されているので全文を掲げておくことにする。

辻小野山王權現宵者吉仁門^{アマニ}音聲之御開山ニテ大古ヨリ鬼会祭有之哉ト聞傳候得其後中絶ニ相成居候處、又候天保年間之頃ヨリ再祭礼行ヒ來リ、惡病災難除ケニテ誠ニ祈^{アマニ}之御祭ニ付、氏子貳拾戸之面々所々ニチ小戸之御助力ニ預リ、是迄毎年無^{アマニ}鬼会祭施行致候得共、何分小村故夫々手對^{アマニ}不履行、本年ニ於テハ鬼会祭料充物之要集思立候間、村内並ニ他村ニ至ル迄、志之御方機ニハ多少ニ不限奉賀之寄附御記シ被下度、伏テ御依頼申上候也

右によると、天保年間に鬼会が再興されて以来毎年執行してきたこと。小村で鬼会を維持することが困難になつたことなどを知り得るが、同年の寄附については、

一 玄米	四 斗	新庄 増太郎
一 同	四 斗	新庄 勇造
一 同	三 斗	新庄 龟太
一 同	二 斗	新庄 幸三郎
一 同	二 斗	阿部 熊次
一 同	五 升	池田 虎市
一 同	五 升	阿部
一 同	五 升	藤本 伊平
一 同	志 手	

一 同	壱升	宇都宮 吾太郎
一 同	壱升	(記名なし)
一 同	壱升	"
		となつてゐる。
		また、同報によると明治二十七年正月十二日は甲斐等太郎という人が脇差を志願寄進している。正月十二日は西組の最後の鬼会が西明寺で勧修される日であるから、恐らく鬼会の当日に寄進されたものと思われる。脇差は鬼会の差定のうち「四方固め」において必要な採り物である。とすれば明治二十七年には西明寺で鬼会が執行されたことは間違いない。同寺の鬼会がいつ廢止されたか不明であるが、安部浩氏宅には鬼会面・鬼会式が保存されており、西明寺(無住)には鬼の衣裳や採り物・修正鬼会祈禱札の原本などが保存されている。
一 法華機法	ほつけせんぽう	
二 咒願	しゅがん	
三 初夜次第	しょやしだい	
四 大懺悔	おおいさんげ	
五 佛名	ぶつみょう	
六 法咒師	ほづし	

いま、西明寺本堂の壁に張つてあった差定(鬼会の次第と役割を記したもの)を紹介するところのとおりである(中折紙で大きさはたて三九センチ・横五三センチ大草書よりやゝ小さく虫損が甚だしい)。

修正鬼会式

七神分 じんぶん

三十二相 さんじゅうにそう

薬師敎華 ほつけさんげ

縁起 えんぎ

八米華 まいけ

九開白 かいびゃく

一〇香水 こうすい

一一四方固 しほうがため

一二鉢鬼 すずおに

二三荒鬼 あらおに

災払鬼（赤鬼）

荒鬼（黒鬼）

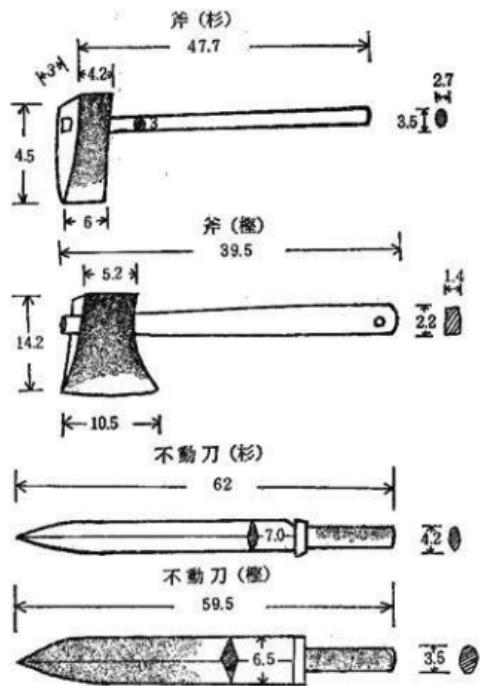
一四鬼後咒 きごしゅ

右は次第のみで役割を示す寺名を記してないので「差定」ではなく修正鬼会式「次第」であるが、これを現在も執行している西組の天念寺鬼会の差定と比較すると番数が極めて少ないと氣付く。すなわち、西明寺のそれは一四番しかないのに對して天念寺の番数は二二となっているのである。いまこれを比較検討する余裕はないが、同じ西組の僧侶が參加して執行しているのであるから勘修内容に差があったとは考えにくい。現在、西組の各寺院の僧侶が所持して居られる鬼会用の手記をみても寺院によって鬼会式に差が

あつたとは記していないからである（東組との差は認められるが）。とすれば、現存する西明寺の鬼会式斧定は表記が簡略化された結果であると考えられる。

つぎに、西明寺所蔵の鬼会用具について述べる。所蔵に保管されているので保存状態はよいが、鬼会の衣裳は虫損を防ぐ措置を講ずることが必要である。荒鬼・炎払鬼の衣裳にはつぎのようなものがある。

黒染麻筒袖上衣（一）・同バッヂ（一）・淡茶染筒袖上衣（三）・淡染バッヂ（二）・緋染麻筒袖上衣（三）・緋染麻バッヂ（三）以上は鬼の衣裳としては多すぎるが、鬼の介錯の衣裳ではなく上衣・バッヂともに作りは同じである。黒は荒鬼、茶色は炎払鬼用と考えられるが、紺色を用いた時期もあつたに違いない。なお、焰鬼の衣裳は模様入り麻布広袖上衣が二着ある。



第1図（鬼の採り物）

採り物は芒と不動刀が各二個ずつ残っているが、木米は各一個で充分な筈である。材質からみて、杉で作った芒と不動刀の方が作りが古い。椎木の堅木で作った斧と不動刀は新しいが、斧の形や不動刀身が広く、杉材のものより体感よく作られている。（第一図参照）

なお、鬼の採り物からみると、同寺の鬼は二鬼が登場する岩戸寺の鬼会と同様かと考えられ、炎払鬼（赤）は斧

と松明、荒鬼（黒）は不動刀と松明を持っていたよう、前記の差定でも登場するのは二鬼となっている。しかし、本来は荒鬼の探り物は棒で、鎮鬼の探り物が不動刀である。したがって、同寺では鎮鬼が登場せず、荒鬼が鎮鬼を兼ねていたか、あるいはその逆であつたかという疑問が生ずる。

そこで、大字内河野の安部清氏が保管している鬼会面についてみることにする。同家には盜難予防のために西明寺所蔵の鬼会面六面と鬼会式四巻が保存されている。

まず二本角をもつた炎払鬼面は赤色を基調とした胡粉彩色漆仕上げで神業面と同じ作りである。法量は縦二八センチ・横二〇センチ・深さ一〇・五センチ。角の長さは二〇センチである。一本角の赤鬼は、角の長さ一一センチで横二〇センチ・縦三四センチである。つぎに一本角の黒鬼は縦二九センチ・横二一・五センチで角の長さは一一センチである。さらに、一本角の黒鬼（縦二九センチ・横二五センチ・深さ一四センチ・角二二センチ）は面裏につきのよな墨書き銘があるので、明治十三年作と知れる。

明治十三年辰月寄進 豊後国速見郡野原村 帯刀久六 六十年

同因同那 何松浦吉紀昌盛 五十二年

面は楠材で神業面を思わせる彩色仕上げである。鉢鬼は二面あり、男面は縦二一・三センチ、横一六・二センチ、深さ七・三センチで口を開じていて、女面は縦二一・八センチ、横一五・六センチ、深さは七・三センチの阿形面で作法はともに同じであるが銘がないので何時頃の作か不明である。幕末が明治初年の作と思われるが確証はない。

つぎに、鬼会式についてみると、「経起導師作法」の奥書に

于時 明治二十二己丑天 九月中旬

胎藏寺現住 三郎大阿闍梨

円明院蒙清謹書之

と記されている。また、「神分導師作法」の奥書きには、

貳時 膜恋二年寅九月吉旦 義謙題如

老翁序書

紀之新庄行邑

山口

幸右衛門謹

とある。さらに「初夜」と「仏名經」の奥書きには

維時 膜恋二年寅九吉辰 拝写

幸満住僧顕如叟邦

紀之新庄行邑

山口幸右衛門免記之

と記載されている。いずれも巻子立てで箱に納めてあるので保存状態はよい。右によつてみると、膜恋二年に寫された鬼会式は善満(坊)に住んでいた顕如叟邦という僧が幸右衛門の依頼で筆写したことがわかる。また、明治二十二年に胎藏寺の豪清が「縁起作法」を筆写しているが、これは前に述べた「鬼会奉賀寄巡懶」の存在とあわせて考えると興味深いものがある。

さて、西明寺に遺されている香木棒は長さ七七センチ、両端の小口の直径が四センチで三段に削り掛けをつけてある。ハゼの木を削つて作ったものと思われる。また、鬼や鬼の介錯が所持するとみられる松明が一本残っている。長さ九〇センチの堅木で、先端を深く割り込んで燃え易いようにしてあるが、この種の松明は他の六郷山寺院にはみられなかつたものである。さらにもう、同寺には御祈禱札を刷る版木が残されているが、そのうちの一枚には「修正鬼会札・元三大師の絵」「修正鬼会御祈禱札・西明寺」という文

字・繪が陽刻されている。

二 峯入り行関係

今回の調査で峯入り行に関する記録を残している寺院はなかった。江戸時代寛延二年に峯入り行が再興されて以来、安永八年・寛政十一年・文化十四年・天保八年・嘉永六年と六回にわたって実施された際の柱銘・修札に記された入峯行者の中にも、今回調査した六郷山寺院の名は見出せない。しかし、宇佐市・遠見郡山香町・杵築市・西因東郡大田村のなかには、入峯行花路に含まれる寺・院・坊・岩屋・神社が少くないことは「六郷山百八十三ヶ所靈場記」(大分県文化財調査報告書・第三十八編「六郷満山関係文化財総合調査概要」)所収によって明らかである。そのなかから今回の調査対象とした寺社を挙げるとつきのとおりである。

第四番 吉水山福昌寺(靈龜寺)

第七番 洋波戸山海藏寺(水月寺)

第十四番 辻小野山西明寺

第二十一番 天住山小武寺

第七三番 大田村石丸 地藏院

第八〇番 大田村小野 龍華院

第八一番 大田村小野 薬師堂

第一八一番 奈多八幡宮

第一八三番 横城山東光寺

右のうちから仁安三年の「六郷二十八山本寺目録」に所載の寺をあげると、吉水山靈龜寺と津波戸山水月寺が本山本寺、横城山東光寺が中山本寺とされており、辻小野山西明寺は本山分末寺となっている。ところで、前記の「百八十三箇所靈場記」には出でないが、日出町赤松の願成就寺が本山分末寺として名を連ねている。

さて、「太宰管内志」には靈龜寺について「宇佐郡兩戒村福昌寺より三町許上に吉水ノ神社あり、是靈龜寺の跡なり（中略）六郷山の僧徒峯入の時は、古來の例なればとて此處にて休息す」（豊前之十一・宇佐郡四）と記されている。また、津波戸山水月寺は仁聞菩薩が六郷山を開創するときに、華嚴・法蓮・鉢能・覺満の四人とともに法華経を書写した靈廟として知られ、「為供ニ觀水ニ以シ筆指ニ岩面ニ、清水忽涌出而元旱不絕」（六郷満山略記）現在も山頂の岩屋の左側に水が湧き出ていて、仁聞の泉水と伝えられている。ところで「豊後善鳴錄」によると、能行が津波戸山に参詣して修業を重ね、仁聞菩薩の示教を得て二八の靈場巡礼を復興したと記してあるが、これは本山本寺の跡でもあり、入峯行に相応しい行場を備えている。

つぎに、辻小野山西明寺について「太宰管内志」は、鎌倉頃の文書に本山分本寺と記したものであるのを記載してあるが、もし本寺の扱いを受けたとすれば当然峯入り行の対象とされていたに違いない。しかし、確証はない。さらに、大田村の地蔵院・龍華院・薬師堂については、峯入り行者が巡礼した事実があるかどうか、全く手掛りがない。

最後に、横城山東光寺は中山本寺であったから、鎌倉時代に入っていた早く大友氏に院主職を押領されたとしても、入峯行者の最後の行場として重きをなしていたと思われる。西子寺所蔵の「六郷開山仁聞大菩薩本記」に、能行が告示された峯入り行の道筋の最後が横城山となっている点から、嘉永六年の写本で史料としては疑義が多いにしても、峯入り行の最終地点と考えてよいのではない。また同書に「後口山岩屋ヨリ」とある後山を「六郷山百八十三ヶ所靈場記」に記す第一番札所後山岩屋（金剛寺）とすれば、「本紀」は「靈場記」を踏まえて書かれたものと考えられる。ところが、「太宰管内志」によると、宇佐の御許山上の石休擁現の手前に鳥居があつて、門縄を張りめぐらして立入りを禁じてあるが、「豐後國東大郷六郷二十八山の寺院二十一年に一度峯入りの時、此山

に来たり、注述を切ておくに入ると云」（豊前之十・宇佐郡三・石体権現社）と記されているのをみると、入峯行の出発点は御許山と考えられるのである。六郷山寺院と宇佐八幡との関係からみて、後者の方が本来の姿ではあるまい。事実、嘉永六年の峯入り行の山発点は御許山であった。（『国東半島史』・下巻・三三九頁）とすれば、「靈場記」で第一八一番に掲げた奈多八幡は、宇佐行幸会の最終地であるから、峯入り行者にとっても立寄らねばならぬ靈場であったに違いない。

以上、峯入り行に關係のある調査地について考察を試みたが、前回・前々回のような入峯行を立証する柱銘や修札は皆無で、現地調査の実績をあげることはできなかった。なお、御許山については、今回は未踏査であったが、以前登録したことを見記しておく。

三 そ の 他

(1) 下山觀音堂について

大山村小ヶ倉に下山觀音堂がある。山腹の絶壁を背にした岩窟に觀世音菩薩を安置した厨子が祀られている。環境からみると六郷山岩窟に相応しいが、史料の裏付けはない。今回の調査で、尊容もさだかではないが一見して仏像と解る木像を発見した。これが「靈場記」第六番の岩窟堂跡とすれば、本像は不動明王であった筈であり、第六七番東光寺とすれば、木像は薬師如來像ということになる。地理的には第六番の三宮大明神から一〇丁の距離にあるのは、岩窟堂ということになるのだが、後の謹願としたい。ところで、下山觀音は雨乞い祈願に靈験があり、厨子の背面と側面に祈願成就の墨書きがある。それによると、雨乞祈願に際して、小ヶ倉の下山觀音像を下著掛の木下古堂に勧請して祈願すると、靈験を得るとされていたことが解る。ここで、木下古堂が「靈場記」に示す距離からみて、第六七番東光寺に当るのでないかと思われるのだが、今は推量に過ぎない。なお、急のため厨子に記された祈願成就の墨書きを次に掲げておくことにする。

雨乞祈願成就記（観音像厨子背面に墨書き）

明治廿七年八月非常ノ旱魃ニシテ畑作皆無ニ相成田面角烈シ到底人力ノ及バザルニ付小ヶ倉觀世音ヲ木ノ下古堂へ御勅上ニ相成。夜三日田堀村上野金福寺住職渡辺紹俊殿ヲ以祈願候處雨降村民一同相喜居り候依而御因子ヲ製作ス。

西國東郡田原村大字下者掛村

明治廿七年

八月廿六日

製作人

河野富平

同

（観音像厨子の側面）

大正十五年八月三十一日早天つゝく事五十日余田畠ノ作物悉ク枯死セントス到底人力ノ及ハサルニ付キ小ヶ倉觀世音様ヲ木ノ下古堂ニ御勅請満一周間石丸地藏寺早崎元昭師ヲ以て諸願候處満願ノ日ニ至り大雨ヲ降シ賜ハル区民一同大ニ喜ブ。

大正拾五年九月九日參籠ノ時之ヲ記ス

同

（縦四〇センチ・横二三センチの杉板に墨書きしてある）

時昭和五年八月大旱アリ。草木正ニ枯死、攀樹雨乞ヲスレ共尚降雨ヲ見ズ。此處ニ我等講信仰セル下山華提觀世音菩薩ニ、二日間ノ祈願參拜。時希ナル哉。愛媛県越智郡日高村豐島ヒエ女ト云ヘル弘法大師行者ヨリ、共々ニ祈願ヲ込メシニ、三日間ニ夜中ニ降雨ヲ見ルベシ。故ニ口歌ノ盆踊リニヨリ仏ヲ讚歎スペシト豫言セシニ、果シテ二日日夜ノ二時頃、一乗雨來四日ニ、大晴ノ大利益アリ。是実ニ華提觀世音菩薩ト弘法大師ノ加護、不思議ノ靈感ニ依ル。ニ外ナラス。我等一同勸喜ス。

昭和五年八月廿七日

下 奈 摂 大 師 講

(2) 八八カ所靈場大略図の几例

弘法大師像を安置した祠堂や石像を靈場として八八カ所の札所を巡拝していた例は多い。今回調査した日出町の蓮華寺にも「日出辻間 藤原 大神 川崎 八拾八箇所靈場大略図」が所蔵されていて、旧五カ町村を範囲とした靈場が設けられていたことを知り得る。本図は一紙の木版絵図で、方位は正確でないが、番数と靈場間の距離を示したものである。図中記載の地図記号（第2回参照）に学校を「文」としていい点よりみて、明治前期のものと推測される。當時蓮華寺を一番札所とした八八カ所靈場巡りが、旧日出藩領内で現在の日出町内の各地を網羅した一日行程のものであった点に注目したい。

第2回 88カ所靈場大略図の几例



蓮華寺は高野山の真言宗であるが、その創建については、異説があつて不明な点がある。大神氏の菩提所浮津密乗院の跡を、日出藩初代木下延俊が再建して蓮華院という住職を住ませた（日出藩圖跡考）とする説もある。同寺所蔵の網本著色仏涅槃図および千手觀音立像は県指定有形文化財で、ともに鎌倉時代のものである。また、同寺の所蔵の古文書の中には「文政四月五月・豐後國七郎前宇佐郡當山流修驗諸補任・豊後國翌装頭蓮華院空静代」と表記した冊子があり、文政四年から嘉永三年に至る修驗者の補任が記されている。同寺には修驗關係の史料が多く保存されているが、近世に入って真言宗系の当山派修驗者が六郷山でも活動していたことを示している。同寺には修驗祈願師的な里山伏であるから、山舟修驗の天台宗六郷満山などのような交渉があったのか究明したいところである。

(3) 小 武 寺

天住山小武寺は山香町大字小武にあり、空也上人の創建と伝えられ、真言宗に属している。鎌倉・室町時代にかけて寺勢大いに振ったが、大友宗麟のとき破却されたという。ともあれ「元龜中大友臣徳永親宣重修」之（『豊後國志』卷之三）、慶長五年隆賢法印が之を修興した（『豊後通志』三四四頁）。

同寺は俱利迦羅不動像（吳有文）を安置してあるので有名であるが、現在は無住となっているため、地区の人が管理している。本堂に「弘化四年正月吉祥日・現住空静代」と経箱に墨書銘のある大般若經が保存されている他、南教法具や仏涅槃圖も地区で保管されている。堂内には百萬遍に用いる大珠数や版本が保存され、版本には「開運星守護・惡星退散・善星皆來」「回向祭・小武寺」などの文字を陽刻してあるのも、同寺が祈福寺であったことを示している。なお、現在同寺は無住のため、日出町の真言宗連華寺が住職を兼帶している。

四 終 り に

昭和五〇年度から三年計画で実施された六郷満山関係の総合調査に民俗部門担当として参加したので、調査に際しての問題点と今後の課題について、私見を述べてまとめとしたい。

すでに、前々回（『大分県文化財調査報告書』・第三十七編）および前回（同・第三十八編）の拙稿で述べてあるが、民俗調査には有形・無形のいずれの場合も、伝承者からの聞き取りが前提となるので、時間をかけなければ満足すべき結果を得ることができない。それも六郷満山文化を対象として、宗教民俗学からの究明をする場合には、現状の聞き取り調査だけでは不充分で、文献・史料を援用した現地調査が不可欠となる。しかも、六郷満山の実態を明らかにするためには、比叡山や各地の山岳信仰、近くは彦山・求

善提山などとの比較も重要な作業となる。

六郷満山文化が八幡信仰を基盤として、彦山や熊野修験の影響を受けて形成された点については、中野橋能先生の「八幡信仰史の研究」があるが、屋敷神や小一郎神・荒神信仰・先祖や村のまつりなど、国東半島内にのこっている宗教的民俗事象については、まだ不明な点が多い（和歌森太郎氏編「くにさき」の巻末に、くにさき関係の参考文献を掲載してあるので参照されたい）。これらの民俗事象が、六郷満山文化とどのような関わりをもち、如何に変化してきたか。あるいは全く無関係な信仰行事であったのかなど、解明すべき問題が多く残されている。しかし、今回の総合調査に際しては、地元市町村の予備調査にもとづいて、予定された物件・遺跡・遺跡を主対象としたので、密教寺院の特色である急峻な山腹の寺跡踏査に時間を費すことが多かった。したがって、調査に時間が必要とする民俗担当者としては、日程からみて聞き取り調査の時間と人に因縁を予想したので、今回は六郷満山文化に直接関わるのある修正意見と答入り行事に視点をしづらって調査を進め、報告をまとめた次第である。

なお、今回の調査地域内にも御田植祭や楽が存在している。前者は杵築市の奈多八幡宮と若宮八幡宮で毎年行なわれていて八幡信仰と農耕儀礼の結びつきを如実に示しており、後者も杵築市の若宮楽と山香町の立石楽が毎年執行されている。日出町の辻間楽は二〇数年来中絶されたままであるが、大正一四年刊行の「豐後速見郡史」によると「樂は旧時時代郡内広く行なわれ、人致諸村一定せず、或は七十二炳あり、三十三がらあり、樂人は腰みのを着し、胸に鼓を着け、羽毛又は金銀紙にて飾りたる旗印様の杖矛を負い、神社の祭礼に之を行ふを常とす」（同書・二〇八頁）と記されていて、近年は衰えたが山間部では、なお行なっているとも記している。前記の三箇所の楽は、無形民俗文化財として県指定を受けているが、これらについては「大分県文化財調査報告・第十四輯『大分県の民俗芸能』」に報告されているので参照されたい。また、奈多八幡宮と若宮八幡宮の御田植も県指定を受けているが、後者については入江英親氏「若宮八幡社の御田植神事」（『大分県地方史』三号所収）、前者については直元廣治氏の詳細な報告がある（前掲「くにさき」所収論文）。

ところで現存の樂以外に大正末期まで行なわれていた樂については、国東半島内にもその存在が知られているので、今のうちに掘り起こして、記録だけでも残しておきたいものである。

同様に、近世の六郷満山文化に深い因縁をもつ修験者や盲僧についても、早急に調査を進めるべきである。許築藩の「寺社法拾錄」(杵築市教育委員会所蔵)によると、文政四年まで境内には修験寺院が一五あり、山伏が八坂手永に一五人、安岐手永に一四人、小原手永に一〇人、竹田津手永に一人、西子手永に四人居住していたことがわかる。また、先述の口出町薬草寺所蔵文書によつて、江戸時代中期以降の山伏・修験寺院の所在を知り得るので、六郷満山文化の解明に手掛かりを得ることができよう。修験道は明治五年に廃止されたが、修験寺院や山伏はどうなったのか。現在では国東半島内には修験者は住んでいないようである。

盲僧にしても、「寺社法拾錄」には、八坂手永に三人、安岐手永四人、小原手永七人、来浦手永一人、竹田津手永二人、西子手永二人の計二〇人が記録されているが、現在では僅かに武藏町と西東町に三名のみとなっている。当地の盲僧琵琶は天台仏説宗に属した成就院系玄清法流で、琵琶琵琶を用いている。近年はテレビで放映され、マスコミに乗って注目を集めているが、CBSソニーカラーテレビの「琵琶法師」と題した録音映像が出され、保存に貢献している。司教には「三札」「懺悔文」「勸請文」「仏説大荒神秘密神呪經」「般若心經」「かまどの御本地」「仏説三宝大荒神施与福徳印満陀羅尼経」「荒神和讃」「荒神真言」「回向」「三札」「地神和讃」「神降ろし」「法華經普門品」などが収録されているので、號經と琵琶の記録は、後世に永く伝えられたことになった。しかし、問題は後繼者である。修験者と同じく盲僧も、国東半島から姿を消すのではないか。早急な対策が期待される所以である。同時に、滅び去った修験・盲僧の活動を掘り起こして記録化することも当務である。六郷満山文化の解明には、このような基礎的調査の積み重ねが必須条件となるからである。

付記

前回の報告書（大分県文化財調査報告書・第三十八輯「六郷満山関係文化財総合調査概要」）一三六頁の私の記述について誤りがあつたので、この機会に訂正をしておきたい。

まず、九行目の「旧千燈寺は……火災で消失して」という点について、調査に同行された河野忍陰氏より「同寺は天正の兵火のうち火災の記録はない。明治初年に西の坊が焼け、その跡に現在の千燈寺が移ったもので、旧千燈寺の建物は朽ち果てたものである」とのご教示を受けた。そのとおりであるので訂正する。つぎに一二行目の「昔は三六坊を據していたこともあり」についてもご叱正を受けたので、同氏の言われる如く「山六坊・里六坊の一坊」と訂正したい。「太宰管内志」の「六郷山定額院主目録」に捕陀落山千燈寺兼松院の徒呂三十八箇所あるのを記憶違いで記した次第で恥入っている。江戸時代の「天明年中六郷山寺院名傳」にも「天台宗六郷山寺院名傳」（西子寺藏）にも千燈寺の項に三六坊の記載はみられない。参考までに後者の記載を紹介すると、千燈寺の坊中としては西之坊、下払坊があげられ「植那七十軒三坊配当」とあり、支配末寺としては平等寺・金光寺・真覚寺の三カ寺を記してあるのみである。

〔編者注〕

本書一四八頁に「日出町の辻祠堂は一〇数年来中絶されたままであるが……」と記しているが、これは祠堂当時の状況を記したものである。昭和五十六年三月に日出町辻間妻愛義少年団の手によって幸々しく復活したので付記する。



西明寺の鎮鬼面



西明寺で使っていた鬼会式（慶応2年
筆写されたもの）



西明寺の災払鬼面



西明寺の荒鬼面



東光寺の鈴鬼（女鬼面）



東光寺の鈴鬼（男鬼面）



西明寺の鈴鬼（女鬼面）



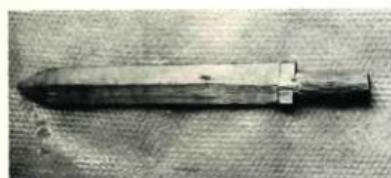
西明寺の鈴鬼（男鬼面）



東光寺・荒鬼の槌



東光寺・災払鬼の斧



西明寺・鬼の採り物（不動刀）



西明寺・災払鬼の斧



西明寺・鬼会に用いる香水棒



東光寺・鬼会御符の版木



西明寺・荒鬼の上衣



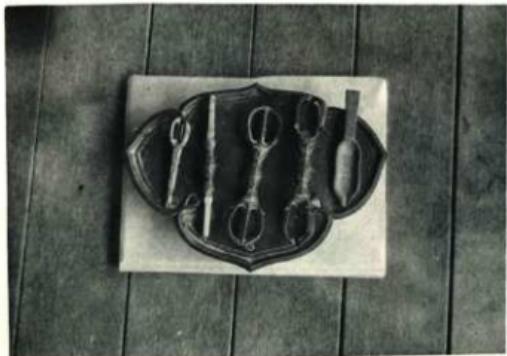
西明寺・鈴鬼の上衣



大田村小ヶ倉の下山観音堂



辻小野山西明寺本堂



小武寺の密教法具



願成就寺・牛馬安全
祈禱札の版木

大分県文化財調査報告 第六十二編

六郷満山関係文化財総合調査概要(二)

一杵築市・日出町・山香町・宇佐市・大田村の第一

昭和五十七年三月二十日 印刷

昭和五十七年三月三十一日 発行

編集 大分県教育厅文化課
発行 大分県教育委員会
印刷 明治印刷株式会社